

伊方町第2次総合計画



よろこびの風薫るまち 伊方

～ みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～



ごあいさつ

私たちが暮らす伊方町は、四国の西端から九州に向かって真っすぐに伸びた日本一細長い“佐田岬半島”のまちです。

この半島で暮らす私たちは、温暖な海洋性気候が育んだ美しく豊かな自然と、温かい人情にあふれた故郷の伝統文化などを大切に守りながら、未来へと伝えるために一人ひとりが活力とうるおいに満ちたまちづくりにつとめています。

現在の伊方町は、平成17年4月1日の3町合併によって誕生し、合併から10年が経過したことに加え、急速な少子高齢化と人口減少による環境変化や、平成23年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原発事故で生じた原子力災害に対する不安など、住民の暮らしの安心・安全に対する関心が高まったことにより、町政は大きな節目を迎えています。

こうした状況の中、町民の皆さんと一緒に取り組んできた新町まちづくりの成果を踏まえ、様々な時代の変化に的確に対応し、佐田岬のかけがえのない宝物を大切にしながら、伊方町のさらなる飛躍に向けて「伊方町第2次総合計画」を策定しました。

この総合計画に掲げたまちの将来像“輝く人々・豊かな自然、よろこびの風薫るまち伊方”の実現にあたっては、町民・地域・行政が一体となり、みんなが町の未来を選んでまちづくりに取り組み、そのことにより誰からも選ばれるまちを目指し、また、佐田岬半島の豊かな自然と地域の魅力を活かし、暮らす人々と訪れる人々の誰もがしあわせを実感できるまちを目指してまいります。

そのため、町民の皆様一人ひとりのご理解とご協力をいただきまして、着実に計画を実現することで、伊方町に生まれ育ち、住んでよかったと実感できるまちづくりに取り組んで参りますので、お力添えいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたりご協力をいただきました関係各位に心から感謝し、厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

伊方町長 **山下 和彦**



第1編 ● 総論

第1章 計画策定の趣旨	8
第2章 計画の構成、期間、位置付け	9
(1) 計画の構成と期間	9
(2) 計画の位置付け	10
(3) 県計画における本町の位置付け	10
第3章 伊方町の特性と時代潮流	11
(1) 本町の特性	11
(2) 時代潮流とこれからのまちづくり	14
第4章 次の10年の重要課題	18
(1) 定住人口の減少抑制	18
(2) 産業の成長、交流の活性化	19
(3) 元気人口の増加	19
(4) 協働による主体的なまちづくり	20

第2編 ● 基本構想

第1章 まちの将来像	22
第2章 まちづくりの将来フレーム	23
(1) 将来人口	23
(2) 地域整備方針	24
第3章 基本目標	26
[1] 保健・医療・福祉 ～絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり	26
[2] 教育・スポーツ・文化 ～「ふるさと愛いっぱい」の人材（人財）が育つまちづくり	27
[3] 住環境・社会基盤 ～定住の希望を叶える、快適・安心・安全なまちづくり	28
[4] 自然環境・環境保全 ～豊かで美しい環境で暮らす、自然を楽しむまちづくり	29
[5] 産業振興 ～農・漁・商工・観光が一体となる、産業全体が成長するまちづくり	30
[6] 住民協働・行財政 ～信頼と協働で創る、全員参加のまちづくり	31
第4章 施策体系	32

第3編 ● 前期基本計画

第1章 保健・医療・福祉	36
施策1-1 健康増進活動の推進	37
施策1-2 医療体制の充実	40
施策1-3 結婚・出産・子育てへの支援の充実	42
施策1-4 高齢者福祉の充実	45
施策1-5 障害者福祉の充実	49
施策1-6 地域福祉の充実	52
第2章 教育・スポーツ・文化	55
施策2-1 学校教育の充実	56
施策2-2 生涯学習・生涯スポーツの活性化	60
施策2-3 伝統・文化の継承と発展	64
第3章 住環境・社会基盤	67
施策3-1 道路・河川の整備、交通環境の充実	68
施策3-2 港湾機能の充実	71
施策3-3 住環境の充実	73
施策3-4 防災・消防体制の充実	76
施策3-5 安心・安全なまちづくりの推進	79
第4章 自然環境・環境保全	81
施策4-1 資源循環型社会の実現	82
施策4-2 上・下水道の整備	84
施策4-3 自然環境・生活環境の向上	87
第5章 産業振興	89
施策5-1 農業の振興	90
施策5-2 水産業の振興	94
施策5-3 観光・ツーリズム・商工業の振興	97
第6章 住民協働・行財政	101
施策6-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進	102
施策6-2 地域間交流・国際交流の推進	105
施策6-3 協働のまちづくりの推進	107

資料編

[1] 伊方町総合計画策定条例	112
[2] 伊方町総合計画審議会条例	113
[3] 諮問・答申	115
[4] 伊方町総合計画審議会 委員名簿	117
[5] 伊方町総合計画 策定経過	118

第1編

總論



第1章

計画策定の趣旨

佐田岬の自然や伝統文化を活かして新しい時代にふさわしいまちづくりを進めてきた伊方町(以下「本町」という。)は、平成17年4月の3町合併から満10年を節目として、新しいまちづくりのステージに進みます。

合併からの10年を振り返ると、国全体での人口減少社会の到来と少子高齢化の進展、経済の一層のグローバル化(国際化)は合併時に予測できておりましたが、アジア諸国の急速な成長と相対的な日本経済の縮小化、新しい経済連携である環太平洋パートナーシップ(TPP)協定の締結、そして未曾有の被害が発生した東日本大震災など、合併当時の想定を超えた状況もみられました。

時代潮流ともいべき状況の変化は今後も考えられますが、そうした時代においても「地方創生」をキーワードとして、地方の主体性と自立性を打ち出していくことが求められています。そのため、本町では伊方町総合計画策定条例を平成27年3月に制定し、町民、企業、行政の協働による本町独自のまちづくりをより一層推進する体制を整えたところです。

そして、現行の総合計画が平成27年度で最終年度を迎えることから、次の10年間(平成28(2016)～37(2025)年度)の新しいまちづくりの「ビジョン(指針)」を示す「伊方町第2次総合計画」(以下「本計画」という。)を定めます。

本計画は、まちの将来像に向けて町民の皆さんとの「協働」によって取り組んでいくためのガイドブック(手引き)となります。

【用語の使い方】

- 本計画には「まち」と「町」という表記ができます。使い分けとして、町民、地域、行政など、本町に関わるすべてを表現する際には「まち」を、行政組織としての役場や行政区域を表現する際には「町」を、それぞれ用います。
- 本計画には、「協働」という表記ができます。意味は“同じ目的のために、協力して働くこと”です。主にまちづくりの分野で「町民と行政との協働」といった表現をすることから、本計画でも「協働」を用います。

第2章

計画の構成、期間、位置付け

(1) 計画の構成と期間

◆基本構想……まちの将来像、まちづくり基本目標

基本構想は、伊方町総合計画策定条例に規定される町政の最上位計画として「まちの将来像」「将来フレーム」及び将来像に向けた「基本目標」などで構成します。

構想期間は、平成28(2016)～37(2025)年度の10年間です。

◆基本計画……まちづくり施策、まちづくり指標、基本事業

基本構想で定めたまちづくり基本目標の実現に向けた「まちづくり施策」、施策の目標となる「まちづくり指標」、施策を推進する具体的な「基本事業」で構成します。

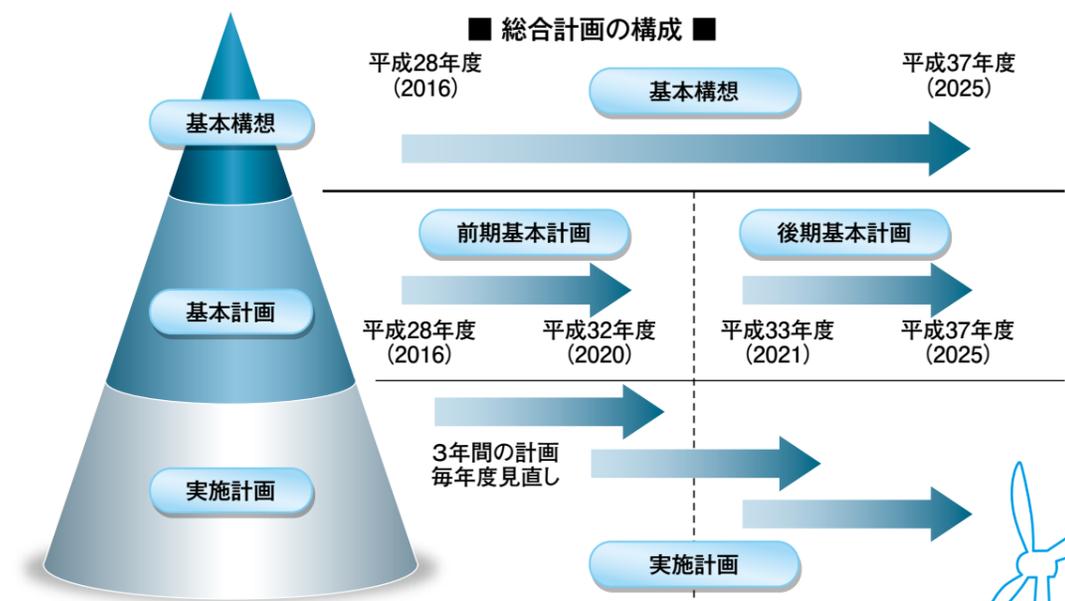
計画期間は平成28(2016)～32(2020)年度の5年間です。

なお、5年間の社会動向を勘案し、後期基本計画(平成33(2021)～37(2025)年度)を策定する予定です。

◆実施計画(個別事業) [別途策定]

基本計画に基づき3年間の「個別事業計画」を別途策定します。

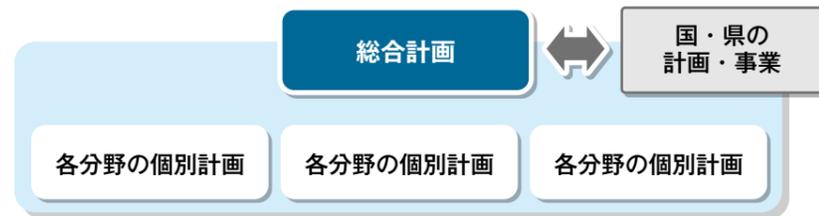
実施計画は財政状況などを勘案しつつ毎年度見直し、目標達成に向けて着実な事業の推進を図ります。



(2) 計画の位置付け

本計画の主な役割は次のとおりです。

- まちの将来像の実現に向けた行財政運営の基本指針
- 町民と行政による協働のまちづくりの“羅針盤”となり、まちづくりにつながる地域活動や民間活動の指針
- 国・県、関係諸機関との連携、行財政面への指導・支援を進める指針



※各分野の個別計画は、総合計画の将来像及び目標を実現するための具体的な施策・事業計画である。

(3) 県計画における本町の位置付け

愛媛県の「愛媛の未来づくりプラン～長期ビジョン～（第六次長期計画）」（平成23年9月策定）は、4つの愛顔（えがお）づくり（産業を創る、暮らしを紡ぐ、人財を育む、環境を守る）を将来像に掲げ、県民一人ひとりが愛媛ならではの幸せのかたちを見つけ、それを創ることのできる県を目指す「愛のくに 愛顔（えがお）あふれる愛媛県」を基本理念としています。

県計画では本町の属する南予地域のテーマを「豊かな農林水産物と癒し空間が人を惹きつける交流圏域の形成」としており、安全・安心な暮らしづくり、農林水産資源を活用した6次産業化の推進、地域を支える社会基盤の整備、医療・福祉の充実、自然環境を含めた地域の魅力発信などを展開するアクションプログラム（4年毎に改定）を推進しています。

第3章

伊方町の特性と時代潮流

(1) 本町の特性

① 地勢

本町は四国の最西端、豊予海峡に突き出した佐田岬半島に位置し、「岬十三里」という名の通り、東西33.6km、南北19.2km、面積93.98km²の細長い地形を有しています。先端部の佐田岬灯台から九州（大分県）までわずか14kmという近さです。

町の中央部は、三崎地区の伽藍山（414m）や瀬戸地区の見晴山（395m）をはじめとする半島特有の低い山地が、馬の背のように東西に連なっています。

半島の北側にあたる瀬戸内海側はリアス式海岸独特の変化に富んだ景観を持ち、南側にあたる宇和海側はなだらかな白砂の連なる海岸が点在する、岬と入り江の交錯した風光明媚な景観を形成しています。

こうした地形のために平地に乏しく、集落の多くは階段状の平らな面（段丘面）やわずかな低地に点在しています。

気候は年間平均気温16℃という、温暖な海洋性気候に恵まれています。



② 歴史・沿革

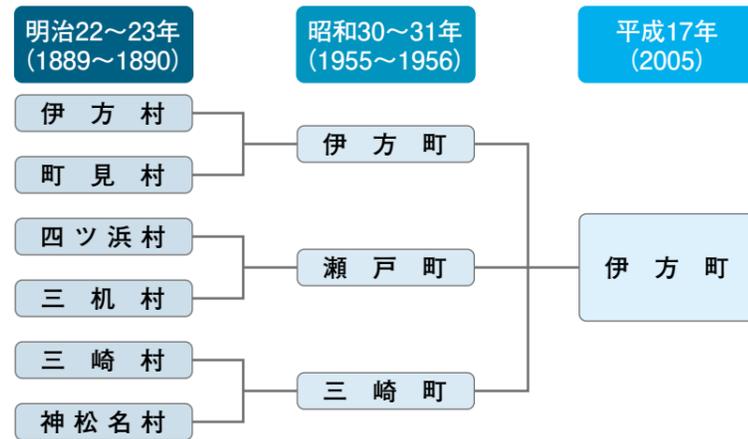
三崎地区で九州姫島産の黒曜石のやじりなど縄文時代の遺跡が発掘されており、古くから佐田岬半島に人々が定住し、九州と往来していたことがうかがえます。

平安時代（794～1185年頃）の終わりには、源平合戦に敗れた平家の落人が隠れ住み、この頃から佐田岬半島の開発が始まったと考えられています。江戸時代（1603～1867年）には宇和島藩となり、三机港は参勤交代の寄港地として栄え、三崎浦には庄屋が置かれました。

明治に入り、明治2年に青石郷となり、明治11年に西宇和郡が編成され、明治22年の市制・町村制の施行に伴い、伊方村、町見村、三机村、四ツ浜村、三崎村、神松名村がそれぞれ発足しました。

昭和30年から31年にかけて6村がそれぞれ旧・伊方町、瀬戸町、三崎町となり、さらに3町が平成17年4月1日に合併し、「伊方町」が誕生しました。

■ 町制の沿革（明治22年以降） ■



③ 産業

農業では戦後から柑橘類栽培が主力となり、傾斜地を利用した温州みかん、伊予柑、温室みかん、新甘夏柑（サンフルーツ）、清見タンゴールなど地域に適した品種を生産しており、日本全国に出荷されています。また、「金太郎いも」と呼ばれるさつまいも（甘藷）や「つわづけ」などが本町の特産品となっています。

水産業では、三方を海に囲まれた本町には宇和海と伊予灘という2つの好漁場があり、小型船による沿岸漁業のほか、漁業協同組合による種苗センターの運営など「つくり育てる漁業」に向けた中間育成や放流事業に積極的に取り組んでいます。また、三崎地区ではタイ・ハマチ・アジ・サバの一本釣りが行われており、「岬（はな）アジ」「岬（はな）サバ」というブランド名で最高級食材として流通しています。

④ 地域の支えあい

古くから半農半漁で暮らす人が多く、集落も点在し、交通手段も発達していなかったことから、自然とお互いに助け合いながらの暮らし方が根付いてきたと考えられ、それが「合力（こうろく）」と呼ばれる独自の文化を育んできました。

地域の中で隣近所や地域の連帯感が薄れているといわれる今日、この「地域で支えあう」伝統が脈々と受け継がれていることは本町の大きな特長といえます。

⑤ 佐田岬半島の豊かな自然と文化

瀬戸内海国立公園に指定されている佐田岬灯台周辺をはじめ、自生の北限とされる「三崎のあこう樹」（国の天然記念物）や最高樹齢1500～1600年のウバメガシを主とする群落林「須賀の森」（県の天然記念物・三机地区）など学術上の価値の高い豊かな自然が残っています。また、県絶滅危惧種に指定されるカンムリウミスズメ（鳥類）やヒメイカリソウ（高等植物）をはじめとする貴重な動植物も半島と周辺地域に生息しています。

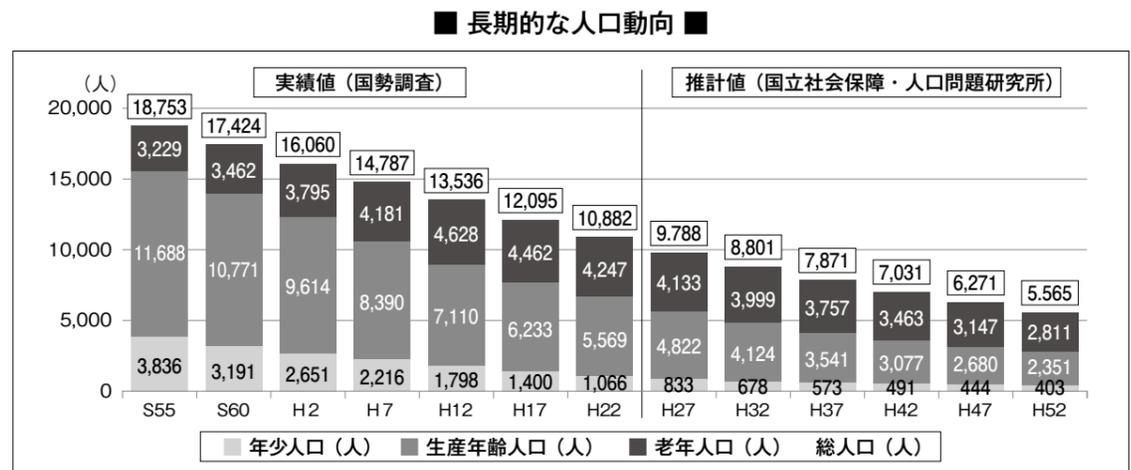
文化の面では、郷土色豊かな行事や新鮮な海の幸・山の幸を取り入れた食の文化、全国で伊方町にしかない「伊方つわづき和紙」など、自然と暮らしの中から育まれた独自の伝統と文化が息づいています。

また、酒づくりの伝統を受け継ぐ伊方杜氏や世界を代表する冒険家や科学者を輩出していることなども、国内外にアピールできる本町の個性といえるものです。

(2) 時代潮流とこれからのまちづくり

① 人口減少への対応

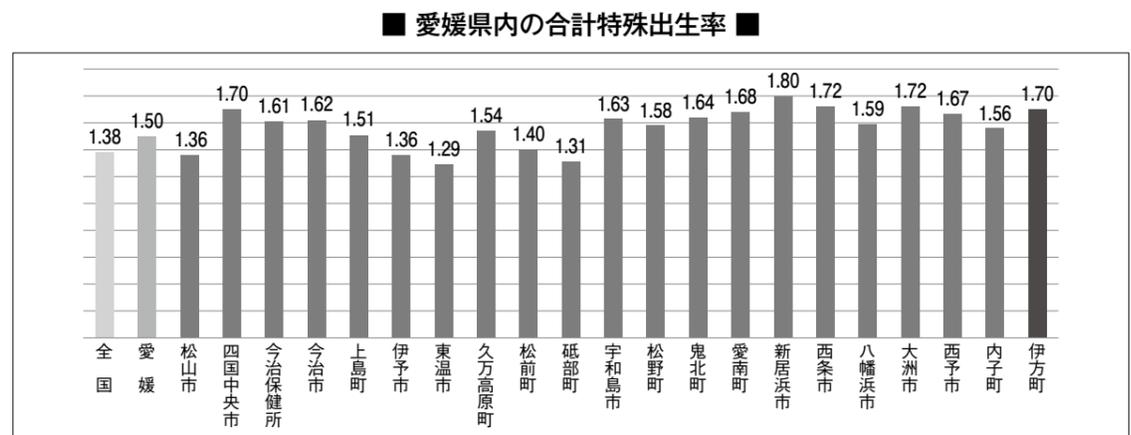
本町では昭和55年から平成22年までの30年間、総人口が毎年減少しています。
 国の推計による本町の人口の将来予測によると、平成22年から30年後にあたる平成52年の総人口が5,565人と見込まれています。
 つまり、過去30年間の減少率マイナス42.0%、今後30年間の減少率マイナス48.9%と推計されており、これまで以上に人口減少が進むという厳しい予測となっています。(国立社会保障・人口問題研究所 (平成25年3月推計))



出典：国勢調査（各年10月1日）、国立社会保障・人口問題研究所推計

本町では3町合併時の建設計画ならびに第1次伊方町総合計画において人口減少対策を町政の最重要課題に位置付け、この10年間、生活環境の向上や子育て支援に重点をおいた人口減少対策を進めてきました。

その成果として、少子高齢化は進んでいるものの、平成20年～24年合計特殊出生率1.70は県内で4番目に高く、国全体（1.38）、愛媛県（1.50）を大きく上回るようになりました。

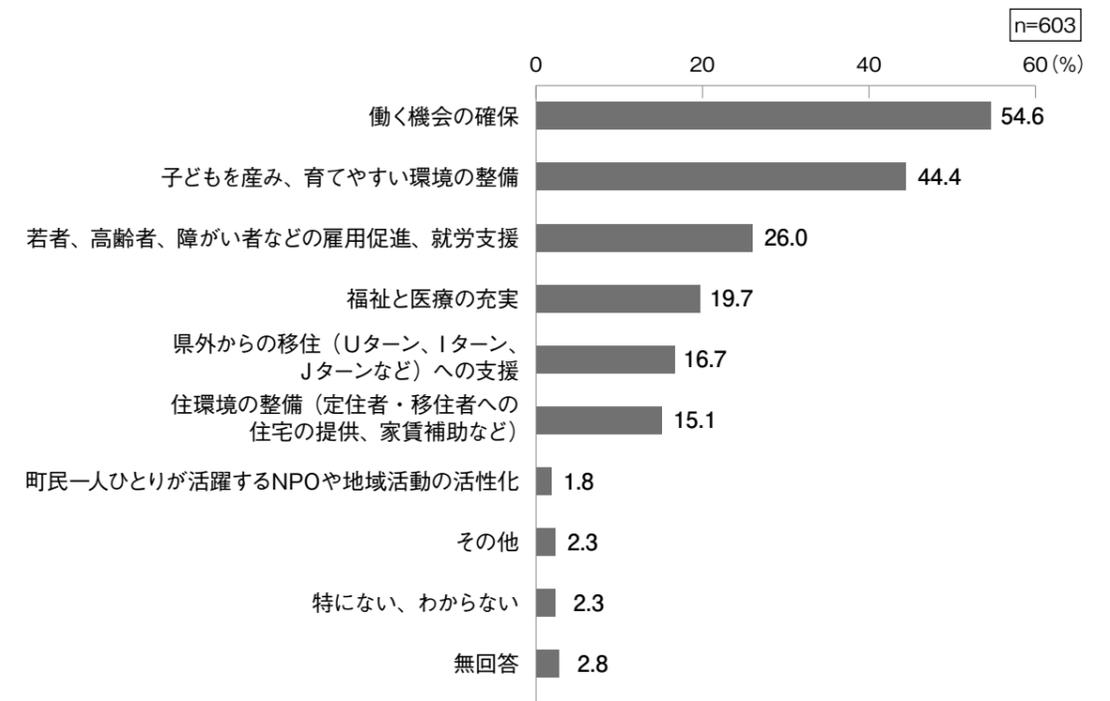


出典：平成20年～24年人口動態保健所・市町村別統計

人口減少は過疎化による集落機能の低下をはじめ、地域経済の低迷、公共施設の必要以上の統廃合など、本町の生活環境に大きな影響を及ぼします。

一方で、まちづくりアンケートからは、人口減少抑制の重点施策として「働く機会の確保」と「子どもを産み、育てやすい環境の整備」を町民は期待していることがわかります。町民のこうした期待に応えるためにも、町民、企業、行政が一体となって出生率の維持・向上と転入超過への転換に取り組むことが求められています。

■ まちづくりアンケート「人口減少抑制の重点施策」(%) ■



(nは回答者総数(人)、各数値は回答割合(%))

[まちづくりアンケートの概要]

● 本町の「人口ビジョン」及び「総合戦略」、「第2次総合計画」の基礎資料とすることを目的に、これからのまちづくりを担う16～45歳の方全員を対象に実施したアンケート調査です。

- 調査期間：平成27年6月18日～平成27年7月3日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収（回答）：配付2,300票 回収（回答）数603票（26.2%）

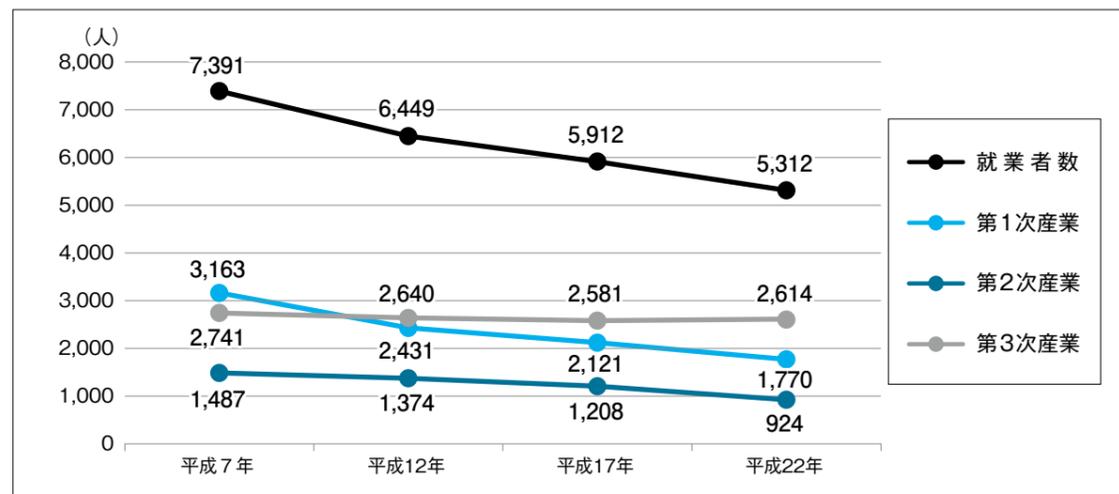
② 人口減少時代における産業の活性化

本町の長い歴史を支えてきたのは、風土を活かした農業と豊かな漁場の水産業です。

平成7年からの就業者数（全体）の推移をみると、平成7年の7,391人から平成22年は5,312人となり、約2,000人減少（マイナス28.1%）しています。これは人口の減少と高齢化が大きく影響しています。

直近の平成22年では第1次産業（農業・漁業）の就業数が減少し、割合も平成7年の43%から平成22年の33%に低下しています。これに代わって第3次産業（サービス業等）の就業割合が49%を占めるようになりました。

■ 就業人口の推移 ■



※ 就業者数（全体）は分類不能の人数を含む 出典：国勢調査（各年10月1日）

平成22年の本町の就業構造では、全国平均を上回り、かつ、就業者割合の比較的高い産業は「農業」「建設業」「漁業」であり、これに就業人口の多い「医療、福祉」を加えた4つが本町では就業の中核をなしています。

産業人口が減少し、また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定など産業のグローバル化がますます進む時代にあって本町の産業の活性化を図るためには、農業・漁業の競争力を高め、新たな担い手を確保する必要があります。

また、佐田岬半島の地域資源を最大限に活かし、地域産業全体の振興につながるよう、観光・交流を新しい産業の柱に成長させていくことが必要です。

[環太平洋パートナーシップ（TPP。Trans-Pacific Partnership）]

- 太平洋を取り囲む国々の間でモノ、サービス、投資などをできるだけ自由に行うための、各国の貿易や投資の自由化に関する新しいルール（国際条約）です。

③ 暮らしの安全と安心の確保

平成23年3月11日、宮城県沖を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生しました。また、地震直後に発生した巨大な津波によって東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害が生じました。さらに、巨大津波に襲われた東京電力福島第一原子力発電所で炉心溶融（メルトダウン）が発生し、大量の放射性物質の漏洩を伴う重大な原子力事故に発展しました。

この未曾有の被害が発生した東日本大震災を受けて、政府は国内すべての原子力発電所において安全確認が終わるまで運転再開を認めない方針を打ち出しました。

この方針に従い、長期の運転停止の状態が続いていた伊方発電所の運転再開の見通しは立ちましたが、再開後も引き続き、町民及び周辺自治体の不安を解消するため、より積極的な防災対策に取り組んでいくことが求められます。

一方、人口減少によって小規模な集落における過疎化の進行、高齢者人口や高齢者単身世帯の増加による地域コミュニティの維持や世代間の支えあいが困難になるなど、これまでの生活環境を維持できないケースがでてくることも懸念されています。

こうした懸念を払しょくするためには、すべての町民が元気であり、地域で活躍する「健康長寿社会」と「町民総活躍社会」を目指すことが求められます。

また、町民同士がお互いを支え、お互いに支えられながら安心した暮らしができるよう、本町に受け継がれてきた「合力（こうろく）」の精神を土台に、これからの時代にふさわしい地域の支えあいの形を築いていくことも重要になります。

第4章 次の10年の重要課題

(1) 定住人口の減少抑制

◎10年間で人口減少対策が着実に成果を挙げた。次の10年も全町を挙げて積極的な人口減少対策を推進し、成果を上乗せすることがテーマになる

本町のまちづくりは、人口減少対策を町政の最重要課題と位置付けてきました。

そのため、平成17年からの10年間はデマンド交通の導入、道路・下水道・港湾など社会基盤整備、公営住宅の整備、教員住宅の所管替えなど、快適な住環境の実現を中心とする定住促進策に取り組んできました。

こうした取り組みにより、平成17年の基本構想策定時に想定した平成27年人口9,347人（国勢調査）よりも平成27年人口は282人多い、9,629人（国勢調査人口速報集計）となり、10年間の人口減少対策が成果を挙げたといえます。

人口減少と少子高齢化が国全体で進んでいることに関しては、国の社会制度や社会構造にも原因があると考えられるものの、本町にとっては国の制度改革を待っていただける状況ではありません。

これまでの成果を活かしつつ、結婚支援や出産・育児支援など、誰もが安心して「子どもを産み、育てる」ことのできる環境づくりや、健康寿命を延伸させ、高齢者が地域の中で生きがいを持って安心した生活のできる社会づくりを目指して、町民・地域・事業者・関係機関の協力と連携のもと、地域資源を最大限に活用しながら、全町を挙げて定住人口の減少を抑制することが次の10年の最重要課題となります。

(2) 産業の成長、交流の活性化

◎10年間で体験型観光（ツーリズム）中心の観光基盤が構築。次の10年は多様な連携をさらに進め、地域資源を活かした産業の成長と交流の活性化がテーマとなる

平成17年からの10年間で、佐田岬半島の自然・文化資源を活かした体験型観光（ツーリズム）を軸とする観光が着実に成長してきました。

一方、基幹産業の農業と漁業では就業者の高齢化が一層進んでおり、後継者の育成がこれまで以上に喫緊の課題となっています。

まちづくりアンケートによる町民及び生徒・学生の意向で明らかのように、定住のための生活基盤となるのは「しごと」です。

若い世代の結婚や定住の希望を叶え、「転入増加」と「転出抑制（定住化）」を実現するためにも、次の10年は産業同士の連携、国内外との連携、異なる分野同士の連携をさらに進め、地域資源を活かした地域産業全体での成長を民官一体となって推進することが必要です。

また、佐田岬はなはな（伊方町観光交流拠点施設）、亀ヶ池温泉、愛媛大学との協定締結、ソーシャルツアー開催など次々と新しい魅力が誕生している現状を基盤に、産官学民による観光・交流の一層の活性化が人口減少を抑制するために重要な取り組みとなります。



(3) 元気人口の増加

◎次の10年も本町伝統の地域で支えあう力を基盤に、健康長寿、子育て支援、伝統継承、暮らしやすさを進め、元気で活躍する町民の増加がテーマとなる

町民の健康と安全な暮らしを守るこれまでの10年間の様々な取り組みは、佐田岬半島の暮らしに根付いている地域の支えあいを基本に進めてきました。

教育・文化においても地域が一体となって、現在、そして未来を担う心豊かな人材（人財。人を地域の財産と捉える造語）の育成、伝統・文化の継承・発展に取り組んでいます。

人口減少と少子高齢化がさらに進む次の10年は、本町の伝統である「地域で支えあう力」をこれからの時代にふさわしい形で伝えながら、暮らしの安全と安心を確保し、生活の場として選ばれる住環境の実現と健康長寿に向けた暮らしやすさを着実に進める必要があります。

多くの町民が地域で元気に活躍し、一人ひとりが自分らしく「幸福な人生」を営むことのできるまちづくりが、次の10年も重要になります。



(4) 協働による主体的なまちづくり

◎次の10年も、あらゆる分野で町民や民間との協働の推進と、それを支える適切な行財政運営がテーマとなる

国では進展する人口減少と少子高齢化に対応するため、平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を発足し、人口減少対策や地域活性化などを市町村主導で行う「地方創生」の動きを加速させています。

国の動きを受けて本町では、町民、企業、関係機関、行政の知恵を集約した本町独自の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年度に策定しました。

この総合戦略を起爆剤として、地域資源である豊富な人材（人財）力を活かすべく、まちづくりへの町民参画を促進し、あらゆる分野で町民、まちづくり団体、NPO、企業、行政との協働を推進し、主体性を持って地方創生を前進させていくことが次の10年の重要な課題となります。

さらには、主体性を持ったまちづくりを前進させるためには、その基盤として健全な行財政運営が不可欠です。

3町合併以降の10年間の財政運営は、実質公債費比率と経常収支比率の改善、財政調整基金の増額、地方債残高の削減が順調に進み、健全な財政運営が確保されてきました。しかし、合併に伴う国の財政支援が次第に縮小する平成28年度以降は、財源の確保が深刻な課題となっています。

この課題を克服するため、事務事業の見直しなどによる業務の効率化、専門性と積極性を備えた職員の育成とともに、県、近隣自治体、大学、民間企業との幅広い分野で積極的な連携を進める行財政運営が次の10年の課題となります。

第2編

基本構想

[平成28(2016)~37(2025)年度]



第1章

まちの将来像

本町は、佐田岬半島の自然・伝統・文化・風土、そして、大切に受け継がれている“助け合いの精神「合力（こうりく）の心」を尊び、豊かな個性をさらに磨き、町民が生き生きと輝くまちを、そして、訪れた人が元気に輝くまちを目指します。

まちの将来像は、このまちづくりを進めることをとおして、町民みんなの心に、そして、本町を応援して下さるすべての人の心の中に、佐田岬半島を愛する気持ちが「風」となって吹き渡り、佐田岬半島全体によるこびの「風」が薫り渡ることを表現しています。

【まちの将来像】

輝く人々・豊かな自然 よろこびの風薫るまち 伊方

～みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬～

【まちづくりのテーマ】

～みんなが未来を選び、誰からも選ばれるまちを目指して～

佐田岬半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化を尊び、町民・地域・行政が一体となって、自分たちの意志で未来を切り拓くまちづくり、そして、輝く伊方町を国内・国外の人が選ぶようになるまちづくりに取り組みます。

～暮らす町民や訪れる人々がしあわせを実感できるまちを目指して～

佐田岬半島の豊かな自然と歴史に育まれた伝統文化から醸し出される地域の魅力を活かし、暮らす人々と訪れる人々の誰もが大きな喜びを感じ、しあわせを実感できるまちづくりに取り組みます。

第2章

まちづくりの将来フレーム

(1) 将来人口

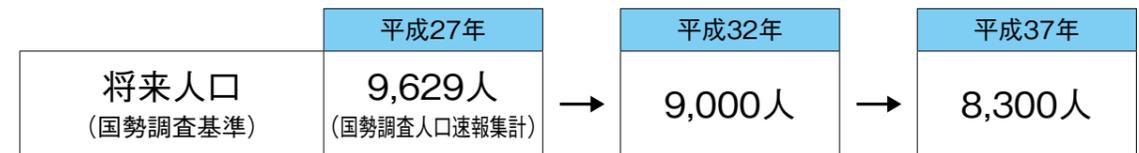
本町では今後も人口が減少すると予測されますが、出生率の向上と転出超過の抑制によって人口減少スピードを鈍化させることも可能という推計結果を得ました。

先の伊方町人口ビジョンでは、積極的な人口減少対策を町全体で推進することを前提に、45年後（平成72（2060）年）の人口を5,000人程度（国勢調査基準）と展望しました（国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）の推計人口約3,300人を1,700人上回る）。

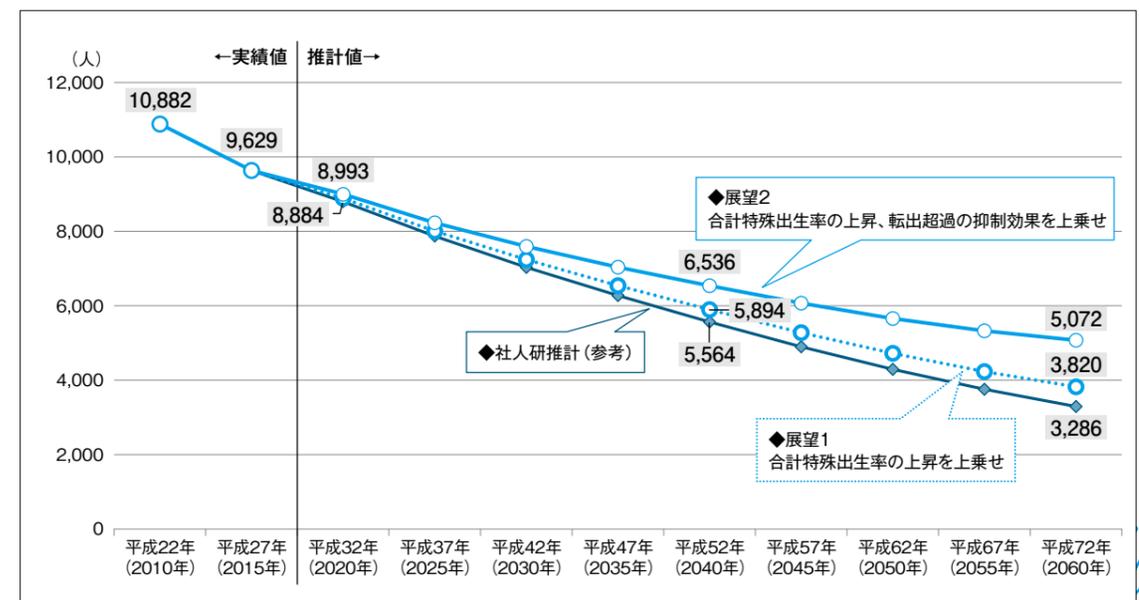
45年後（平成72（2060）年）に5,000人程度の人口を維持するには、本計画期間から人口減少対策の成果を着実に挙げていくことが不可欠です。

そのため、本計画期間の人口フレームとして平成37年の人口8,300人程度（国勢調査基準）を目標とします。

■ 第2次総合計画期間の人口フレーム ■



■ (参考) 人口ビジョンの将来展望 ■



(2) 地域整備方針

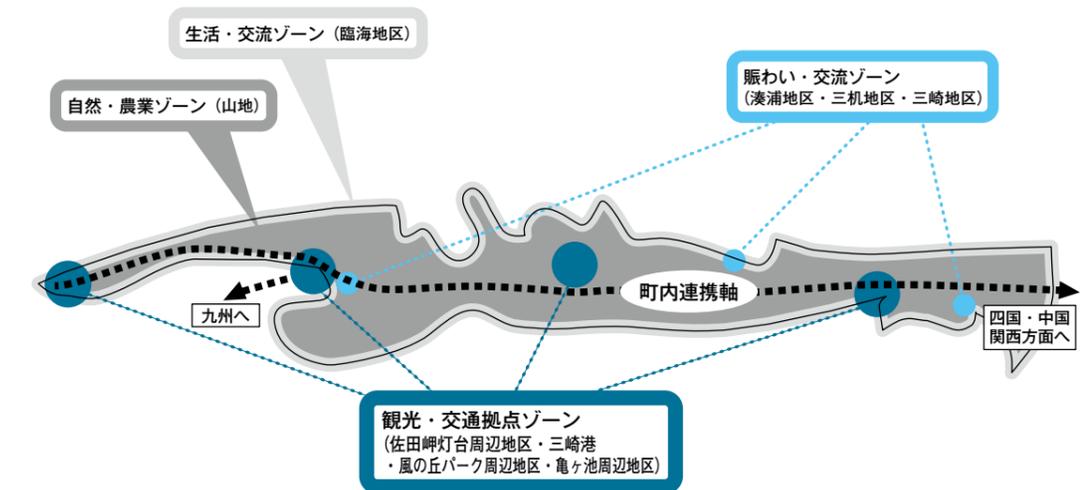
自然との共生を基本にしつつ、より快適な生活環境の創造と町全体の均衡ある発展を目指します。そのため、国・県の土地利用計画や各分野計画との整合性に留意しながら、適切な土地利用を推進します。

この方針に基づき、4つの地域別整備方針（ゾーニング）と2つの連携軸を定め、地形及び自然・産業・文化的要因を踏まえたまちづくり施策を展開します。

ゾーニング	整備方針
①賑わい・交流ゾーン (湊浦地区・三机地区・三崎地区)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁を配置する湊浦地区は、町全体の行政拠点として、必要な行政機能の充実を図ります。 ● 支所を配置する三机地区及び三崎地区においても、各地域の暮らしを支える行政サービスの充実を図り、地域の核となる賑わいと交流の場を創出します。
②観光・交通拠点ゾーン (佐田岬灯台周辺地区・三崎港・亀ヶ池周辺地区・風の丘パーク周辺地区)	<ul style="list-style-type: none"> ● まち全体の活性化につながる交流人口の拡大に向けて、佐田岬の多彩な魅力づくりを一層進めるため、まちに広がる多くの観光拠点の中で、特徴的な観光・交通拠点の機能充実と拠点間の連携強化を図ります。 ● 佐田岬灯台を佐田岬観光のシンボルとして位置付け、観光・交流・レクリエーション機能の強化やアクセス道路の整備を図ります。 ● 三崎港周辺は、四国と九州を結ぶ海上交通拠点としての機能強化とともに、町内及び広域観光の情報拠点としての整備を図ります。 ● 亀ヶ池周辺地区及び風の丘パーク周辺地区は、温泉や風車を活かした観光拠点としての整備・拡充を図ります。
③生活・交流ゾーン (臨海地区)	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落、漁港・漁場、海水浴場が点在する臨海地区は、自然環境と生活環境が調和した地区として、各集落の居住環境の維持・向上とともに、農漁業振興を促進する施設整備と機能強化を図ります。 ● また、沿岸部の海水浴場や釣り場は、各地区と協力して、特徴を生かした様々な体験型観光（ツーリズム）の拠点としての機能強化を図ります。
④自然・農業ゾーン (山地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 初春の風物詩となっている山桜に代表される、佐田岬半島を形成する中央に横たわる山地を自然ゾーンと位置付けて、豊かで美しい自然環境の保全に努めます。 ● 山地の斜面は、まちの基幹産業である柑橘類栽培を促進する基盤整備など、自然環境や景観保全との調和を図りながら、農業振興地域としての機能充実を図ります。

連携軸	整備方針
広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般国道197号（佐田岬メロディーライン）及び佐田岬灯台へ接続する県道佐田岬三崎線の整備を進め、まちの広域基幹道路としての機能強化を図ります。 ● 九州、四国、中国地方、関西地方までを視野に入れた、広域的な連携・交流の拡充を図ります。
町内連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般国道197号（佐田岬メロディーライン）と、各集落及び交流・レクリエーション拠点を結ぶアクセス道路の整備を進め、各集落の利便性の向上とともに、町内交流の促進によるまちの一体性の醸成を図ります。

[整備方針（ゾーニング）と連携軸]



第3章 基本目標

まちの将来像と将来人口の実現に向けた基本目標（分野別方針）は次のとおりです。

【1】保健・医療・福祉 ～絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり

課題

- 少子化が進む中、町民がそれぞれにかけがえのないパートナーを見つけ、子どもを産み、安心して育てていける環境づくりのための支援（結婚支援や子育て支援など）が必要となっています。
- 高齢化が進み、限界集落もみられる本町では、健康を維持し、生きがいを持って、誰もが安心して地域で暮らしていけるまちづくりのために、高齢者とその家族に対する負担軽減や心のケア、高齢者が地域で活躍する地域社会づくりの支援や、高齢者の健康寿命を延伸するための各種政策の実施も重要となります。
- 町内診療所を維持することで町民すべてが安心して医療を受けられる体制を確保するとともに、近隣市町とも連携した緊急時の医療体制整備の継続が重要です。
- 本町の伝統である地域の支えあいを支援し、子どもたちや高齢者を見守る環境を継承することが、人口減少に歯止めをかけるとともに高齢者の健康寿命を延伸させる大きな力となります。

施策方針

保健・医療・福祉を推進する基盤として、一人ひとりの心がけ（自助）、町民同士の支えあい（互助）、地域の支えあい（共助）、公的な制度・サービス（公助）という重層的な「人と人との絆でより良い地域社会を創る力」を持つ地域福祉社会の形成を目指します。

保健分野は、幅広い年齢層の町民が運動、食生活、社会参加活動をしやすい環境づくりとともに、健診（検診）を中心とする生活習慣病対策と高齢者中心の介護予防対策を地域と連携してより一層推進します。

医療分野は、町民の期待が大きい緊急時の医療体制を含め、町内医療機関が受け持つ一次医療体制と、市立八幡浜総合病院を核とした二次医療体制の維持・強化に向けて国、県、医療機関、近隣自治体と連携して取り組みます。

出生率向上に大きな役割を果たす子育て支援分野は、良好な保育環境と幼児教育の充実を図り、地域の協力も得ながら、若い世代が望む結婚、出産、子育ての希望を叶える環境の一層の向上を推進します。

福祉分野は、年齢、病气、障害、経済状況などにかかわらず、誰もが生きがいを持ち、安心して幸せな生活を送るために必要となる施設の整備や、支援事業の実施など、包括的なケア体制等の充実・強化を図ります。

【2】教育・スポーツ・文化 ～「ふるさと愛いっぱい」の人材(人財)が育つまちづくり

課題

- 少子化が進む本町では少人数教育の良さを活かし、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導を行っており、家庭・学校・地域が連携して子ども達の生きる力と郷土を愛する豊かな心の成長を支える学校教育を進めています。
- しかし、少人数教育では町民が期待する子ども達の社会性の育成において難しい面もあります。
- 少子化がさらに進むと予想される本町では、少人数教育の長所を最大限に活かし、家庭・学校・地域との一層の連携によって最良の教育環境を創出することが重要です。
- 生涯学習・スポーツ、文化活動においては、高齢化や過疎化の進むことも念頭に置きながら、学習や活動に対する町民自身の意欲向上を図ることが重要になります。
- 公民館は「社会教育の機関」とするとともに、「産業振興の機関」、「郷土振興のための機関」としての役割を担ってきました。それぞれの地域が魅力あるまちづくりに取り組み、地方を「創生」するためには公民館の関わりが大切になります。
- 生涯学習への期待の大きい「学校施設の開放、スポーツ・レクリエーション施設の機能拡充」という町民の希望を踏まえ、町民が主体的に活動する環境づくりをさらに進める必要があります。

施策方針

“人づくりがまちづくりの基本”であり、“教育の原点は家庭にある”という原則のもと、家庭教育を重視し、家庭・地域と一緒に次代を担う人材（人財）の育成を図ります。

学校教育は、家庭・地域との連携をさらに強め、地域資源を十分に活用しながら、幼児期・児童期・思春期（保育所、将来の認定こども園、小・中学校、高校）を通じて「知・徳・体」のバランスのとれた教育、郷土をより深く愛する心を育成する教育に取り組みます。また、グローバル化・情報化が急激に進展する社会を生き抜く力として、ICT等を活用して課題を解決する能力を有する人材（人財）の育成に努めます。

生涯学習・スポーツ分野は、自治公民館を基盤に各世代の要望に基づく学習活動の活性化と心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及を図り、町民の主体性を発揮する機会の拡大に取り組みます。

文化振興と文化財保全の分野は、佐田岬半島の伝統文化を継承し、新しい文化の創造につながる環境づくりを推進します。

また、町民の学習・スポーツ・文化活動の成果が地域活動やボランティアに発展し、さらに地域課題の解決や次代の人材（人財）育成につながる（循環する）よう、本町独自の生涯学習社会を構築します。

[3] 住環境・社会基盤 ～定住の希望を叶える、快適・安心・安全なまちづくり

課題

- 小規模の集落が点在し、また、急峻な地形である本町では、定住環境として生活道路網の整備と交通機関の充実は引き続き大きな課題であり、運行を開始したデマンドバスの利便性向上が重要な取り組みとなります。
- 人口減少に伴い「空き家」の増加も予想されることから、良好な生活空間を維持し、定住人口の減少抑制につながる空き家対策の成果を挙げる必要があります。
- 公共施設・社会インフラの老朽化に伴う維持管理・更新を計画的に実施するための財源確保も課題となります。
- 東日本大震災を教訓に、四国唯一の原子力発電所の立地自治体であることも踏まえ、原子力防災対策の強化、広域避難計画の充実が必要となります。
- 人口減少と高齢化は生活の安全確保にも大きな影響を及ぼすことから、予想される南海トラフ地震などの自然災害に備えるため、また、被害を未然に防ぐ防犯や事故防止対策のため、町民、地域、関係機関との一層の連携がますます重要になります。

施策方針

道路・橋梁・河川、港湾など社会インフラ（社会基盤）は、快適な暮らしを支える基盤であると同時に、産業の振興に大きく寄与する重要な基盤です。

社会インフラ整備は、快適な暮らしの実現に向けて計画的に推進するとともに、より暮らしやすい定住環境を目指し、公共交通体系の強化を図ります。また、公共施設は可能な限り耐用年数の長寿命化を図りつつ、機能の維持・更新に必要な財源を確保します。

住環境は、若い世代の定住化と町外からの移住促進の中心的な施策として、公営住宅の計画的な整備と、空き家、空き地を活用した住宅供給の拡充を進め、良好な定住環境の向上を図ります。

防災・消防、交通安全、防犯を含む安全なまちづくり分野は、南海トラフ地震防災対策推進地域（注1）として日頃から町民同士の支えあいを基盤とする防災・減災対策（災害時被害を減らすという考え方）を進めるとともに危機管理体制の強化や指定避難所の資機材整備・備蓄対策の強化、放射線防護対策の実施により、災害に強く、安心して暮らすことのできる定住環境を目指します。

注1 南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域。

[4] 自然環境・環境保全 ～豊かで美しい環境で暮らす、自然を楽しむまちづくり

課題

- 佐田岬半島の豊かな自然は本町の重要な地域資源であり、次の世代に継承することが私達の使命です。
- そのため、環境基本条例及び関連計画に基づき、町民、事業者、行政それぞれの取り組みを着実に進める必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場を新設し、不燃ごみと粗大ごみなどの適正な処分体制を構築しましたが、その一方、生活様式の都市化に伴い、家庭ごみの排出量（町民1人1日あたり）は増加しています。
- そのため、資源循環型社会の実現に向けて、資源ごみのリサイクルを含め、なお一層、町民や事業者の協力と実践が必要となります。
- 定住環境に不可欠な上・下水道整備、適切な生活雑排水処理に向けて、引き続き、計画的な整備と設備の更新が必要です。

施策方針

町民の願いは、佐田岬半島の豊かな自然環境を守ることです。そして、自然環境を守るとは、まず、町民自身が日頃から環境にやさしい活動を実践することから始まります。

資源循環型社会の実現は、環境政策の基本方針である「現在及び将来の町民にとって良好な環境の確保」を目的とする環境基本条例の浸透を図り、町民一人ひとりの意識向上と環境に優しい生活行動の実践を促進します。

自然環境保全、廃棄物処理施設、上・下水道施設、生活雑排水処理施設など環境保全の基盤強化に向けては、計画的な施設・設備の整備・更新と広域連携の強化を図り、効率的な事業体制を構築します。

町民、事業者、行政それぞれの活動の着実な推進によって自然環境を次代に継承し、自然と暮らす“真の豊かさ”を実感できる定住環境を目指します。

【5】産業振興 ～農・漁・商工・観光が一体となる、産業全体が成長するまちづくり

課題

- 本町の産業を取り巻く状況は依然として厳しい状況が続いています。
- 産業の中心となる農業では、後継者の育成と農業経営の集団化（法人化）による生産体制の強化が急務であり、また、農地の減少をくい止める優良園地の維持と農産物の高付加価値化が必要です。
- 水産業では、年間漁獲量の減少を補う加工品開発と販路拡大への取り組みが不可欠であり、後継者育成とつくり育てる漁業の一層の推進が必要です。
- 観光では、新たな拠点整備や町内外の団体・機関との連携が進み、新しい魅力が誕生していますが、観光客入り込み数の増加という目に見える成果が上がるにはまだ時間がかかります。
- 人口減少と高齢化による町内の労働人口の減少や地域購買力の低下を補うためにも、築き上げた連携体制や拠点を活かし、体験型観光（ツーリズム）を軸に観光・交流人口の増加という成果に結びつける創意工夫が重要になります。

施策方針

定住人口の減少抑制に直結する若い世代を中心とする「転入増加」と「転出抑制（定住化）」には、産業の活性化と雇用拡大が最も重要です。

農業は、基幹産業であり続けるために後継者育成と集落営農による持続可能な農業体制を構築し、国内外マーケットを視野に入れた銘柄産地育成（ブランド化）によって、取り巻く環境が大きく変化する中での農業の活性化を推進します。

もうひとつの基幹産業である水産業は、漁港と人工漁場の整備を着実に進め、「つくり育てる漁業」を推進するとともに、国内外を視野に入れた競争力のある加工品開発（6次産業化）と販路拡大に向けて積極的に取り組みます。

本町の新しい基幹産業として位置付ける観光は、佐田岬半島の自然・歴史・伝統文化・産業を活かす様々な体験型観光（ツーリズム）の魅力を生み出し、交流を通じて国内外に“伊方ファン”を獲得します。

また、本町独自の農・漁・商工・観光が一体となり、産業同士の相乗効果（シナジー）によって地域産業全体の成長と安定化を実現し、就業機会の拡大とともに、幅広い世代の起業や第2創業への意欲を高める事業環境の創出を図ります。

【6】住民協働・行財政 ～信頼と協働で創る、全員参加のまちづくり

課題

- 地域の主体性と自立性にとって、町民の多様な活動は重要な要素であり、10代をはじめとする若い世代の地域活動やボランティア活動に関する高い参加意欲は、本町の大きな財産です。
- 人口減少や少子高齢化が進む中では、町民や地域の力を活かす協働体制の強化がますます重要です。
- そのため、様々な地域活動の拡充、町内外との交流活動の活性化、行政機構（審議会等）への女性委員の登用、地域意見の反映などに一層取り組み、町民の町政参画や地域活動への意欲を維持・向上していくことが必要です。
- まちづくりの基盤となる行財政運営では、地方交付税の合併特例等は段階的に縮減となり、公共施設・社会インフラ維持管理費用の増大などによる歳出超過に陥り、厳しい財政運営が見込まれます。
- 新たな財源確保とともに、これまで以上に経費縮減と投資の重点化によるメリハリのある行財政運営が必要です。

施策方針

人権尊重・男女共同参画社会分野は、町民、町職員、事業者、教職員など本町に関わるすべての人が正しい人権意識を備え、国籍や性別などを超えて男女共同参画、国際交流・地域間交流、地域活動を推進します。

地域間交流・国際交流分野は、国際交流員（CIR）体制を維持し、年少児から異文化に親しむ環境を継続します。

レッドウイング市（米国）をはじめとする国際交流を中心に、より広い視野を持った人材（人財）育成のための交流を推進します。

協働のまちづくり分野は、地域自治組織の充実と地域活動の活性化を図るとともに、地域の声を反映する体制の強化、町民と一緒に本町伝統の地域で支えあう力を基盤とするまちづくりを推進します。

行財政運営は、財源確保に不断の努力を払うとともに、広域連携、民間活力導入などあらゆる手法を効果的に駆使し、「現在及び将来の町民」を念頭においた行財政運営を推進します。

第4章 施策体系

【基本目標1】 保健・医療・福祉 ～絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり

推進施策	5年間の主要事業
1-1 健康増進活動の推進	1-1-1 健康の自己管理意識の向上
	1-1-2 生涯にわたる保健事業の実施
	1-1-3 健康増進への地域資源の活用
1-2 医療体制の充実	1-2-1 地域医療の充実
	1-2-2 高度・救急医療の連携強化
	1-2-3 小児医療の充実
1-3 結婚・出産・子育てへの支援の充実	1-3-1 ニーズの高い保育サービスの実施
	1-3-2 子育てへの経済支援
	1-3-3 保育環境の適正化
	1-3-4 放課後児童の居場所づくり
	1-3-5 地域における子育てへの応援
	1-3-6 児童虐待防止の推進
	1-3-7 結婚・出産支援の推進
1-4 高齢者福祉の充実	1-4-1 介護予防・在宅介護支援事業の充実
	1-4-2 リハビリテーションの充実
	1-4-3 高齢者との交流機会の充実
	1-4-4 介護保険サービスの適切な供給
	1-4-5 敬老意識の向上
	1-4-6 生涯現役のまちづくりの推進
1-5 障害者福祉の充実	1-5-1 計画的な障害者支援の実施
	1-5-2 障害者サービスの基盤構築
	1-5-3 障害者の自立生活への支援
	1-5-4 障害者・介助者の活動への支援
	1-5-5 障害者への経済支援
1-6 地域福祉の充実	1-6-1 包括的な地域支援の充実
	1-6-2 地域福祉活動の活性化
	1-6-3 ひとり親家庭への支援
	1-6-4 低所得者への支援
	1-6-5 国民健康保険・国民年金の円滑な運営

【基本目標2】 教育・スポーツ・文化 ～「ふるさと愛いっぱい」の人材（人財）が育つまちづくり

推進施策	5年間の主要事業
2-1 学校教育の充実	2-1-1 確かな学力と郷土愛を備える人材（人財）の育成
	2-1-2 登下校時の安全確保
	2-1-3 教育設備・施設の充実
	2-1-4 適切な教育機会の提供
	2-1-5 「社会を生き抜く力」を養う新たな活動の実施
2-2 生涯学習・生涯スポーツの活性化	2-2-1 学習意欲の啓発と支援体制の充実
	2-2-2 生涯スポーツ活動の普及
	2-2-3 青少年の健全育成
	2-2-4 自治公民館活動の充実
	2-2-5 新たな学習活動の実施
2-3 伝統・文化の継承と発展	2-3-1 伝統文化の保存・継承
	2-3-2 「地域博物館構想」の推進
	2-3-3 文化活動の活性化

【基本目標3】 住環境・社会基盤 ～定住の希望を叶える、快適・安心・安全なまちづくり

推進施策	5年間の主要事業
3-1 道路・河川の整備、交通環境の充実	3-1-1 幹線への接続道路の整備
	3-1-2 地区内生活道路の整備
	3-1-3 第2輸送路（旧国道、県道）の拡幅改良
	3-1-4 公共土木施設維持補修
	3-1-5 総合的な交通体系の確立
3-2 港湾機能の充実	3-2-1 港湾の計画的な整備
3-3 住環境の充実	3-3-1 住宅の整備
	3-3-2 公園の整備
	3-3-3 八西CATVの活用
	3-3-4 買い物弱者対策の実施
3-4 防災・消防体制の充実	3-4-1 防災体制の強化
	3-4-2 消防体制の強化
3-5 安心・安全なまちづくりの推進	3-5-1 交通安全対策の推進
	3-5-2 地域安全対策の推進

第3編

前期基本計画

[平成28(2016)～32(2020)年度]

【基本目標4】 自然環境・環境保全 ～豊かで美しい環境で暮らす、自然を楽しむまちづくり

推進施策	5年間の主要事業
4-1 資源循環型社会の実現	4-1-1 ごみの減量化と分別収集の推進
	4-1-2 適切な廃棄物処理体制の整備
4-2 上・下水道の整備	4-2-1 上水道の完全普及
	4-2-2 下水道等の計画的な整備
4-3 自然環境・生活環境の向上	4-3-1 環境の保全に関する施策
	4-3-2 環境美化及び不法投棄防止対策の強化
	4-3-3 墓地の整備
	4-3-4 環境調査の実施

【基本目標5】 産業振興 ～農・漁・商工・観光が一体となる、産業全体が成長するまちづくり

推進施策	5年間の主要事業
5-1 農業の振興	5-1-1 担い手の育成
	5-1-2 農業基盤の整備
	5-1-3 競争力の高い銘柄産地の育成
	5-1-4 加工品の開発（6次産業化）
	5-1-5 農業振興への支援
5-2 水産業の振興	5-2-1 漁港に適した機能の拡充
	5-2-2 人工漁場の整備
	5-2-3 加工品の開発（6次産業化）
	5-2-4 水産業振興への支援
5-3 観光・ツーリズム・商工業の振興	5-3-1 体験型観光（ツーリズム）の推進
	5-3-2 観光施設の整備・機能拡充
	5-3-3 観光イベントの拡充
	5-3-4 商工会への支援
	5-3-5 企業活動の活性化

【基本目標6】 住民協働・行財政 ～信頼と協働で創る、全員参加のまちづくり

推進施策	5年間の主要事業
6-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進	6-1-1 正しい人権意識の定着
	6-1-2 男女共同参画社会の推進
6-2 地域間交流・国際交流の推進	6-2-1 交流活動の拡充
	6-2-2 国際交流の推進
6-3 協働のまちづくりの推進	6-3-1 自治活動の活性化
	6-3-2 町民参画の推進
	6-3-3 まちづくり人材（人財）の確保
	6-3-4 簡素で効率的な行政の推進
	6-3-5 計画的な財政運営

第1章 保健・医療・福祉

◆目指す姿◆

絆で創る、健康長寿と町民総活躍のまちづくり

◆5年間の方針◆

保健分野は、健康寿命を伸ばすために健診(検診)を活かした健康づくりを推進します。また、成壮年期(働き盛り世代)の疾病予防と高齢期の重症化予防に重点をおいて推進します。

医療分野は、保健・福祉と連携した身近な医療体制の維持と、休日夜間急患センター整備を含む広域の病診連携の強化に重点をおいて推進します。

子育て支援は、結婚と出産への支援を本格的に開始します。少子化に対応する新たな保育・教育環境の構築と、子育て世帯の精神的・経済的な負担軽減を推進します。

高齢者福祉は、医療・介護・予防・生活支援それぞれのサービスが連携を図りながら一体的に提供されるシステムづくりと地域包括ケアシステムの体制強化、地域資源を活用した介護予防と認知症対策に重点をおいて推進します。また、生涯現役のまちづくりに取り組みます。

障害者福祉は、障害者の自立生活を支えるサービス・事業の充実を引き続き推進します。

地域福祉は、「人と人との絆でより良い地域社会を創る力」をさらに高めるため、保健・医療・福祉関係機関の連携強化に重点をおいて推進します。

◆まちづくり施策◆

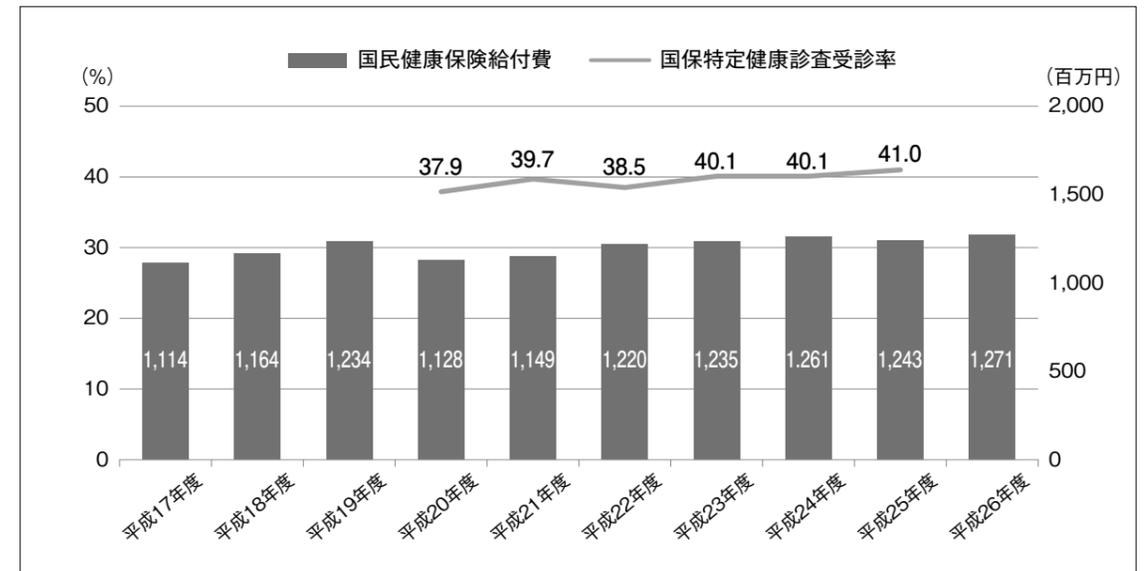
1-1 健康増進活動の推進
1-2 医療体制の充実
1-3 結婚・出産・子育てへの支援の充実
1-4 高齢者福祉の充実
1-5 障害者福祉の充実
1-6 地域福祉の充実

施策 1-1 健康増進活動の推進

■現状・課題

- 町民一人ひとりが自分らしく、生き生きとした人生を送るには健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)を伸ばすことが重要です。
- 町民の健康に関するデータからも、生活習慣病の発症予防と重症化予防は重要な課題であり、特に若い世代から健診を活用し、高血圧、糖尿病に重点をおいた取り組みが必要です。
- まちづくりアンケートでは町民自身の幸福感に最も影響を及ぼすことに「心身の健康が維持・増進すること」を挙げています。
- 町民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識と従来から本町が大切にしている支え合いの心と力で、町民が幸福感を感じる健康なまちづくりを進めていくことが求められています。

■ 国保給付費(百万円)、特定健診受診率(%) ■



※特定健診はH20から制度開始のため、17~19の受診率は表示していない

資料：保健福祉課

■ 目指す姿、まちづくり指標

成壮年期（働き盛り世代）の健康診査受診率が上昇し、町民の健康寿命が伸びています。

指 標	現 状	目 標
特定健診受診率	42.8% (平成26年度)	60.0%※ (平成29年度)
健康寿命	男性64.6歳 女性66.7歳 (平成26年度)	男女とも現状以上 (平成32年度)

※目標値は県目標値に準拠（伊方町国民健康保険特定健康診査等実施計画に準じた目標年度）

※健康寿命はKDB（国保データベースシステム）より算出

■ 5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-1-1 健康の自己管理意識の向上			
母子健康手帳の交付	母子保健事業や健康づくりへの理解を深め、自己の継続的な健康管理に役立つ	対象者全員に配布	保健福祉課
健康手帳の交付（保健事業対象者）	自身の継続的な健康管理に役立つ	対象者全員に配布	保健福祉課
1-1-2 生涯にわたる保健事業の実施			
健康増進計画の改定	町民主体の健康づくりを地域ぐるみで推進する体制強化を図る	現行計画の中間見直し	保健福祉課
食育推進計画の策定	食に関する意識を高め、生涯にわたる、食育を推進する	現行計画の推進	保健福祉課
妊婦・乳幼児健康診査	疾病や異常の早期発見、育児不安の軽減、療育等必要なサービスの利用につなげる	対象者全員の受診	保健福祉課
妊産婦、乳幼児訪問指導	保護者の育児不安の軽減、必要な保健福祉サービスの利用促進を図る	対象者全員に実施	保健福祉課
乳児相談	保護者の育児に関する正しい知識の習得と仲間づくりにつなげる	対象者全員に実施	保健福祉課
母子健康教育	幼児、児童、保護者が健康づくりや育児に関する正しい知識を習得する	対象者全員に実施	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
予防接種	乳幼児から高齢者まで伝染の恐れがある疾病の発生・まん延の予防、公衆衛生の向上・増進を図る	対象者全員に実施	保健福祉課
老成人健康診査	地域の健康課題の把握、疾病の早期発見、早期治療、セルフケアの推進につなげる	受診率の向上 (働き盛り年代を重点)	保健福祉課
老成人健康相談	身近な場での健康相談を活用し、セルフケアの推進とサービス向上につなげる	対象者全員に実施	保健福祉課
老成人訪問指導	個々の生活を踏まえた支援を通し、セルフケアの向上を図る	対象者全員（未受診者、要指導者）に実施	保健福祉課
老成人健康教育	生活習慣病等に関する正しい知識を普及し、セルフケア能力の向上、健康づくりの輪を広げる	対象者全員に実施	保健福祉課
歯科検診・歯科保健指導	口腔内の健康づくり（セルフケア）を推進し、生涯を通じた口腔機能の向上につなげる	対象者全員に実施	保健福祉課
保健推進員制度	セルフケア意識・能力が向上し、ともに健康なまちづくりを推進する町民が増える	継続実施 (H27現在116人)	保健福祉課
1-1-3 健康増進への地域資源の活用			
伊方町食生活改善推進協議会の育成	地区の組織的な活動により、食生活改善を中心とする健康づくりにつなげる	継続実施	保健福祉課

■ 町の関連計画

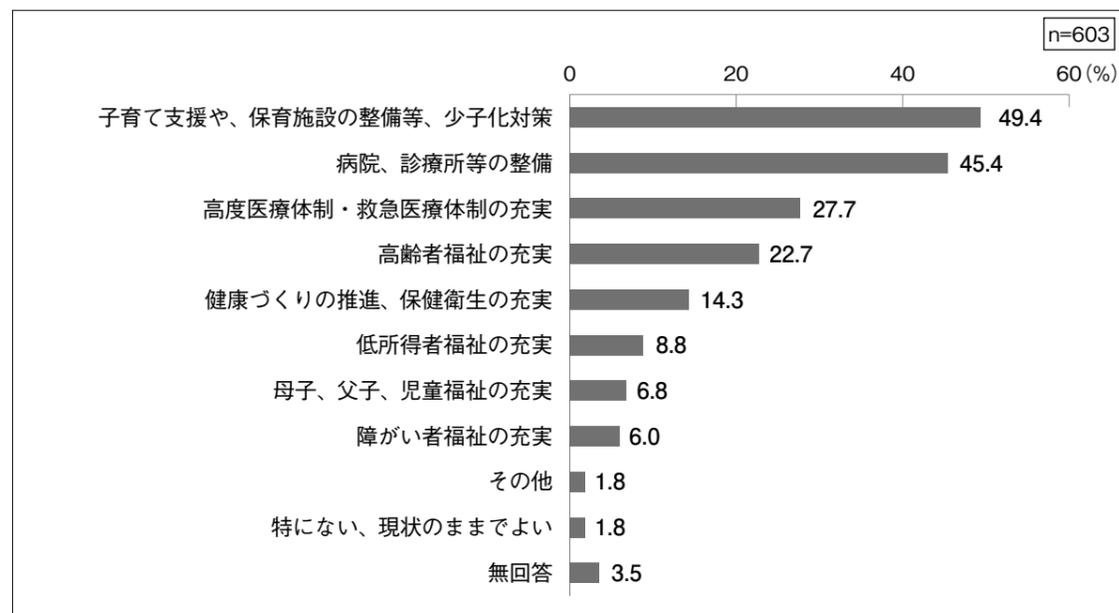
- 第2次伊方町健康増進計画（計画期間：平成26～36年度）
- 伊方町食育推進計画（計画期間：平成25～29年度）
- 伊方町国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（計画期間：平成25～29年度。5年毎に改定）
- 伊方町第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（計画期間：平成27～29年度。3年毎に改定）
- 伊方町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27～31年度。5年毎に改定）
- 伊方町第3期障害者計画（計画期間：平成27～31年度。5年毎に改定）
- 伊方町第4期障害福祉計画（計画期間：平成27～29年度。3年毎に改定）

施策 1-2 医療体制の充実

現状・課題

- 町内では国保直営診療所3か所（九町、瀬戸、串）、出張診療所2か所、民間医療施設3か所の相互協力による一次医療体制を整えています。
- 休日、夜間の入院治療を要する二次救急体制は八幡浜・大洲・西予地区（二次医療圏）の病院群輪番制で構築しており、病院と町内の診療所との連携を図ることで休日と夜間を含めて迅速に対応できる医療体制を構築しています。
- 子育て環境の必須条件ともいえる子どもの医療環境については、各地区の診療所が「かかりつけ医」として日頃から子育て家庭を見守っています。また、八幡浜・大洲・西予地区の小児科開業医と協力し、休日の小児初期救急医療にも対応しています。
- まちづくりアンケートでは保健・医療・福祉分野に期待する施策として「病院、診療所等の整備」と「高度医療体制・救急医療体制の充実」を上位に挙げています。
- 集落が点在し、少子高齢化が進む本町では、子育て環境の向上や通院困難者への交通手段なども含め、安心の暮らしを支える医療体制が求められます。

■ 保健・医療・福祉分野に期待する重点施策（%） ■



目指す姿、まちづくり指標

保健・福祉と連携した身近な医療体制と広域における病診連携の強化により、適切な医療を安心して受けることのできる体制が整っています。

指標	現状	目標
直営診療所間の連携、診療内容の再編（町地域医療計画の策定）	未実施（平成27年度）	町地域医療計画の策定及び診療所の再編成（平成32年度）

5年間の主要事業（行政の取り組み）

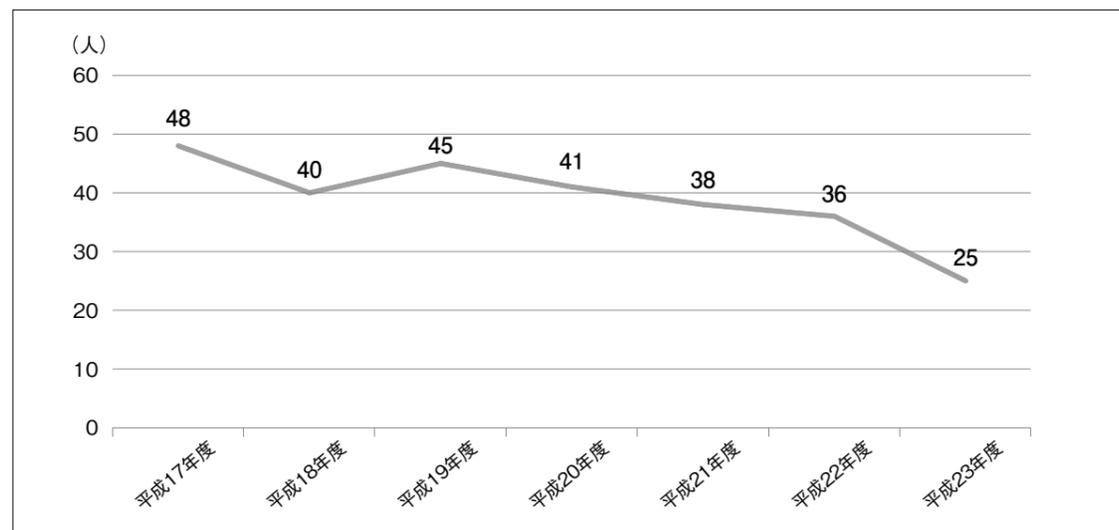
事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-2-1 地域医療の充実			
病診連携の強化	診療所相互の連携、病院と診療所（病診）との連携強化により、小児医療、在宅医療、予防・リハビリテーションの充実を図る	体制維持	町民課
国保直営診療所管理運営事業	無医地区をつくらず、町民の健康維持と地域医療の充実を図る	体制維持	町民課
国保直営診療所医療機器等整備事業	地域医療を支える診療所の医療機器等の整備・充実により、高度で良質な医療サービスを提供する	計画的な導入	町民課
1-2-2 高度・救急医療の連携強化			
休日・夜間急患センター事業	休日や夜間の一次救急（比較的軽症で入院治療を要さないもの）の確保により、暮らしの安心感の向上を図る	体制維持（H28）休日・夜間急患センター新築	町民課
病院群輪番制運営委託事業	休日や夜間の二次救急（入院治療を要するもの）の確保により、暮らしの安心感の向上を図る	体制維持	町民課
1-2-3 小児医療の充実			
小児在宅当番医運営事業	休日に小児患者の一次救急（比較的軽症で入院治療を要さないもの）の確保により、子育て世代の安心感の向上を図る	体制維持	町民課

施策 1-3 結婚・出産・子育てへの支援の充実

現状・課題

- 平成17年以降、本町の出生者数は年間60人前後で推移しており、近年は第3子以降の出生児数割合も増加傾向にあります。
- この間の子ども女性比はほぼ一定であり、合計特殊出生率1.70（平成20年～24年）も県内で4番目に高いことから、出生者数が増えない要因として、結婚・出産する確率の高い年齢層の女性の減少がより大きく影響していると考えられます。
- まちづくりアンケートでは独身の結婚願望が7割、理想の子どもの人数は「2～3人」などの結果から、「結婚→町内居住→2～3人の子どもを持つ家庭＝子どもの増加、合計特殊出生率の上昇」という可能性が高まることも十分に期待できます。
- 若い世代への結婚から出産をより積極的に支援し、子育て世代の定住化や出生数増加につなげる対策の必要性が高まっています。
- 安心して子育てができる本町の環境をさらに充実するため、子育て家庭への心理的負担の軽減や経済的支援、保育環境の拡充、子育てサービスの拡充など、地域の協力を得ながらの総合的な支援が必要となっています。

■ 婚姻件数（人） ■



資料：保健福祉課

目指す姿、まちづくり指標

若い世代の結婚願望を叶える支援とともに、地域に支えられて安心して子育てができ、子ども達が心身ともに健やかに育つ環境がさらに向上しています。

指標	現状	目標
結婚支援者数	未実施 (平成26年度)	250人（累計） (平成28～32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-3-1 ニーズの高い保育サービスの実施			
一時預かり事業 (余裕活用型)	保護者の育児負担軽減と幼児の健全育成を図る	受け入れ態勢の整った保育所で実施	保健福祉課
子育てサポート事業 (ともしび母親クラブ)	保育所における子育て支援を実施し、保護者自身が育児の喜び、楽しさを感じとり、幼児・児童の健全育成を図る	継続実施	保健福祉課
1-3-2 子育てへの経済支援			
子ども手当支給事業 (国事業)	児童を養育している家庭の生活安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する	対象者全員に実施	保健福祉課
出産祝い金支給事業	第3子以降の出産費用と、育児に係る負担軽減を図る	対象者全員に実施	保健福祉課
◎総合戦略事業 子ども医療費助成事業の拡充	子どもの医療費助成拡大による経済的負担の軽減になり、出生率増加につなげる	対象者全員に実施 (H28～) 中学生までの入院医療費に加え、外来医療費も対象に拡充	保健福祉課
1-3-3 保育環境の適正化			
児童福祉施設改築工事	施設の改築により、適切な保育環境を確保する	(H28) 三崎保育所	保健福祉課
1-3-4 放課後児童の居場所づくり			
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	就労等のために日中家庭に保護者がいない世帯の小学生の仲間づくりと健全育成を図る	継続実施 (H31希望者全員受け入れ)	保健福祉課
1-3-5 地域における子育てへの応援			
◎総合戦略事業 子育て総合支援事業	安心して子育てのできる環境のPRや整備を実施し、子育ての不安解消と移住・定住の促進を図る	(H28～) 子育てガイドライン作成 子育て支援員の設置 保育士の安定的確保	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
子育て支援広場	保育所入所前の乳幼児と保護者を対象に身近な場所で実施し、保護者の育児不安の軽減と仲間づくり、虐待の防止につなげる	継続実施 (地域子育て支援拠点事業との連携)	保健福祉課
◎総合戦略事業 地域子育て支援拠点事業		(H29～) 1か所(一般型)で実施	保健福祉課
伊方っ子まつり	町内1か所で夕涼み会を開催し、児童同士の交流と親睦を深める	継続開催	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の健全な育成環境の確保と、親の孤独感や不安感を解消、児童虐待の防止・早期発見につなげる	対象者全員に実施	保健福祉課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、親の孤独感や不安感を解消し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る	対象者全員に実施	保健福祉課
1-3-6 児童虐待防止の推進			
児童虐待防止ネットワーク事業	児童相談所、主任児童委員、教職員、役場職員、地域の協力員等との意見交換等を実施し、児童虐待の未然防止を図る	継続実施	保健福祉課
1-3-7 結婚・出産支援の推進			
◎総合戦略事業 結婚支援体制整備	若者の希望を叶えるとともに、定住化につなげる	(H28～) 相談窓口の設置 婚活講座の開催	保健福祉課
◎総合戦略事業 婚活イベント開催		(H28～) 継続的に開催	保健福祉課
◎総合戦略事業 不妊治療費支援事業	治療費用の一部補助により経済的負担の軽減になり、出生率増加につなげる	(H28～) 実施	保健福祉課

町の関連計画

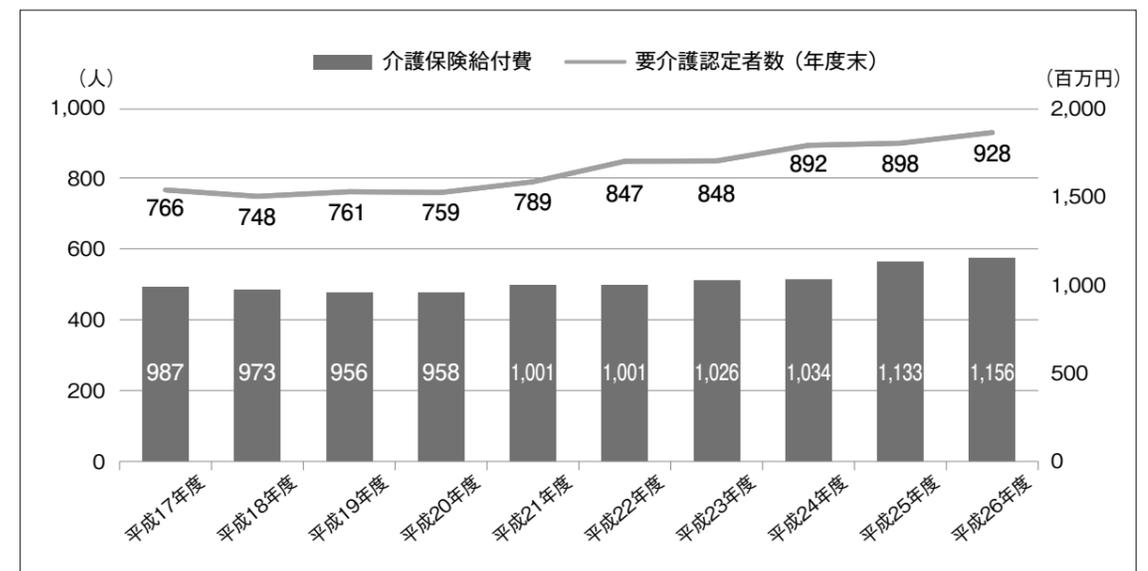
- 第2次伊方町健康増進計画(計画期間:平成26～36年度)
- 伊方町子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27～31年度。5年毎に改定)

施策 1-4 高齢者福祉の充実

現状・課題

- 本町の高齢化率は年々上昇しており、平成26年度は40%を超えています。10年後の平成37年頃は町民の半数近くが高齢者になると見込まれます。
- 特に75歳以上の高齢者、ひとり暮らしや認知症高齢者が増えることから、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」というサービスと、その前提となる「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」「被害を抑える減災対策」を相互に連動させ、住み慣れた地域生活を支える基盤を強化することが重要です。
- 要介護認定者数の増加とともに介護保険給付費も増えており、サービス供給と保険料負担とのバランスを考慮した介護保険制度の計画的な運営がますます重要になっています。
- 高齢者の増加をプラスに捉え、地域の人材(人財)として多方面での活動を促す健康づくりと機会の拡充が求められます。

■ 介護保険給付費(百万円)、要介護認定者数(人) ■



資料: 保健福祉課

■ 目指す姿、まちづくり指標

心身ともに元気な高齢者が様々な分野で活動する機会が増えています。

ひとり暮らしや認知症の高齢者を含め、高齢者が地域社会で生活を続けていけるよう、地域で見守り、支える地域包括ケアシステムの体制が強化されています。

指 標	現 状	目 標
シルバー人材センター会員数	23人 (平成27年度)	100人 (平成32年度)

■ 5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-4-1 介護予防・在宅介護支援事業の充実			
介護予防事業	身近な場所で心身機能の維持向上を図り、新たな要介護認定者及び中・重度へ悪化する要介護高齢者数を抑制する	継続実施 (地域の健康課題やニーズをふまえて実施)	保健福祉課
生活管理指導員（ホームヘルパー）派遣事業	地域支援事業と調整し、日常生活を指導・支援し、要介護状態への進行を予防する	継続実施	保健福祉課
生きがい活動支援通所事業（デイサービス）	地域支援事業と調整し、孤立感の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防する	継続実施	保健福祉課
在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	経済的負担の軽減により、在宅要介護者の生活の質の向上を図る	継続実施	保健福祉課
家族介護用品支給事業	介護用品の支給により、在宅要介護者の生活の質の向上を図る	継続実施	保健福祉課
介護予防住宅改修事業	家庭内事故の防止と介護予防を図り、在宅生活の継続を図る	継続実施	保健福祉課
養護老人ホーム入所措置事業	施設入所により、孤独感の解消と要介護状態への進行を予防する	継続実施	保健福祉課
はり、きゅう、マッサージ施術費助成事業	高齢者の健康保持・増進と福祉の向上を図る	継続実施	保健福祉課
高齢者配食サービス事業	栄養バランスのとれた食事の提供、安否確認や相談助言により、在宅高齢者の健康増進を図る	全地域で継続実施	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-4-2 リハビリテーションの充実			
運動器の機能向上	身近な場で身体機能の状態に応じた継続的・効果的な指導を行い、健康寿命の延伸を図る	対象者全員に実施 (スポーツセンター等、地域資源の活用)	保健福祉課 他
1-4-3 高齢者との交流機会の充実			
ふれあい広場 (1-4-1 介護予防事業-再掲)	地域住民主体の介護予防活動を進め、高齢者の閉じこもり予防につなげる	継続実施	保健福祉課 他
高齢者健康増進事業	地域資源（亀ヶ池温泉等）を活用した高齢者等の交流を図り、介護予防につなげる	対象者全員に実施	保健福祉課
1-4-4 介護保険サービスの適切な供給			
社会福祉法人等利用者負担軽減事業	低所得者のサービス利用を支援し、在宅生活の継続を図る	継続実施	保健福祉課
介護保険事業（居宅サービス・施設サービス）	介護保険給付を計画的に行い、要支援・要介護状態の軽減・悪化の防止を図る	継続実施	保健福祉課
介護予防サービス事業	要支援者に適切な介護予防ケアプランを作成し、心身の機能の維持、改善を図る	継続実施 訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行	保健福祉課
地域支援事業	地域資源を活用し、地域における包括的マネジメントの強化につなげる	継続実施 訪問介護、通所介護が移行され、事業者による緩和したサービスや住民主体のサービス等の開発を行う	保健福祉課
介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定	介護給付等対象サービス、地域支援事業、保健福祉関連事業を計画的に提供し、高齢者の自立生活を支える	(H29) 第7期計画策定 (H32) 第8期計画策定	保健福祉課
伊方社会福祉協会への助成事業	特別養護老人ホームのサービスの充実を図るとともに利用者負担の軽減を図る	継続実施	保健福祉課
特別養護老人ホーム施設整備事業	在宅の施設待機者の解消を図る	(H30以降) 第7期介護保険事業計画で検討	保健福祉課
地域密着型介護施設整備事業		(H30以降) 地域密着型グループホームの整備検討	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-4-5 敬老意識の向上			
敬老行事助成金支給事業	敬老意識の向上及び各地区における福祉の増進に寄与する	継続実施	保健福祉課
長寿祝金支給事業	敬老意識の向上及び福祉の増進に寄与する	継続実施	保健福祉課
1-4-6 生涯現役のまちづくりの推進			
◎総合戦略事業 高齢者生きがいづくり対策事業	高齢者が生きがいを持って日常を過ごすことにより、心身の健康増進と健康寿命の延伸につなげる	継続実施	保健福祉課

町の関連計画

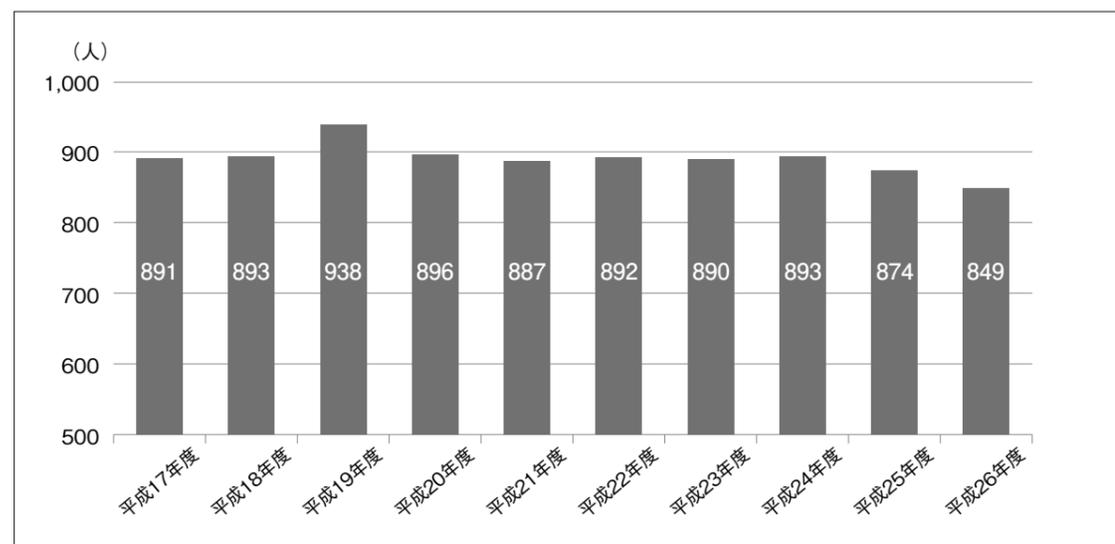
- 第2次伊方町健康増進計画（計画期間：平成26～36年度）
- 伊方町国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（計画期間：平成25～29年度。5年毎に改定）
- 伊方町第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（計画期間：平成27～29年度。3年毎に改定）

施策 1-5 障害者福祉の充実

現状・課題

- 国連の「障害者の権利に関する条約」の批准を踏まえ、「障害者基本法」の抜本的な見直しによる改正（平成23年8月公布）をはじめ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の制定（平成24年6月に障害者自立支援法の改正と改称）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定（平成25年6月公布）など、ここ数年で障害者を支える法律や制度は大きく変わりました。
- 本町においてもこうした法律や制度の改正に対応して、障害者計画（5年毎に改定）と障害福祉計画（3年毎に改定）を策定し、社会福祉協議会やサービス事業者と連携しながら、障害者とその家族の地域生活を支えるサービス・事業を実施しています。
- 今後は、施設や設備といった物理的障壁を失くすだけでなく、雇用や就学を含めた社会・日常生活における制度や慣行上の障壁の除去（バリアフリー化）に向けて、町全体でより一層、取り組んでいくことが重要となります。

■ 障害者手帳所持者数（年度末）（人） ■



資料：保健福祉課

■ 目指す姿、まちづくり指標

ノーマライゼーション社会の形成を合言葉に、町全体で障害者とその家族の暮らしを支える環境づくりが展開されています。

指 標	現 状	目 標
国の制度改正に対応した計画策定	第3期障害者計画 第4期障害福祉計画 (平成26年度)	計画期間に準じ策定 第4期障害者計画 (平成31年度) 第5期障害福祉計画 (平成29年度)

■ 5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-5-1 計画的な障害者支援の実施			
障害者計画、障害福祉計画の策定	国の制度改正に対応した計画を策定し、障害者施策及びサービスの計画的な提供により、障害者の暮らしを支える	(H31) 第4期障害者計画策定 (H29) 第5期障害福祉計画策定	保健福祉課
1-5-2 障害者サービスの基盤構築			
障害福祉サービスの提供	国の制度改正に対応し、個々の障害者に応じたサービスを提供し、障害者の自立を支援する	対象者全員に実施	保健福祉課
地域生活支援事業	国の制度改正に対応し、障害者の状況をふまえ、地域の実情に応じたサービスを提供し、障害者の地域生活を支援する	対象者全員に実施	保健福祉課
1-5-3 障害者の自立生活への支援			
伊方町小規模作業所運営事業	障害者の社会参加、障害理解と支えあいの地域づくりを目指す	継続実施 (伊方オレンジ作業所、作業所ふれあい岬)	保健福祉課
相談事業、訪問指導事業	継続的に、健康教室や相談事業、訪問等の事業取り組みを行うことで、障害者の地域生活の実現につなげる	継続実施 (訪問事業、家族教室、心の健康づくり講座等)	保健福祉課
精神障害者社会復帰事業	心の病気や障害に対する啓発、当事者の社会参加と生活力向上により、社会復帰を促進する	継続実施	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
心の健康相談事業	専門的な相談が心の健康づくりに役立つ	継続実施	保健福祉課
発達障害の総合的な相談窓口の設置	相談支援、教育支援、就労支援等を行い、地域において自立し、主体的な生活を築き豊かに生きていけるよう支援を行う	(H29～) 乳幼児期から成人期まで一貫した支援	保健福祉課 教育委員会
1-5-4 障害者・介助者の活動への支援			
伊方町精神障害者家族会の育成	心の病気と障害への理解促進と、地域精神保健福祉の推進を図る	継続支援	保健福祉課
障害者団体の支援	障害者同士の交流と社会参加の促進を図る	継続支援 (活動費助成)	保健福祉課
1-5-5 障害者への経済支援			
心身障害者福祉給付金事業	心身障害者の福祉の増進を図る	対象者全員に実施	保健福祉課
医療費の負担軽減(更生医療、育成医療)	国の制度改正に対応し、障害者の医療費負担を軽減し、自立を支援する	対象者全員に実施	保健福祉課

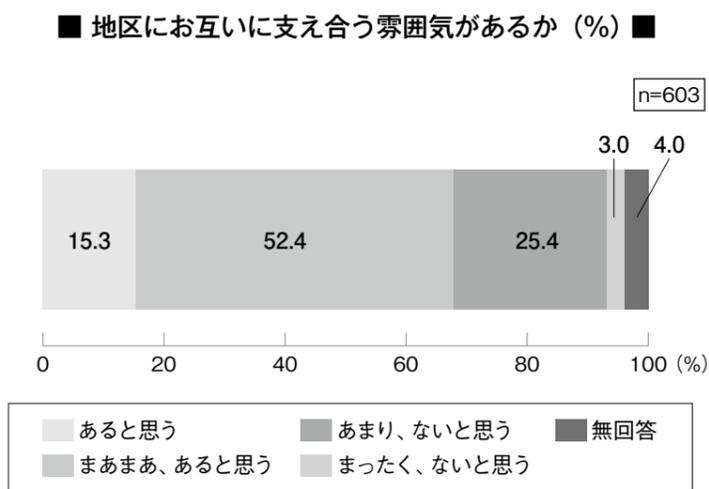
■ 町の関連計画

- 第2次伊方町健康増進計画（計画期間：平成26～36年度）
- 伊方町第3期障害者計画（計画期間：平成27～31年度。5年毎に改定）
- 伊方町第4期障害福祉計画（計画期間：平成27～29年度。3年毎に改定）

施策 1-6 地域福祉の充実

現状・課題

- まちづくりアンケートでは地区にお互いに支え合う雰囲気があると思う割合が6割半ばと前回調査（6割弱）をやや上回っており、調査対象となった18～45歳という若い世代も本町独自の地域の支えあいを実感しています。
- 高齢化率の上昇を鑑み、本町では避難行動要支援者全員の個別避難計画を作成し、災害時の減災対策を地域と連携して推進しています。
- 少子高齢化や人口減少が進む中、様々な支援を必要とする町民ニーズ（要望）に応えるため、社会福祉協議会を中心に地域福祉活動を展開しています。
- 今後は、保健・医療・福祉だけでなく、町民の生活を支援する関係者間で課題を共有し、連携を強化するため、地域ケア会議を核としてより適切な地域包括ケアシステムに進化させていく必要があります。



目指す姿、まちづくり指標

保健・医療・福祉の連携を図る中で、子どもからお年寄りまで、すべての町民がお互いを愛し愛される、優しさに満ちた温かい地域で支えあう社会を形成しています。

指 標	現 状	目 標
「地区に支えあう雰囲気がある」と回答する町民の割合 （「ある」と「まあまあ、ある」の合計）	67.7% （平成27年度）	75.0% （平成32年度）
福祉避難所の設置	3か所 （平成18年度）	10か所 （平成28年度）

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-6-1 包括的な地域支援の充実			
社会福祉協議会支援	質の高い地域福祉・在宅福祉サービスの提供、行政・福祉諸団体等と連携した地域福祉活動を推進する	継続実施 （活動費助成）	保健福祉課
保健・医療・福祉関係機関の連携強化	保健、医療、福祉機関の連携強化により、効果的・継続的な支援を実施する	連携強化 （地域ケア会議等）	保健福祉課 町民課
1-6-2 地域福祉活動の活性化			
地域ボランティア(団体)の支援	社会福祉協議会を中心に情報提供や活動支援を行い、ボランティア(団体)の活動機会を拡大し、地域全体でのボランティア意識の向上を図る	継続実施 （情報提供、活動機会の提供）	保健福祉課
独居高齢者福祉ネットワーク事業	独居高齢者の見守り推進員体制を維持し、ニーズの発見からサービスの提供へと結びつける	全地域で継続実施	保健福祉課
災害時要支援者支援体制の構築	自主防災組織等を中心に高齢者や障害者など要配慮者の災害時避難を支援する体制を構築し、安全な暮らしを実現する	継続実施 （全員の個別支援計画の年1回更新、新規対象者の個別計画作成）	総務課
救急医療情報キット(命のカプセル)配布事業	迅速な救急活動を行うシステムを構築し、高齢者や障害者等の在宅で安心した暮らしを実現する	(H28～) 救急搬送時に必要な情報を保管する救急医療情報キット(命のカプセル)を配布	保健福祉課

第2章

教育・スポーツ・文化

◆目指す姿◆

「ふるさと愛いっぱい」の人材（人財）が育つまちづくり

◆5年間の方針◆

学校教育は、保育所（認定こども園）、小・中学校、高校との「縦の連携」の強化、保育所（認定こども園）・学校と家庭、地域との「横の連携」の強化を図るとともに、グローバル化、情報化が急激に進展するこれからの時代に求められる生きる力の育成に重点をおいた教育を推進します。

生涯学習分野は、関連施設の再編を進めながら、地域毎の生涯学習活動の活性化に重点をおいて推進します。

スポーツ分野は、平成29年のえひめ国体や平成32年の東京オリンピック・パラリンピック大会を契機として、生涯にわたるスポーツ習慣の定着に重点をおいて推進します。

文化振興分野は、佐田岬半島の伝統文化と文化財を守りながら、地域の魅力づくりにつながる環境づくりを継続します。

◆まちづくり施策◆

2-1 学校教育の充実

2-2 生涯学習・生涯スポーツの活性化

2-3 伝統・文化の継承と発展

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
1-6-3 ひとり親家庭への支援			
母子・父子家庭相談	ひとり親家庭の父または母の家庭における生活の安定と向上を図る	継続実施	保健福祉課
1-6-4 低所得者への支援			
生活困難世帯への支援	日常生活の困窮な者への最低限の生活維持を保障し、その自立を助長する	継続実施	保健福祉課
1-6-5 国民健康保険・国民年金の円滑な運営			
国民健康保険制度の運営	国の制度改正に対応し、適切な国民健康保険制度の運営により、安心できる暮らしを支える	制度改正への対応 適切な国保運営	町民課
国民年金制度の周知	年金事務所と連携し、国民年金制度の周知を図り、制度への理解と関心を高める	継続実施	町民課

町の関連計画

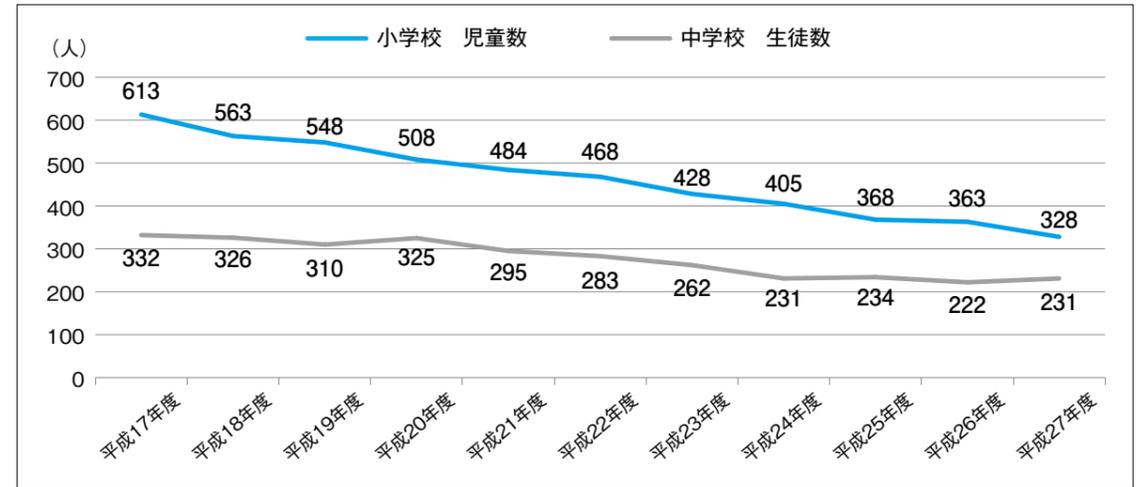
- 第2次伊方町健康増進計画（計画期間：平成26～36年度）
- 伊方町国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（計画期間：平成25～29年度。5年毎に改定）
- 伊方町第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（計画期間：平成27～29年度。3年毎に改定）
- 伊方町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27～31年度。5年毎に改定）
- 伊方町第3期障害者計画（計画期間：平成27～31年度。5年毎に改定）
- 伊方町第4期障害福祉計画（計画期間：平成27～29年度。3年毎に改定）

施策2-1 学校教育の充実

現状・課題

- 中学校に教育活動指導員（英語・数学）を配置し、生徒の到達度に応じて「わかる授業」を行うなど、少人数教育の長所を活かし、地域の協力などで短所を補いながら、確かな学力と郷土愛を備える人材（人財）を育てる教育を行っています。
- 社会のグローバル化に対応する力を養成するため、外国語指導助手（ALT）3名を各中学校に配置し、中学校では英語によるコミュニケーション能力の育成、小学校では異文化に触れる授業を行っています。
- 急速に進展する情報化社会に対応できる児童生徒を育成するため、計画的な情報機器の整備を行い、ICTを活用した授業を行っています。
- 伊方・瀬戸の2か所で運用している学校給食センターを統合し、事業の効率化と児童生徒に、より一層の安全安心な給食の提供を図る必要があります。
- スクールカウンセラー（1名）、ハートなんでも相談員（3名）、スクールソーシャルワーカー（1名）の配置を継続しており、児童生徒や保護者からの様々な相談に迅速に対応できる支援体制の充実を図っています。
- 昭和56年以前の施設の耐震診断と補強工事を実施し、教育施設の安全性の確保とともに、災害時における避難場所の確保を図りました。
- 三崎高校では「総合的な学習の時間」を利用し、高校生が様々な形で地域の大人と「共働」する実践的な学習（アクティブラーニング）に力を入れています。人生の多感な時期に郷土愛と地域が直面する課題を解決する基礎力を体得する機会を増やし、やがては本町の定住につながるよう、積極的に取り組んでいます。
- まちづくりアンケートでは「子どもがたくましく成長する教育と子育て環境の良いまち」、学校教育に「社会性を育てる道徳教育と生活指導の充実」を期待しています。児童数、生徒数は年々減少していますが、町民のこうした期待に応えることが長期的なまちづくりにとって重要になります。

■ 小学校児童数、中学校生徒数（人）■



各年5月1日現在 資料：教育委員会

目指す姿、まちづくり指標

小・中・高校、家庭、地域が連携し、本町の将来を担う人材（人財）を磨き上げる独自の教育環境が整っています。

指 標	現 状	目 標
全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）における学力向上定着	ほぼ全国平均（平成26年度）	全国平均以上（平成32年度）
「子どもの教育環境に満足、または、ふつう」と回答する町民の割合（「満足」「まあ満足」「ふつう（どちらともいえない）」の合計）	74.3%（平成27年度）	80%以上（平成32年度）

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
2-1-1 確かな学力と郷土愛を備える人材（人財）の育成			
総合学習事業	特色ある学校経営や地域に根ざした教育活動により、子どもたちの郷土愛、人間愛を育成する	全校で継続実施（各校で年間活動計画の策定）	教育委員会
外国語青年招致事業	中学校では英語によるコミュニケーション能力の育成、小学校では英語学習による異文化と触れあい、国際感覚を醸成する	外国語指導助手（ALT）の適正配置、実用英語習得の機会拡充	教育委員会

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
教育活動指導員設置事業	中学校に教育活動指導員（英語・数学）を配置し、個々の到達度に応じた「わかる授業」を行い、生徒が学ぶ喜びと自己実現を実感する	教育活動指導員（T.T）の適正配置	教育委員会
特別支援教育支援員設置事業	障害のある幼児・児童・生徒の教育的ニーズを個別に把握し、その持てる力を高めることにより、生活や学習上の困難の改善・克服を図る	特別支援教育支援員の適正配置	教育委員会
スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の問題行動等の予防・発見・解消とともに、保護者や教員の意識・指導の向上を図る	継続実施	教育委員会
ハートなんでも相談員設置事業			
スクールソーシャルワーカー活用事業			
町教育会補助金	教職員が教科等に関する最新の専門的知識や指導技術を身に付けることにより、児童生徒の学力向上を図る	継続実施	教育委員会
学校関係者評価委員設置事業	学校の優れた取り組みや課題、改善方策が明確となる	継続実施	教育委員会
学校地域支援本部の設置拡大	現在は三崎地区のみであるため、町全体に拡大し、学校と地域の連携強化を図る	(H29) 伊方地区、瀬戸地区に設置	教育委員会
2-1-2 登下校時の安全確保			
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガードリーダー）	スクールガードリーダー（2名）が各校を巡回し、校区ごとの安全マップ作成、見守る組織づくり、登下校時の安全確保などの指導を行うことにより、学校・家庭・地域が連携して子どもの安全を見守る活動・体制整備を図る	継続実施（体制の維持）	教育委員会
スクールバス整備事業・スクールバス運行委託事業	スクールバスの運行により、児童生徒の通学時の安全を確保する	運行継続（必要路線の確保）	教育委員会

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
2-1-3 教育設備・施設の充実			
適切な環境整備（施設の維持管理）	ゆとりと潤いのある教育環境の維持管理を行い、愛校心や愛郷心を醸成する	適宜実施	教育委員会
情報教育機器整備事業	コンピューターや校内LAN等のIT設備を更新し、高度情報社会に必要な「情報活用能力」を育成する	必要な時期に更新（小学生全児童タブレット、無線LAN、電子黒板整備）	教育委員会
学校給食センター整備事業	伊方・瀬戸の給食センターを統合し、事業の効率化、児童生徒に安全で安心な給食を提供する	(H28) 新築工事	教育委員会
2-1-4 適切な教育機会の提供			
小・中学校入学経費助成事業	町内小・中学校入学の奨励と保護者の負担軽減により、定住促進と将来の伊方町を支える人材（人財）育成を図る	継続実施	教育委員会
準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒に、教育を受ける機会を提供する	継続実施	教育委員会
奨学金貸与事業	経済的理由により就学困難な生徒に、教育を受ける機会を提供する	継続実施	教育委員会
教育環境の適正化	少子化に対応した適切な教育環境を整え、児童生徒の健全育成を図る	小・中学校の適正規模・適正配置の再検討	教育委員会
2-1-5 「社会を生き抜く力」を養う新たな活動の実施			
◎総合戦略事業 外国語学習機会の確保	保育、小・中学校、高校の英語学習を充実し、幼児期から英語に親しみ、グローバル化する時代に必要能力を養う	事業拡充（CIR及びALTを活用した機会充実）	教育委員会

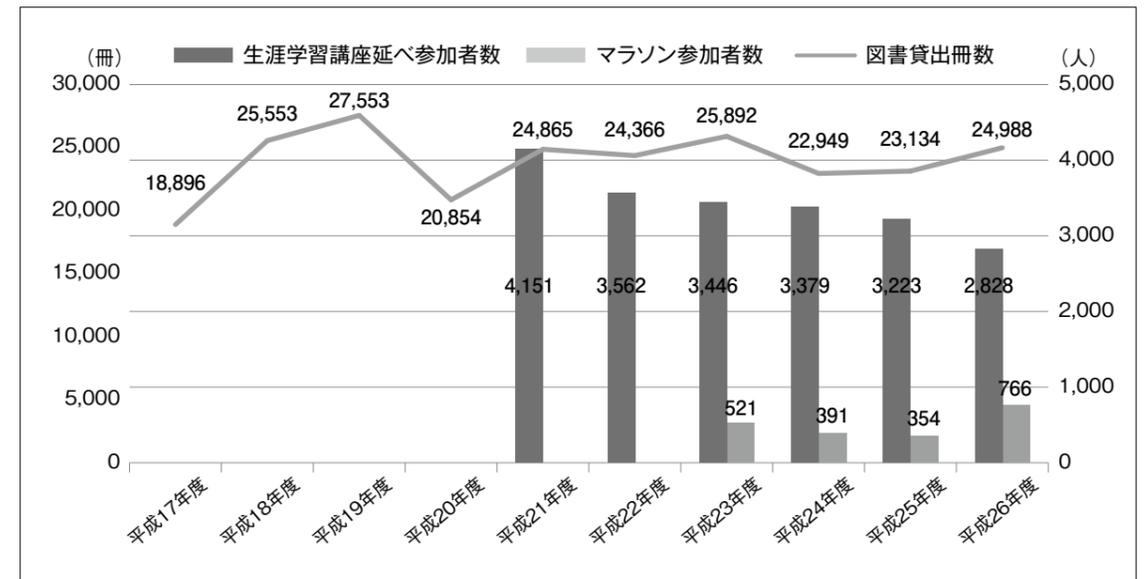


施策2-2 生涯学習・生涯スポーツの活性化

現状・課題

- 本町では、教育だより「ふれあいいかた」の発行や公民館の各種事業の実施、生涯学習推進大会の開催など、多くの学習機会と発表の場を通じて、町民やグループの学習活動を支援しています。
- 本町の特長として地域住民が主体的に運営する自治公民館が伊方地区にあります。瀬戸、三崎地区にも主事を配置し、活発に自治公民館活動を実施しています。今後も、人口の減少・学校統合等による地域の衰退が懸念されますが、今まで以上に学校・家庭・地域の連携強化を図り、活性化につながる事業展開が期待されます。
- 図書館では、読書機会の拡充を図るため、定期的に学校への団体貸出を行っています。また、図書館独自のホームページの作成や、CATVを活用した利用者増加とサービス向上を図っています。
- 生涯スポーツは、スポレク祭、スポーツ少年団交流大会、各種スポーツ教室、地域ごとのスポーツイベント等を実施しており、町民が体力や志向に応じてスポーツやレクリエーションに親しんでいます。
- 平成23年度から佐田岬マラソン大会を開催し、毎年、全国から参加しています。町民は走者だけでなく、大会を支えるボランティアとしても参加しており、様々な形でスポーツにふれる良い機会となっています。
- 町民の学習やスポーツ活動は生涯学習センター、スポーツセンター、公民館、グラウンド、体育館などで行われています。まちづくりアンケートでは「学校施設の開放、スポーツ・レクリエーション施設の機能拡充」に期待しています。また、公民館活動においては、中央公民館を核として連携しながら地区公民館を支援していく必要があります。
- 平成29年のえひめ国体・えひめ大会、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック大会を控えた今、スポーツに親しむ気運を高める絶好のチャンスと捉え、町民の期待に応える学習やスポーツの環境づくりを進める必要があります。

■ 生涯学習講座参加者数（人）、佐田岬マラソン参加者数（人）、図書貸出冊数（冊）■



資料：教育委員会

目指す姿、まちづくり指標

老朽化した施設の計画的な再編と機能充実が進み、その人らしく、意欲的に生涯学習やスポーツに様々な形で参加する町民が増えています。

指標	現状	目標
生涯学習講座への年間参加者数	2,828人 (平成26年度)	3,000人 (平成32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
2-2-1 学習意欲の啓発と支援体制の充実			
学習ニーズの把握	町民の学習ニーズを把握し、地域や年代に応じた生涯学習事業を展開する	(H30) 生涯学習アンケート実施	教育委員会
人材育成事業	先進地への現地視察、実践事例の講演会などにより、町民の学習意欲を喚起する人材(人財)を育成する	継続実施	教育委員会
生涯学習推進大会	各種団体が互いの実践活動の状況や課題を発表し、生涯学習推進の方策を研究する	継続実施 (毎年開催)	教育委員会

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
社会教育関係団体の育成	社会教育関係団体の活動助成や指導者養成により、町民の生涯学習活動を支援する PTA活動を通して、保護者に対する家庭教育力の向上を図る	継続実施 (補助金)	教育委員会
図書館システム維持管理事業 (読書機会の拡充)	図書館独自のホームページを作成し、地域・団体・学校等との連携によるサービス向上を図る	継続実施	教育委員会
2-2-2 生涯スポーツ活動の普及			
社会体育施設的环境整備	老朽化施設を順次改修し、スポーツを通じて町民の健康管理、体力の維持・増進を図る	継続実施	教育委員会
地域リーダーの育成	スポーツ推進員を養成し、地域活性化の中心となるリーダーを育成する	毎年20人を任命	教育委員会
軽スポーツの普及	スポーツ推進員及びスポーツ推進委員による軽スポーツの普及を図り、人と人との交流、健康増進を図る	継続実施 (資材購入、活動費補助等)	教育委員会
スポーツ活動の活性化	多くのスポーツ団体と連携してスポーツ活動の活性化を図り、町民同士の交流や各施設の利活用を図る	毎年開催 各種スポーツ大会等の開催	教育委員会
えひめ国体伊方町推進事業	平成29年9～10月開催のえひめ国体を契機に、町民の生涯スポーツ振興とともに町の魅力を全国に発信し、町の活性化を図る	(H28～) 啓発活動 成年女子バレーボールリハーサル大会 デモンストレーション競技	教育委員会
2-2-3 青少年の健全育成			
青少年健全育成活動	団体等の青少年健全育成活動支援を通じて学校・家庭・地域関係機関との連携を強化し、学校内外での支援や具体的な方策検討、児童生徒の問題行動への適切な対応を図る	継続実施 (活動費助成、補助金)	教育委員会
2-2-4 自治公民館活動の充実			
自治公民館活動の推進	地域内の活性化と交流を図る	継続実施	教育委員会

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
自治公民館の活性化	地域内の連帯意識の強化を図る	継続実施	教育委員会
瀬戸町民センター改修事業	町民がいつでも安心して利用し、交流を図る	(H28) 瀬戸町民センター改修工事	教育委員会
公民館等解体事業	老朽した施設を解体し、地域の活性化に資する活用を図る	(H28～32) 解体予定施設 三崎公民館、瀬戸公民館別館、瀬戸公民館四ツ浜分館、瀬戸文化センター	教育委員会
2-2-5 新たな学習活動の実施			
◎総合戦略事業 子ども英語スクール	国際的な視野とコミュニケーション能力の育成を図る	継続実施	教育委員会

施策2-3 伝統・文化の継承と発展

現状・課題

- 本町では地域の公民館活動を通じて年中行事や伝統行事を伝承しています。また、町見郷土館を拠点に文化財の調査・保存・展示を行い、地域に伝わる伝統的な文化の保存・伝承に努めています。
- 個人やグループが公民館の各種講座や教室などで様々な芸術活動を行っており、その集大成として文化祭（公民館まつり）が伊方・町見・瀬戸・三崎地域で毎年開催されています。また、町見郷土館の博物館活動をサポートする「佐田岬みつけ隊」が結成され、多様な活動を行っています。
- 町内には国の天然記念物である「三崎のアコウ」をはじめ、県や町指定の文化財が多数存在しています。とりわけ、「三崎のアコウ」については、周辺地域と共存していくための保存管理計画をまとめていくことが課題となっています。
- 一方、未指定の文化財候補も多く、貴重な文化財の劣化や紛失などを防ぐためにも、順次、指定を進めていく必要があります。
- 佐田岬半島の歴史や文化を知ることや地域行事の存続は、地域コミュニティの維持、郷土愛の醸成、若い世代の人口流出の精神的歯止めにつながり、町全体の活力にもつながります。
- そのため、今後も学校や地域において、幼少期から芸術や地域に伝わる伝統的な文化、文化財に親しむ機会を増やしていく取り組みが必要です。さらに、年中行事や伝統行事の現状、古老の伝承や古記録を調査し、その歴史的文化的価値を明らかにすることも重要です。また、文化財行政の体制強化も必要になります。

■ 指定文化財（平成27年4月現在） ■

地域	名 称	指定種別
伊方	五輪塔	町指定有形文化財
伊方	木造不動明王立像	町指定有形文化財
伊方	クロキツタ	町指定天然記念物
伊方	ナギ	愛媛県指定天然記念物 ナギ
伊方	大名かご	町指定有形民俗文化財
伊方	市右衛門の墓	町指定記念物
伊方	丸岡城「城の台」	町指定記念物
伊方	川永田一里塚	町指定記念物
伊方	得能主膳ゆかりの地	町指定記念物
伊方	長崎城跡	町指定記念物
伊方	きそん（節）	町指定無形民俗文化財

地域	名 称	指定種別
伊方	九町一里塚	町指定史跡
瀬戸	宝剣吉則	町指定有形文化財（工芸品）
瀬戸	供養様	町指定史跡
瀬戸	須賀の森	県指定天然記念物
瀬戸	木造鬼面	町指定有形文化財
瀬戸	宝篋印塔	町指定有形文化財
瀬戸	探幽山水画	町指定有形文化財（絵画）
瀬戸	千手観音像	町指定有形文化財
瀬戸	三机古絵図	町指定有形文化財（絵画）
瀬戸	中尾城跡	町指定史跡記念物
瀬戸	宮の森	町指定天然記念物
瀬戸	しゃんしゃん踊り	町指定無形民俗文化財
三崎	傳宗寺本堂	町指定有形文化財
三崎	坊山石造物群	町指定有形文化財
三崎	木造阿弥陀如来立像	町指定有形文化財
三崎	木造伝観音菩薩坐像	町指定有形文化財
三崎	傳宗寺本堂	町指定有形文化財
三崎	大クス	町指定記念物
三崎	子持勾玉	町指定有形文化財（考古資料）
三崎	須恵器	町指定有形文化財（考古資料）
三崎	弥生式土器（壺）	町指定有形文化財（考古資料）
三崎	三崎八幡神社	町指定有形文化財
三崎	旧三崎精錬所焼窯	登録有形文化財
三崎	旧平磯水底線陸揚室	登録有形文化財
三崎	旧正野谷棧橋	国登録有形文化財
三崎	三崎のアコウ（あこう樹）	国指定天然記念物
町内全域	佐田岬半島の初盆行事	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

資料：教育委員会

目指す姿、まちづくり指標

佐田岬の伝統・文化の継承と新たな文化の創造に向けて、まち全体が活発に取り組んでいます。

指 標	現 状	目 標
「佐田岬半島全体の伝統や文化に誇りや愛着を感じている」と回答する町民の割合 （「感じる」と「まあまあ感じる」の合計）	58.5% （平成27年度）	向上 （平成32年度）

◆目指す姿◆

定住の希望を叶える、快適・安心・安全なまちづくり

◆5年間の方針◆

良好な定住環境の基盤として生活道路の計画的な整備と総合的な交通体系の確立に重点をおいて推進します。また、公共施設等の長寿命化と老朽化に伴う改修を計画的に推進します。

港湾整備は、本町と九州を結ぶ観光・交流の玄関口としての機能向上に重点をおいて推進します。

住環境は、公営住宅の計画的な整備と空き家の活用による住宅供給の拡充、高齢化や過疎化に対応する買い物弱者対策に重点をおいて推進します。

防災・消防は、関係機関と連携した防災・減災対策の強化とともに、各地区における緊急時の迅速な避難体制の強化に重点をおいて推進します。

交通安全、防犯は、お互いを守り、安心して暮らすことのできる地域づくりを継続して取り組みます。

◆まちづくり施策◆

3-1 道路・河川の整備、交通環境の充実

3-2 港湾機能の充実

3-3 住環境の充実

3-4 防災・消防体制の充実

3-5 安心・安全なまちづくりの推進

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
2-3-1 伝統文化の保存・継承			
文化財への関心と保護意識の醸成	地域の文化的価値を専門的に研究し、文化継承と町民全体に愛護精神の共有を図る	継続実施	教育委員会
専門的人材（人財）の育成	文化財行政の推進により、佐田岬半島の文化と誇りの継承を図る	体制の検討	教育委員会
地域の伝統行事存続事業	佐田岬半島に残る伝統行事の支援・調査研究・記録により、伝統行事の継承と活性化を図る	伝統行事支援の継続（H29）盆行事総合調査報告書の発行	教育委員会
「三崎のアコウ」保存環境整備	四国最古の天然記念物の保存環境の整備により、文化財・自然保護精神の高揚、来訪者の増加を図る	継続実施（保存環境整備、周知）	教育委員会
2-3-2 「地域博物館構想」の推進			
「地域博物館構想」の推進（注2）	地域と協働して地域文化の洗い出しにより、身近な歴史・文化を守り伝える意識を育む	整備に向けた準備継続	教育委員会
2-3-3 文化活動の活性化			
文化活動意欲を喚起する取り組み	活動の発表や本物に触れる機会を設けるなど、町民の活動意欲を喚起し、文化活動の活性化を図る	継続実施（文化公演会、芸術鑑賞事業、生涯学習センター企画展示）	教育委員会
文化団体育成事業	団体の相互交流により、文化活動の活性化を推進する	合同文化祭の開催	教育委員会

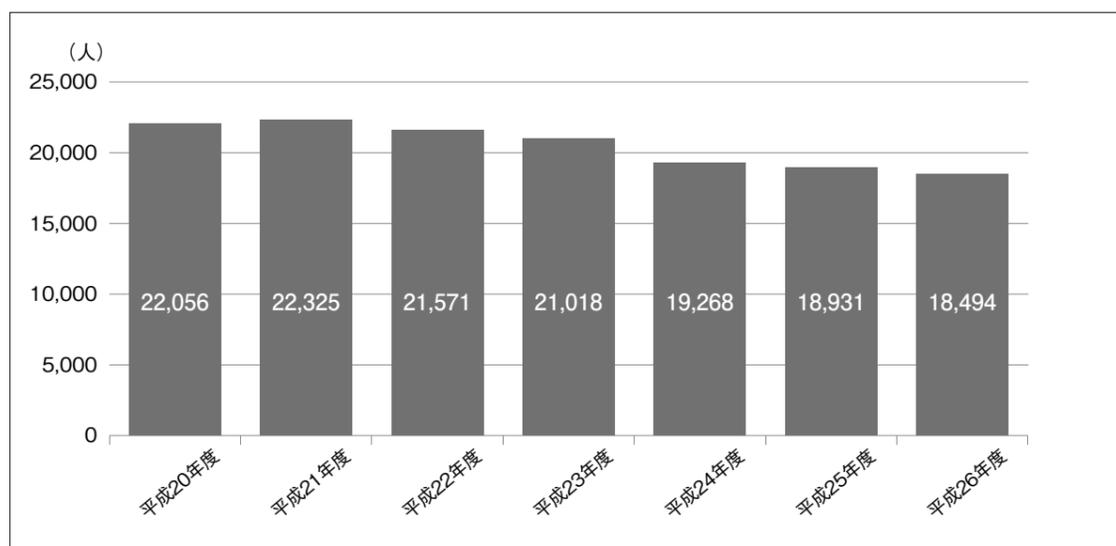
注2 地域博物館構想とは、地域（佐田岬半島）に徹底的にこだわり、その歴史・文化・自然などを①調査し、②資料を収集・保管し、③展示や④交流事業に活かすという、従来の博物館とは異なる地域全体を博物館のように捉えるという考え方。

施策3-1 道路・河川の整備、交通環境の充実

現状・課題

- 急峻な地形を有する本町では小規模な集落が点在するため、生活道路網の整備とともに、公共交通機関が重要な社会基盤となっています。
- 生活道路網の整備については、事業計画路線の整備・改良が概ね計画通りに進み、他の幹線接続道路及び生活道路の整備・改良も順次進んでいます。
- 今後も引き続き、集落を結ぶ重要幹線道路、公共施設及び集落内へのアクセス道路、災害時等の緊急輸送道路など、優先度を勘案しながら計画的な整備を推進する必要があります。また、家屋浸水などの被害発生を防ぐ河川整備も必要です。
- 平成20年度から導入したデマンド交通「ふれあい号」には一定の利用者数はみられるものの、交通弱者ともいわれる自家用車を運転しない高齢者を支援するため、利便性をさらに高めていく必要があります。
- 現在の公共施設は昭和30年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備されたため、今後、急速に老朽化していくことが見込まれます。
- そのため、本町では平成26年度に伊方町公共施設等総合管理計画（行動計画）を策定しました。今後はこの計画に基づき、既存施設の長寿命化を計画的に進める必要があります。

■ ふれあい号（デマンド）利用者数（人） ■



資料：総務課

目指す姿、まちづくり指標

集落間を結ぶ定期路線バスの運行やデマンド交通の利便性が向上し、高齢でも困ることのない生活の足が確保されています。

安全で快適な暮らしを支える社会基盤として、生活道路網や河川の整備、公共施設等長寿命化が計画的に進められています。

指標	現状	目標
計画事業の実施率 (実施事業数/計画事業数)	90% (平成23~27年度)	90%以上 (平成28~32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-1-1 幹線への接続道路の整備			
町道三崎名取口線道路改良事業	通行の安全確保と事故の未然防止により、本線の効果を図る	(H28) 集落間を結ぶ重要幹線道路改良工事 L=202.6m	産業建設課
鳥津道路新設事業	災害時の避難道路を整備し、地区の生活環境の向上と日常生活の安全と安心を高める	(H28~) 測量設計 1式 用地補償 1式 道路新設	産業建設課
トンネル修繕事業	トンネルの機能を良好に保ち、長期的な交通の安全と安心を図る	(H28~37) 定期点検 1式 測量設計 1式 トンネル修繕	産業建設課
橋梁長寿命化修繕事業	橋梁架け替え等に関する費用抑制と長期的な交通の安全確保を図る	(H28~37) 測量設計 1式 橋梁補修	産業建設課
3-1-2 地区内生活道路の整備			
町道三崎地区内1号線道路新設事業	通行の安全確保と事故の未然防止により、本線の効果を図る	(H28) 新設工事 L=150.0m	産業建設課
町道豊之浦地区内1号線道路新設事業		(H28~29) 道路新設 L=320.0m	産業建設課
与修地区内1号線道路新設事業	災害時等の緊急車両の搬入、地域住民の生活環境の利便性、福祉の向上を図る	(H28) 道路新設 L=108.0m	産業建設課
大久地区内10号線道路新設事業		(H28) 道路新設 L=37m	産業建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-1-3 第2輸送路（旧国道、県道）の拡幅改良			
町道宇和海線道路改良事業	各公共施設へのアクセスの改善と地域間交流の充実、地域住民の生活の向上を図る	(H28～36) 道路改良 L=1,093.2m 用地補償1式	産業建設課
町道灘線道路改良事業		(H28) 道路改良 L=59m	産業建設課
町道湊浦奥線道路改良事業		(H28～29) 道路改良 L=180m	産業建設課
県道鳥井喜木津線生活道路改良事業負担金	本町への経済効果、地域住民の生活の向上に寄与する	(H28～37) 県工事負担金 伊方地域、瀬戸地域、三崎地域	産業建設課
県道佐田岬三崎線生活道路改良事業負担金	地域住民の生活環境の向上と観光施設へのアクセスの向上に寄与する	(H28～29) 県工事負担金	産業建設課
3-1-4 公共土木施設維持補修			
公共土木施設維持補修	地域住民の生活の向上、町全体の発展に寄与する	継続実施	産業建設課
3-1-5 総合的な交通体系の確立			
◎総合戦略事業 公共交通機関の一体的な整備	デマンドバスの現行運行体系を改善し、住民の利便性の向上を図る	(H28～) デマンドバスの休日運行の開始	総務課

町の関連計画

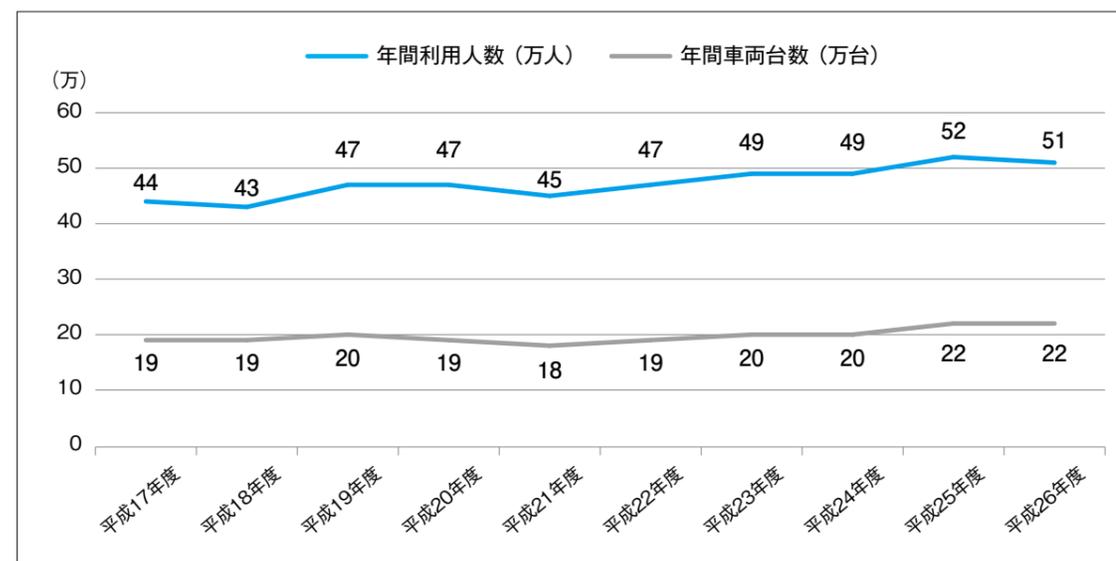
- 伊方町公共施設等総合管理計画（行動計画）（計画期間：平成27～36年度）
- 橋梁・トンネル長寿命化計画等（計画期間：平成26年度～。5年毎に改定）

施策3-2 港湾機能の充実

現状・課題

- 計画していた港湾整備は順調に進んでおり、費用対効果を考慮して整備を中止した事業も一部にはあったものの、港湾機能は着実に充実しています。
- 平成27年現在、三崎港と佐賀関（大分市）を結ぶフェリーが1日16便（1往復）就航しており、平成25年度からは年間50万人、車両は年間22万台が利用しています。
- 平成17年以降、三崎港フェリーの利用人数は若干ながら増加しており、この理由として観光客の増加などが考えられます。
- 観光・交流の活性化を目指す本町にとって、九州と本町を結ぶ交通物流及び産業振興の基盤となる港湾整備はより重要な事業として位置付けられます。
- そのため、港湾機能の継続的な強化とともに、公共交通との連結や観光プログラムとの連動など様々な相乗効果を発揮する創意工夫も重要となります。

■ 三崎港フェリーの年間利用人数（万人）、年間車両台数（万台）■



資料：産業建設課・総務課

■ 目指す姿、まちづくり指標

本町と九州を結ぶ玄関口として港湾機能の向上が図られ、利用者が増えています。
 港湾機能と連動した様々な事業が展開され、地域活性化につながっています。

指 標	現 状	目 標
計画事業の実施率 (実施事業数/計画事業数)	90% (平成23～27年度)	90%以上 (平成28～32年度)

■ 5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-2-1 港湾の計画的な整備			
ふ頭・土地再開発用地 関連事業	影響家屋への建物補償を行い 生活環境の向上を図る	(H28～29) 事後調査、建物補償、 胸壁（I） L=170m	産業建設課
伊方港大浜中之浜 護岸陸間修繕工事	護岸背後を生活道路に利用す る地域住民の安全を確保する	(H28) 陸間（アルミゲート） 修繕 8基	産業建設課
港湾海岸保全施設 (長寿命化計画)	施設の劣化や変状による性能 の低下防止により、維持・更 新費の縮減、港湾施設の延命 化を図る	(H30) 計画策定 (伊方港) 1式 (三机港) 1式	産業建設課
三崎港改修事業負担金	観光、交通、物流、産業にお ける九州への唯一の玄関口と しての機能を整備し、地域住 民、県下住民の生活向上に寄 与する	(H28～37) 県工事負担金	産業建設課
大浜中之浜護岸背後法 面落石防止対策	護岸利用者（通行者）の安全 確保を図る	(H28) 法面对策	産業建設課
三崎港海岸保全施設 整備事業負担金	津波による災害から地域住民 の生命、身体及び財産の保護 を図る	(H28～31) 県工事負担金	産業建設課

■ 町の関連計画

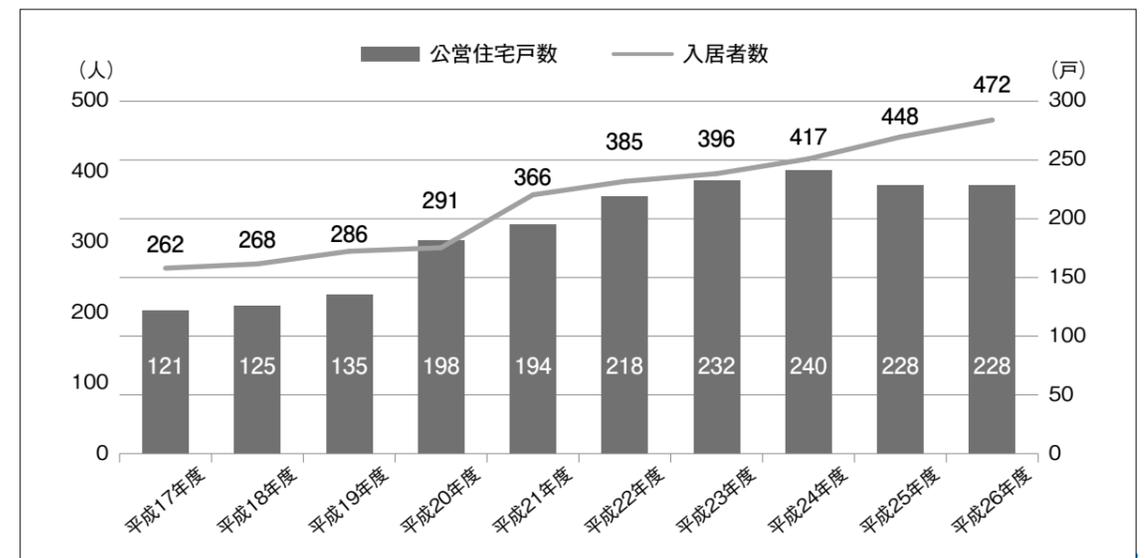
- 港湾・海岸長寿命化計画等（計画期間：平成30年度～。5年毎に改定）

施策3-3 住環境の充実

■ 現状・課題

- 平成21年度に策定した住宅マスタープランに基づき、公営住宅の建設、建替え、教員住宅などからの公営住宅への移管を進めてきました。
- 平成17年以降、快適な住環境の整備を中心に定住促進策に取り組んできた結果、平成26年度末現在の公営住宅戸数は228戸となり、10年間で107戸増加しました。これに伴い入居者数も472人に増えています。
- 一般住宅については、予想されている南海トラフ地震の発生に備えた木造住宅の耐震化が重要です。町では民間木造住宅の耐震化工事の費用補助を実施していますが、補助件数はなかなか伸びていません。
- 町民の関心が高い「空き家対策」として平成26年度に町職員が各戸調査を行い、基礎データの収集・整理を実施しました。町が認定した危険廃屋については解体を促進しています。
- 公園については地域と協力した維持管理と計画的な改修整備を進めています。
- 暮らしの利便性向上とともに、地理的な要因にとらわれない様々な活動に役立つ高度情報基盤（八西CATV）の一層の活用が必要です。
- 今後も若者の定住化と移住促進への中心的な取り組みとして住宅用地の確保、公営住宅の整備、空き家を活用した民間住宅の確保など、住宅政策を計画的に進めることが必要です。

■ 公営住宅戸数（戸）、入居者数（人）■



各年度末 資料：産業建設課・総務課

■ 目指す姿、まちづくり指標

公営住宅や空き家を活用した民間住宅が増え、定住化が進んでいます。

民間木造住宅の耐震化が進み、安全な住宅が増えています。

指 標	現 状	目 標
公営住宅戸数	228戸 (平成26年度)	253戸 (平成32年度)
空き家の利活用戶数	— (平成23～27年度)	10戸(累計) (平成28～32年度)

■ 5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-3-1 住宅の整備			
◎総合戦略事業 公営住宅等整備事業	若者や子育て世帯向けの公営住宅の建替え及び新築により、定住・移住の促進につなげる	(H30～31) 中浦団地の建設、遊休施設の転用（公営住宅）、若者世代向け住宅の整備	産業建設課
公営住宅等維持管理事業	老朽化した設備の改修により、住環境の向上を図る	継続実施 (公営住宅解体、外壁補修、屋上防水改修)	産業建設課
木造住宅耐震診断事業	地震に対する住宅の安全性の向上を図る	継続実施	産業建設課
危険廃屋解体経費助成事業	町が認定した危険廃屋の解体費用の一部を助成	継続実施	産業建設課
空家再生等推進事業	危険廃屋の撤去を推進し、避難時の安全確保の向上を図る	新規事業 (国庫補助事業)	産業建設課
民間建築物アスベスト対策事業	火災・震災時等におけるアスベストの飛散を防止する	継続実施	産業建設課
集会所整備・維持管理事業	町民がいつでも安心して利用し、互いの交流を図るとともに、避難所としての機能を発揮する	継続実施 (集会所建替え、新築、集会所維持改修)	産業建設課
地域材利用木造住宅建築促進事業	地域材の需要拡大、木造住宅建築の促進及び定住の促進を図る	継続実施	産業建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
◎総合戦略事業 住宅用地の提供	良好な住宅用地の拡大により、定住・移住の促進につなげる	(H28～) 分譲地の造成・販売、町内住宅用地の流動化、町有財産の払い下げ	産業建設課
◎総合戦略事業 空き家等の活用事業	空き家を地域資源として活用することにより、地域の活性化を図る	継続実施（空き家状況調査登録） (H28～) 空き家、空き地バンクの整備、民間企業との連携方法の研究、空き家等対策計画策定	総合政策課
◎総合戦略事業 移住・就業体験の実施	移住に関心のある人に積極的なPRと生活体験の機会を提供することにより、定住・移住の促進につなげる	(H28～) 住体験住宅の整備（お試し住宅）、移住相談窓口の設置、移住定住相談会（移住フェア）、就業体験メニューの創設	総合政策課
3-3-2 公園の整備			
公園改修整備事業	公園の維持管理と計画的な改修整備を進め、町民に安らぎと交流の場を提供する	(H28～) 町内公園の維持管理、中核公園の改修整備	産業建設課
3-3-3 八西CATVの活用			
CATVの活用	地理的な要因にとらわれない起業、育児・介護と仕事の両立、高齢者や障害者の社会参画など、暮らしの新たな可能性を拓く	継続実施	総務課
3-3-4 買い物弱者対策の実施			
◎総合戦略事業 買い物弱者対策の実施	日常生活の利便性向上による暮らしやすい環境を形成し、定住・移住の促進につなげる	(H28～) 町内事業者と連携した移動販売事業等の実施	産業建設課 保健福祉課

■ 町の関連計画

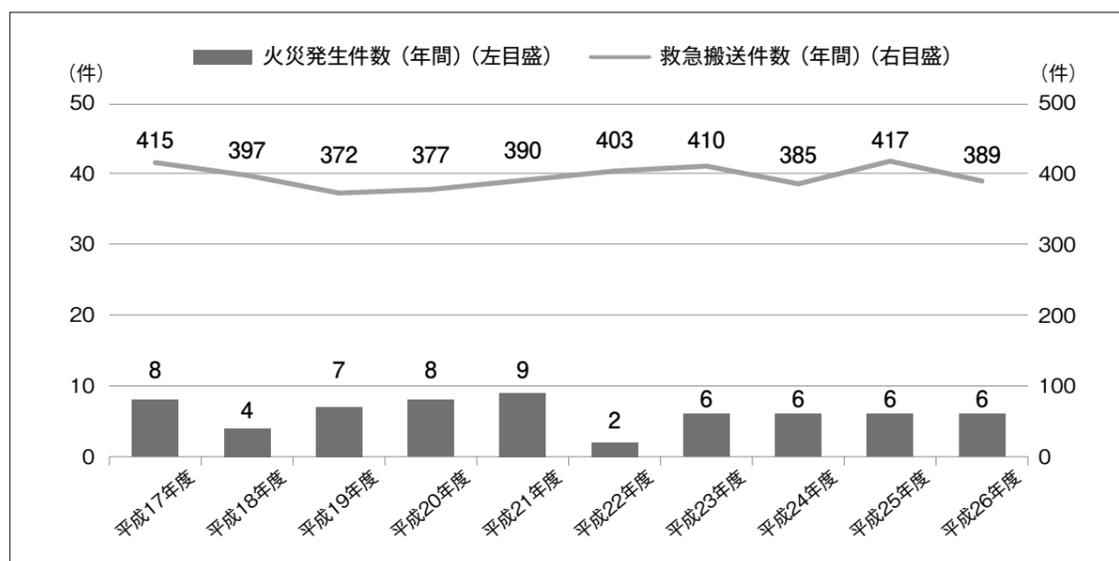
- 住宅マスタープラン策定（計画期間：平成22～31年度）
- 伊方公営住宅ストック総合活用計画（計画期間：平成22～31年度）
- 伊方町公営住宅等長寿命化計画（計画期間：平成22～31年度）

施策3-4 防災・消防体制の充実

現状・課題

- 東日本大震災を教訓に、四国唯一の原子力発電所の立地自治体であることも踏まえ、国、県、関係機関、町民と力を合わせて防災対策の強化を図っています。
- 地域防災計画の毎年度の見直しをはじめ、防災講演会の開催、津波ハザードマップの全戸配布、各地区での避難訓練の定期的な実施、研修や広報による原子力発電に関する正しい知識の普及など、緊急時に適切な行動ができるよう、日頃から地域と一緒に防災活動に取り組んでいます。
- 災害対策基本法の改正に伴い、本町では避難行動要支援者名簿の作成と登録者全員の個別避難計画を作成しました。今後関係機関と連携し新規の避難行動要支援者の把握に努め、支援者が情報を共有し、災害時の減災対策を地域と連携して推進しています。
- 本町は八幡浜地区施設事務組合による広域消防体制を整備しています。また、平成27年4月に条例改正を行い、消防団の再編と消防団支援員の設置を行い、体制強化を図っています。
- 南海トラフ地震防災対策推進地域として、予想される南海トラフ地震などの自然災害に備えた防災・減災対策（災害時被害を減らすという考え方）を進めるとともに危機管理体制の強化や指定避難所の資機材整備・備蓄対策の強化、放射線防護対策の実施が今後も必要となります。

■ 火災発生件数（件）、救急搬送件数（件） ■



資料：総務課

目指す姿、まちづくり指標

すべての家庭で緊急時への備えができ、自主防災組織との連携による緊急時の避難体制が整っています。

指標	現状	目標
指定避難所備蓄品配備率	0% (平成27年度)	100% (平成32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-4-1 防災体制の強化			
防災意識啓発	定期的な防災講演会の実施、防災マップの配布等を通して、町民の防災意識の高揚を図る	継続実施 (津波ハザードマップの災害対象の見直し)	総務課
指定避難所備蓄品配備事業	指定避難所へ備蓄品を配備し、防災意識の向上、災害時の迅速な対応を可能にする	新規実施 指定避難所への備蓄品配備	総務課
避難対策支援強化事業	指定避難所へ資機材を配備し、防災意識の向上、災害時の迅速な対応を可能にする	新規実施 発電機・投光器・簡易トイレ・備蓄倉庫・標識・ガソリン携行缶の整備	総務課
自主防災組織設置推進事業	災害時の自主的な地区支援体制を維持し、防災意識の向上、災害時の迅速な対応を可能にする	継続実施 (避難訓練の全地区実施)	総務課
災害時要支援者支援体制の構築（1-6-2再掲）	自主防災組織等を中心に高齢者や障害者など要配慮者の災害時避難を支援する体制を構築し、安全な暮らしを実現する	継続実施 (全員の個別支援計画の年1回更新、新規対象者の個別計画作成)	総務課
急傾斜地崩壊対策事業	落石及び斜面崩壊の危険性の高い箇所を整備し、災害に強いまちづくりと安全安心で快適な生活を実現する	(H28~37) 県営事業負担金	産業建設課
原子力防災訓練実施事業	緊急時における災害対策の習熟と防災関係機関の相互協力体制の強化を図る	継続実施	総務課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
広報・調査等交付金事業	原子力発電の安全性や最新の動向等に関する調査研修及び各種広報により、町民に対する原子力発電に関する正しい知識の普及と理解促進を図る	継続実施 (委員会、調査研修、情報収集、広報等)	総合政策課
庁舎電算室等移設工事	津波による浸水を考慮し、電算室及び放送室を6階に移設することにより、災害などの緊急時への日頃からの備えが整う	(H28) 庁舎電算室等の移設工事	総務課
3-4-2 消防体制の強化			
広域消防体制の整備 (八幡浜地区施設事務組合)	大規模災害時における消防機関の相互応援体制を強化し、被害を最小限にとどめる	継続実施 (老朽施設、車両の更新)	総務課
消防団活動支援	町全域での消防団の再編と自主防災組織との連携を強化し、防災体制の強化を図る	継続実施	総務課
消防施設整備事業 (町内全域)	老朽化した消防施設を更新し、迅速な消火活動体制を維持する	継続実施 (老朽施設、車両の更新)	総務課

町の関連計画

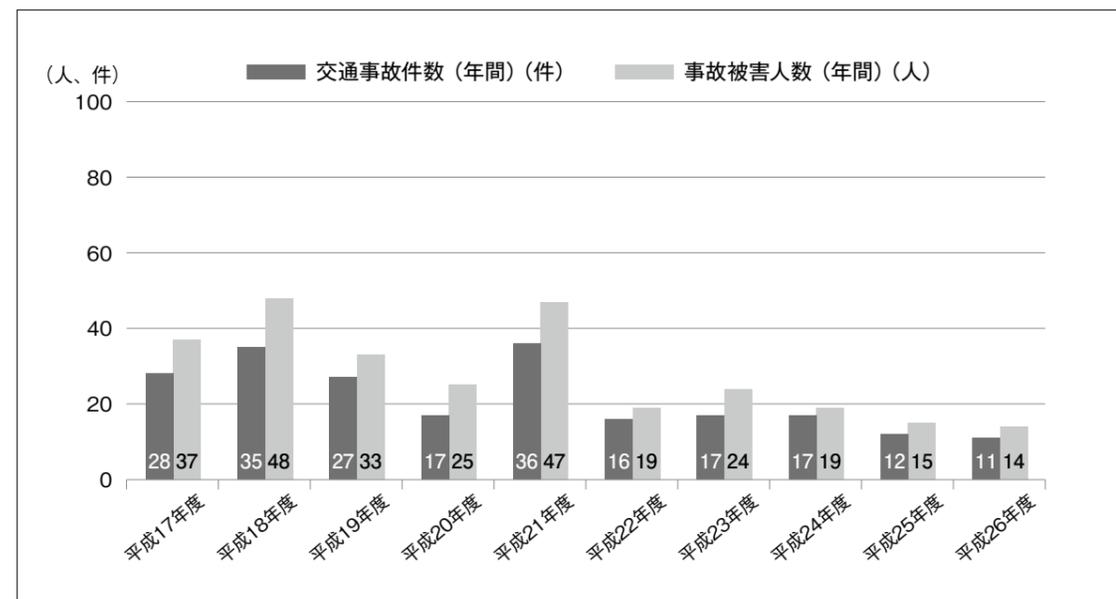
- 伊方町地域防災計画 (毎年度改定)
- 伊方町過疎地域自立促進計画 (計画期間：平成28～32年度)

施策3-5 安心・安全なまちづくりの推進

現状・課題

- 交通安全協会、警察、学校などと連携し、交通安全と防犯意識の啓発を継続的に実施しています。
- 子どもを交通事故から守るため、保育所での交通安全教室を開催しています。また、カーブミラー、防犯灯の要望箇所にはすべて設置しました。
- こうした取り組みの成果として、町内での交通死亡事故ゼロ2,000日を達成し、平成27年11月現在も継続中です。
- 町内で発生する交通事故件数(5年間平均)は半減しました。しかし、全国では高齢者の交通事故も増えていることから、今後も交通安全への取り組みを強化する必要があります。
- 全国で発生し、手口が複雑・多様化する消費者トラブルを未然に防ぐため、毎月、消費生活相談員による消費者相談の開催とともに、窓口での対応を、随時、行っています。
- 警察と協力し、防犯啓発用のチラシの配布、特殊詐欺の情報を防災行政無線で周知するなど、日頃からの防犯対策を進めています。
- 地域の防犯体制強化のため、防犯カメラの設置の検討も必要となっています。

■ 交通事故件数(件)、事故被害人数(人) ■



資料：総務課

第4章

自然環境・環境保全

目指す姿、まちづくり指標

安全・安心な暮らしをお互いで守るよう、日頃から家庭や地域で取り組んでいます。

指 標	現 状	目 標
町内で発生する交通事故件数 (5年間平均)	14.6件 (平成22～26年度)	減少 (平成27～31年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
3-5-1 交通安全対策の推進			
交通安全施設整備事業	交通安全施設の整備により、町民の事故防止と安全走行を容易にする	継続実施 (老朽施設の更新、新規要望に早期対応)	総務課
交通安全啓発事業	交通安全協会等と連携して交通安全教室等を行い、交通安全意識の高揚と事故防止につなげる	継続実施 (安全協会活動支援、交通安全教室等)	総務課
3-5-2 地域安全対策の推進			
消費者行政対策事業	消費者に対し必要な情報及び教育の機会を提供し、また消費者に被害が生じた場合には適切・迅速に救済する体制を充実し、被害の未然防止・拡大防止を図る	継続実施 (毎月1回消費生活相談員による消費者相談の実施)	町民課
地域コミュニティ事業	地域コミュニティを育むことにより、「助け合いの精神」を根付かせ、地域力を高める	継続実施 (講演会開催等)	総務課
防犯対策事業	事件発生率が低い本町において防犯体制を一層強化し、犯罪の未然防止を図る	継続実施 (防犯施設整備)	総務課
自主防犯活動の支援	地域見守り隊（PTA）、警察協助手員などの防犯パトロール活動を通して、防犯体制の強化を図る	継続実施	総務課 教育委員会

◆目指す姿◆

豊かで美しい環境で暮らす、自然を楽しむまちづくり

◆5年間の方針◆

資源循環型社会に向けて、町民の協力のもと、家庭ごみの排出量の減少と資源ごみのリサイクル率向上に重点をおいて推進します。

上・下水道整備は、上水道施設の耐震化と生活雑排水処理施設の整備に重点をおいて推進します。

自然環境及び生活環境の保全に向けて、全町を挙げて環境基本計画の着実な実施と伊方斎場延命化事業に重点をおいて推進します。

◆まちづくり施策◆

4-1 資源循環型社会の実現

4-2 上・下水道の整備

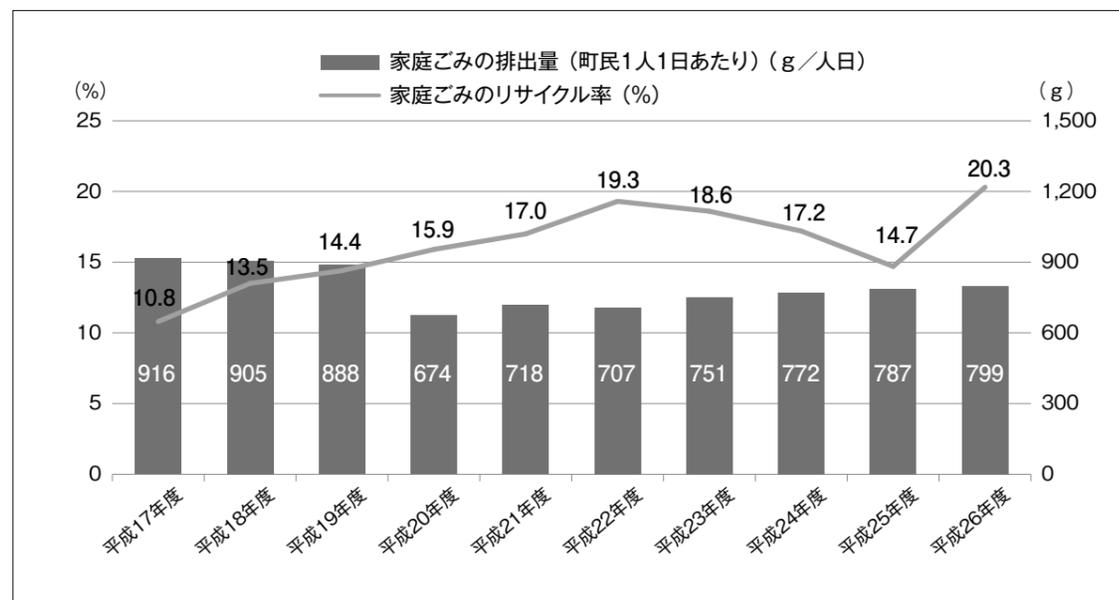
4-3 自然環境・生活環境の向上

施策4-1 資源循環型社会の実現

現状・課題

- 家庭ごみの排出量（町民1人1日あたり）は平成20年度に前年度から約25%の大幅な減量化が図られましたが、それ以降は徐々に増加する傾向がみられます。
- ごみの減量化に向けては生ごみ処理容器補助及びボカシ材料支給を行い、生ごみの排出抑制とともに、堆肥としての再利用を促進しており、可燃ごみの減少とCO₂の抑制を図っています。
- 家庭ごみのリサイクル率は平成23年度から25年度にかけて低下したものの、平成26年度は再び上昇しています。
- ごみの分別に対する意識啓発とともに正しい分別収集体制を維持し、中間処理の効率化と再資源化を図っています。
- 本町の暮らしの基本となる自然を守るためには、ごみの減量化やリサイクルなどの資源循環型社会への取り組みがこれからも重要となります。

■ 家庭ごみ排出量（g/人日）、リサイクル率（%） ■



資料：町民課

目指す姿、まちづくり指標

佐田岬半島の豊かな自然を残し、引き継いでいくために、町民・事業者・行政が一体となって環境への負担の少ない資源循環型社会の実現を目指します。

指標	現状	目標
家庭ごみの排出量 (町民1人1日あたり)	799g/人日 (平成26年度)	799g/人日 (平成32年度)
家庭ごみのリサイクル率	20.3% (平成26年度)	22.0% (平成32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
4-1-1 ごみの減量化と分別収集の推進			
ごみの減量化推進事業	生ごみの排出抑制と堆肥として再利用を促進し、可燃ごみの減少とCO ₂ の抑制を図る	継続実施 (生ごみ処理容器補助金、ボカシ材料支給)	町民課
ごみの分別啓発事業	正しい分別収集体制を維持し、中間処理の効率化と再資源化を促進する	継続実施 (ごみカレンダー・分別ガイドブック)	町民課
4-1-2 適切な廃棄物処理体制の整備			
一般廃棄物収集運搬処理事業	廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る	継続実施	町民課
リサイクルセンターストックヤード整備事業	町リサイクルセンターを整備し、資源ごみのリサイクルの促進を図る	(H28) 新設設計 (H29) 施設整備	町民課
旧三崎焼却場・斎場解体事業	近隣への環境被害を未然に防ぎ、安全で安心な環境整備を図る	(H31) 解体設計 (H32) 解体工事	町民課

町の関連計画

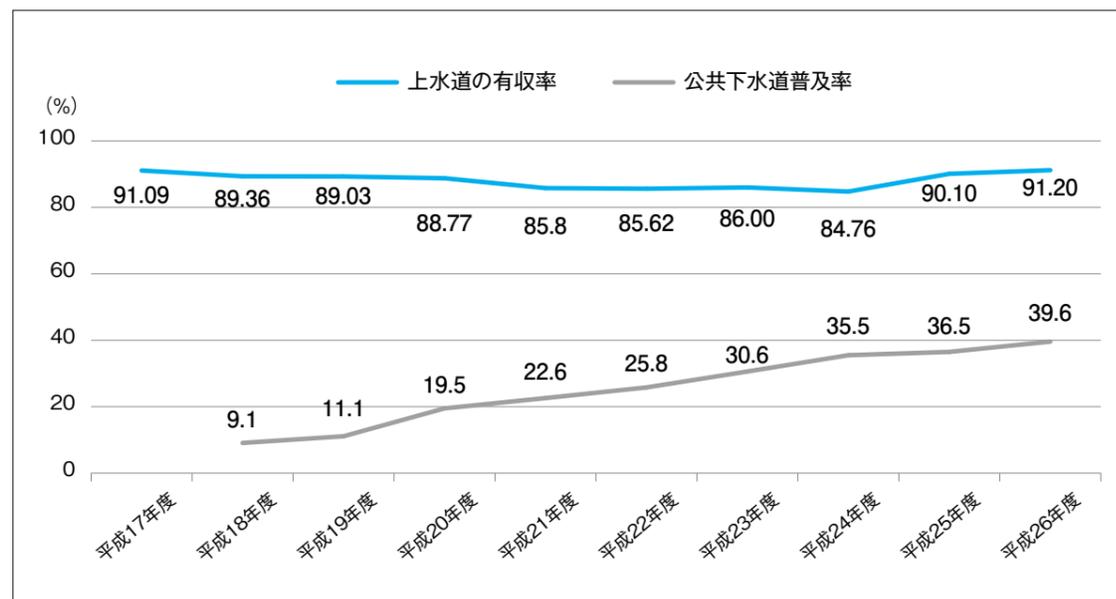
- 伊方町環境基本計画（計画期間：平成28～47年度）
- 伊方町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：平成28～32年度）
- 伊方町循環型社会形成推進地域計画（計画期間：平成28～32年度）
- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成28～32年度）

施策4-2 上・下水道の整備

現状・課題

- 上水道の有収率は概ね横ばいですが、施設の老朽化は年々進んでいます。そのため、既存施設の延命対策に重点をおいて取り組んでいますが、施設によっては延命対策も限界に達しています。
- 今後は、計画的な設備の更新を進め、将来にわたる上水道の安定供給と水道事業の適切な運営を図るとともに、近い将来の発生が予測されている南海トラフ地震に備え、災害発生後の日常生活及び産業経済活動の早期復興に資するための重要給水施設管路の耐震化を図る必要があります。
- 下水道事業は、伊方町下水道化基本構想に基づき事業を展開しており、概ね計画通りに進捗しています。
- 今後も生活環境の基盤となる公共下水道の長期安定のため、施設・設備の計画的な維持管理が必要です。
- 公共下水道区域以外の地域では浄化槽の設置を促進しています。しかし、多くの家庭が生活雑排水を未処理のまま、川や海に放流している状況であり、浄化槽の継続的な普及による適切な生活雑排水処理の着実な推進を図る必要があります。

■ 上水道の有収率、公共下水道普及率 (%) ■



資料：上下水道課

目指す姿、まちづくり指標

上水道施設の耐震化が進み、上水道の安定供給が図られています。

下水道施設の適切な維持管理に努め安定した生活環境の維持を図ります。

指 標	現 状	目 標
重要給水施設管路耐震化率	0% (平成27年度)	44.0% (平成32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
4-2-1 上水道の完全普及			
電気計装設備の更新及び中央監視システムの一元化	計装設備の更新及び中央監視システムを一元化し、維持管理業務の効率を図る	(~H29) 配水設備61か所更新、中央監視システムの構築	上下水道課
水道施設管理システムの構築	維持管理情報及び資産情報の一元管理により、緊急時の迅速な対応と維持管理業務の効率化を図る	(H28~30) 上水道情報管理システムの構築	上下水道課
重要給水施設管路耐震化事業	南海トラフ地震に備え、発生後の日常生活及び産業経済活動の早期復興を図る	(H28~32) 測量設計、管路耐震化工事L=30,789mの一部	上下水道課
三崎南部地域上水道老朽管更新事業	老朽化した配水施設を耐震性に優れた素材に更新し上水道の安定供給を図る	(H29~31) 測量設計、老朽管布設替工事	上下水道課
町道湊浦奥線上水道老朽管更新事業		(H30~31) 測量設計、老朽管布設替工事	上下水道課
4-2-2 下水道等の計画的な整備			
特定環境保全公共下水道情報管理システム整備事業	維持管理情報の一元管理により、緊急時の迅速な対応と業務の効率化を図る	(H28) 下水道情報管理システムの構築	上下水道課
合併処理浄化槽整備事業	水洗化と汚水の排除により、生活環境の改善と公共水域の水質改善を図る	(H28~32) 継続実施（年15基）	上下水道課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
田之浦漁港漁業集落環境整備（ストックマネジメント）事業	本施設の機能維持が図られるとともに、適正かつ合理的な施設管理が可能となり、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図る	(H28～30) 改築・修繕工事	上下水道課
豊之浦漁港漁業集落環境整備（ストックマネジメント）事業		(H30～32) 機能保全計画策定 改築・修繕工事の一部	上下水道課
大成漁港漁業集落環境整備（ストックマネジメント）事業		(H31～32) 機能保全計画策定 改築・修繕工事の一部	上下水道課
特定環境保全公共下水道事業（伊方処理区）改築事業		(H28～32) 長寿命化計画策定 マンホール形式ポンプ場 改築・修繕 1式	上下水道課
八幡浜地区施設事務組合負担金	し尿処理を行う広域事務組合の業務を継続し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る	継続実施	町民課

町の関連計画

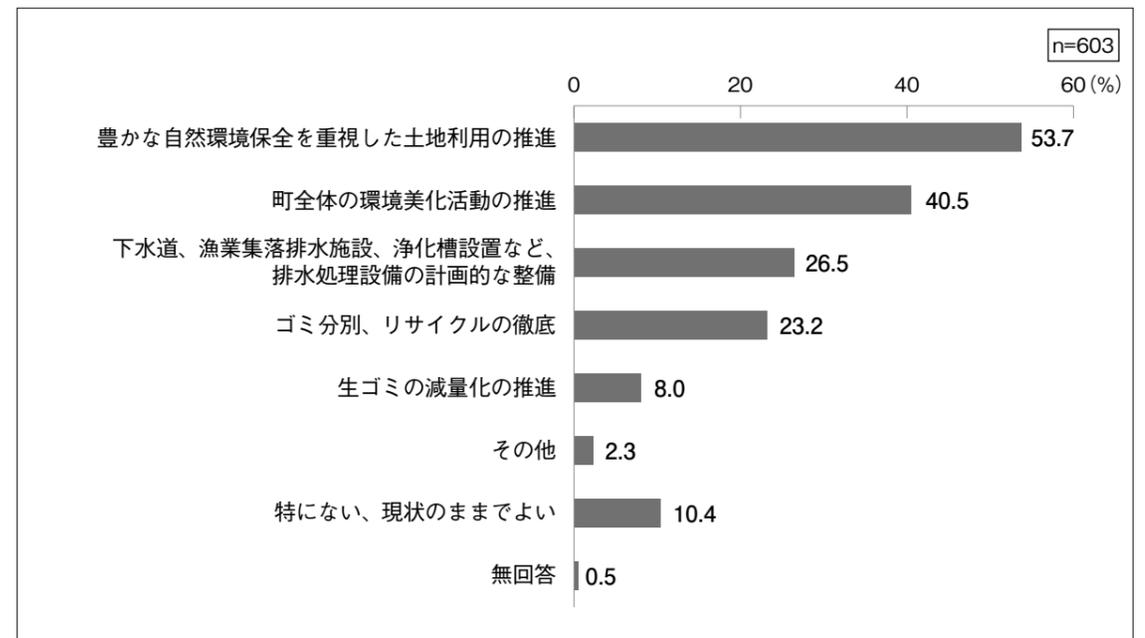
- 地域水道ビジョン（計画期間：平成21～30年度）
- 伊方町下水道化基本構想（計画期間：平成24～34年度）
- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成28～32年度）

施策4-3 自然環境・生活環境の向上

現状・課題

- 海と山の恵みで暮らしている本町では豊かな自然を守ることが生活の基本であり、町全体で環境保全に取り組んでいます。
- 佐田岬半島の豊かな自然を次代に引き継ぐため、町、町民及び事業者が自らの課題として捉え、それぞれの施策や日常生活及び事業活動において主体的に環境保全に取り組む必要があります。そこで、町では平成27年3月に伊方町環境基本条例を制定し、今日の環境問題を踏まえて環境保全に関する環境施策の基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年度に環境基本計画を策定しました。
- クリーン運動、不法投棄防止対策、伊方原子力発電所周辺の環境放射線等調査など、町民や民間企業と協力して環境保全活動を実施しています。
- 将来的に核家族化などで墓地の不足も予想されることから、生活環境の向上を図る上でも町営墓地の整備を進める必要があります。

自然環境の取り組みとしてまちづくりで重点的に進めていくべき施策（%）



第5章

産業振興

目指す姿、まちづくり指標

町の環境基本計画のもと、町、町民及び事業者が協働し環境保全に取り組んでいます。

指標	現状	目標
環境基本計画の推進	計画策定 (平成27年度)	着実な実施 (平成32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
4-3-1 環境の保全に関する施策			
環境基本計画等策定事業	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、将来にわたって健康的な生活に寄与する	5年毎を目途に必要なに応じて見直し (環境基本計画、地球温暖化対策実行計画)	町民課
4-3-2 環境美化及び不法投棄防止対策の強化			
クリーン運動(一斉消毒)	定期的な清掃活動を行い、美しい環境の保全と環境美化意識の向上を図る	継続実施 (「カ・ハエ」の薬剤並びに環境美化用ごみ袋の配布)	町民課
不法投棄防止対策事業	増加する不法投棄を防止し、美しい自然環境の保全につなげる	継続実施 (啓発パネル)	町民課
4-3-3 墓地の整備			
墓地整備事業	将来的に核家族化等で墓地の不足が予想されることから墓地を整備し、生活環境の向上を図る	(H30~32) 測量設計、工事	町民課
伊方斎場延命化事業	老朽化のため、大規模修繕を行い、生活環境の向上を図る	(H28) 炉内耐火物全面積替他 (H29) 燃焼空気送風機器他	町民課
4-3-4 環境調査の実施			
環境放射線等調査事業	周辺環境への影響を評価し、安全を確認する	継続実施 (環境試料調査)	総合政策課

町の関連計画

- 伊方町環境基本計画（計画期間：平成28～47年度）
- 伊方町地球温暖化対策実行計画（計画期間：平成24～28年度）
- 伊方町地球温暖化対策実行計画第1次見直し（計画期間：平成29～33年度）

◆目指す姿◆

農・漁・商工・観光が一体となる、産業全体が成長するまちづくり

◆5年間の方針◆

農業振興は、担い手（後継者）の確保、集落営農の促進、競争力の高い銘柄産地育成（ブランド化）に重点をおいて推進します。

水産業振興は、若い漁業者の育成・確保と生産・加工の一貫体制の構築に重点をおいて推進します。

観光・ツーリズム・商工業振興は、新たな観光推進体制の構築、農・漁・商工・観光の連携による体験型観光（ツーリズム）の充実、商工業を含む企業活動の活性化、雇用拡大への環境整備に重点をおいて推進します。

◆まちづくり施策◆

5-1 農業の振興

5-2 水産業の振興

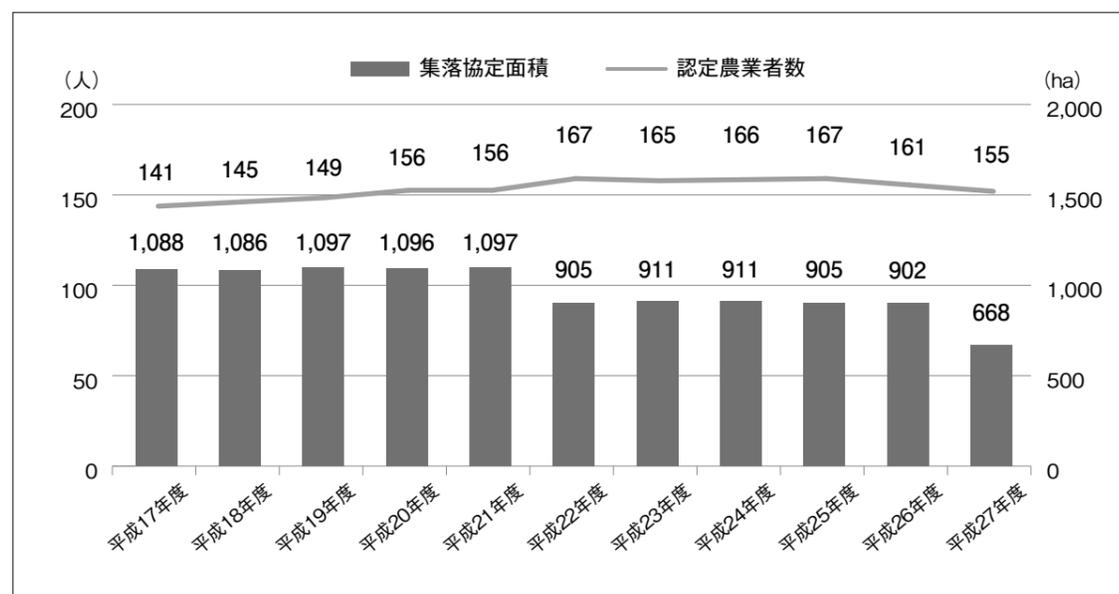
5-3 観光・ツーリズム・商工業の振興

施策5-1 農業の振興

現状・課題

- 平成20年度に設立した農業支援センターでは、JAや農業委員会と連携して認定農業者の育成、青年等協議会の育成、農地の利用調整などに取り組んでおり、一定の効果を上げています。
- 農業の担い手の中核をなす認定農業者数は着実に増えてきましたが、高齢化の影響で近年はやや頭打ちです。
- 将来にわたって持続的な農業生産活動を促進するため、国の交付金を活用して集落協定を結び、農道・水路の管理、防除などの共同活動を集落単位で推進しています。協定を結んだ集落面積は順調に増えてきましたが、ここ数年は減少する傾向にあります。
- 農業者の高齢化、後継者不足、柑橘の価格低迷などの課題が山積する中、担い手の育成と集落営農及び労働力の確保をより一層進める必要があります。
- 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、駆除や対策にあたっています。しかし、ワイヤーメッシュ柵などが未設置の園地においては被害額が増えています。
- 「えひめ農林水産物等ブランド（「愛」あるブランド）」の認定に取り組んでおり、平成27年度現在は2件がブランド産品に認定されています。農産物の銘柄産地化に向けて、認定件数の増加が必要です。

■ 認定農業者数（人）、集落協定面積（ha） ■



資料：産業建設課

目指す姿、まちづくり指標

農業の担い手（後継者）の確保への取り組みの成果が現われはじめています。集落営農の促進を軸に国内外で競争力のある銘柄産地の育成が進んでいます。

指標	現状	目標
認定農業者数	155人 (平成27年)	155人 (平成32年度)
集落協定面積	668ha (平成27年)	700ha (平成32年度)
えひめ農林水産物等ブランド（「愛」あるブランド）認定件数	2件 (平成27年)	5件 (平成32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-1-1 担い手の育成			
中山間地域等直接支払制度	将来にわたって持続的な農業生産活動を促進する	継続実施	産業建設課
中山間地域等直接支払推進事業		継続実施	産業建設課
農村環境保全向上活動支援事業	農業の持続的な発展と農村集落の活性化を図る	交付金実施（H23～） 16集落・協定面積 580ha	産業建設課
◎総合戦略事業 新規就業者支援対策事業	農業技術・経営方法の習得を助成し、自立経営を促す	継続実施	産業建設課
担い手育成総合支援事業	経営改革に取り組む認定農業者（担い手）を支援し、担い手の育成・確保を図る	継続実施	産業建設課
次代を担う若い農林漁業就業促進事業（就農研修資金償還免除）	農業の技術や経営方法の習得や、自立経営を促す	継続実施	産業建設課
5-1-2 農業基盤の整備			
水利施設整備事業	利用効率の向上、維持修繕費の低減、施設の寿命延伸を図る	（H23～33） 基幹施設補修	産業建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
果樹経営支援対策事業	園内作業道等を整備し、労働力の軽減・省力化、改植等による生産基盤の改善を図る	(H27~30) 園内道、用水灌水施設、モノレール	産業建設課
産業振興促進対策事業	労働力の軽減・省力化、ハウス等の整備によるブランド化を図り、産地供給力を強化する	継続実施 (単軌道・雨よけハウス等)	産業建設課
強い農業づくり交付金	低コスト耐候性ハウスの整備費補助により営農基盤を確立し、農業所得の向上と経営及び生活の安定を図る	継続実施 (低コスト耐候性ハウス等)	産業建設課
農地地図システム管理	農地の有効利用や経営の効率化を促進する	継続実施	産業建設課
農地整備事業	制御室より下流の施設の更新を実施し農家の負担軽減、施設利用の効率化を図る	(H27~) 灘 (H30~) 川永田 (H31~) 湊・町見 (H32~) 瀬戸 補修・更新1式	産業建設課

5-1-3 競争力の高い銘柄産地の育成

えひめ農林水産物等ブランド（「愛」あるブランド）認定	「愛」を持った農産物をブランド産品に認定する	継続実施 (推進機構負担金)	産業建設課
農産物集出荷施設事業	市場動向に応じた競争力の高い商品開発を図る	光センサー機能向上 【伊方】	産業建設課
農水産物加工処理施設（冷凍庫・冷蔵庫更新）	施設運営の安定化を図る	(H28~) 冷凍庫・冷蔵庫更新	産業建設課

5-1-4 加工品の開発（6次産業化）

◎総合戦略事業 特産品開発支援事業	新たな特産品開発による地場産業の育成・強化を図り、地域産業の活性化と雇用拡大につなげる	(H28~) 開発経費補助（民間支援）、コンテスト開催	産業建設課
◎総合戦略事業 特産品のブランド化	6次産業化の推進による特産品のブランド化を図り、知名度アップ、地域産業の活性化、雇用拡大につなげる	(H28) 特産品開発推進協議会（仮称）の設立 (H28~) 特産品の開発、販路開拓	産業建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-1-5 農業振興への支援			
農業支援センター運営	農用地の利用調整や担い手の確保・育成等の強化を図る	継続実施	産業建設課
有害鳥獣対策事業	農林作物被害の防除を図り、農業振興に寄与する	継続実施 (猟友会委託、広域鉄筋柵設置)	産業建設課
環境保全型農業直接支援事業	地球温暖化防止等、多面的機能の健全な発揮が図られ、自然環境の維持・増進を図る	継続実施	産業建設課
◎総合戦略事業 労働力確保事業	高齢化、兼業化対策として、優良園地の保全を図る	新規就農者支援 農作業支援	産業建設課

町の関連計画

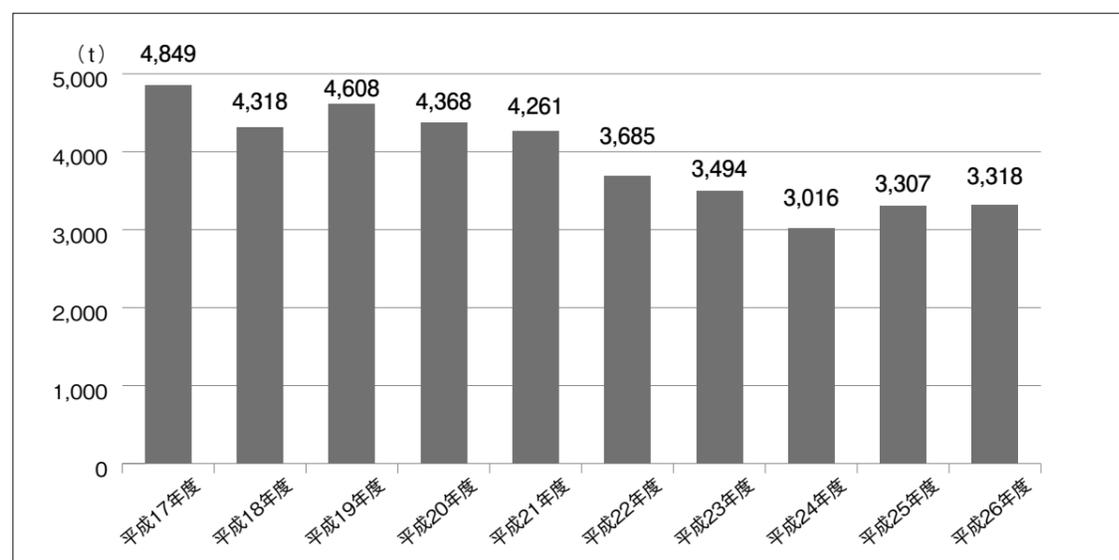
- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成28~32年度）

施策5-2 水産業の振興

現状・課題

- 三方を海に囲まれ、宇和海と伊予灘という2つの好漁場に恵まれている本町の水産業は、佐田岬半島の「岬の先端」を意味する「岬（はな）」を冠した「岬あじ・岬さば」をはじめ、伊勢エビ、アワビ、サザエなどを産地直売方式で百貨店や高級スーパーで販売するなど、新鮮で美味しい水産物としてのブランド化を図っています。
- 漁業資源の安定化と漁業所得の向上を図るため、「つくり育てる漁業」に力を入れており、木製魚礁の沈設による人工漁場の整備を進めています。また、アワビの稚貝や稚魚の放流を継続するとともに、多様な生き物を育む環境となる藻場の維持・回復に向けた調査を平成25年度から5地区で行っています。
- 漁港の老朽化対策や機能強化については国や県と連携して取り組んでおり、概ね計画通りに進んでいます。
- 近年は漁業従事者が高齢化する一方で新規就業者の確保がなかなか進まず、漁家経営の低迷と漁村の活力低下もみられることから、若い漁業者の育成・確保に必要な制度や事業を見直す必要があります。
- 年間漁獲量が減少している現状を踏まえ、「つくり育てる漁業」の一層の推進とともに、漁業の担い手の育成、水産流通・加工業の育成などによる生産・加工の一貫体制の構築が必要となっています。

■ 年間漁獲量 (t) ■



資料：産業建設課

目指す姿、まちづくり指標

漁港施設の長寿命化と機能保全が計画的に進んでいます。

若い漁業者の育成・確保と生産・加工の一貫体制の構築が進み、快適で活力ある漁港漁村の形成が図られています。

指標	現状	目標
年間漁獲量	3,318 t (平成26年)	3,300 t (平成32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-2-1 漁港に適した機能の拡充			
水産基盤 ストックマネジメント事業	施設の劣化や変状による性能の低下防止により、維持・更新費の縮減、漁港施設の延命化を図る	(H28~29) 町内漁港	産業建設課
水産物供給基盤機能保全事業		(H29~37) 機能保全工事 1式 測量設計 1式	産業建設課
漁港海岸保全施設（長寿命化計画）		(H30~32) 計画策定 (伊方地区) 1式 (瀬戸地区) 1式 (三崎地区) 1式	産業建設課
足成漁港東防波堤改良工事	港内の静穏度が確保され、背後係留施設利用者の作業軽減と安全を確保する	(H28) 防波堤改良 L=81.8m	産業建設課
佐田岬漁港浮棧橋新設事業補助	産業振興の推進及び経済の発展を図るとともに就労環境の改善を図る	(H28) 浮棧橋 2基（新設） (H29) 浮棧橋 3基（修繕）	産業建設課
製氷施設更新事業	安定した氷の供給を図り、漁家経営の安定及び水産振興に寄与するとともに維持管理コストの低減を図る	(H28) 製氷機更新2基（10t） 制御盤更新1式 施設外壁等修繕1式	産業建設課
漁協施設整備補助事業	漁獲量の減少、魚価低迷で漁業経営が困窮している中、魚介類の価値を向上させ漁業経営の安定を図る	施設整備補助1式	産業建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
種苗施設グレードアップ事業	生産技術の向上を図るとともに、放流効果の高い安定した種苗生産を行うことにより、後継者対策、漁業所得の向上を図る	施設・設備更新、新技術の調査研究・導入	産業建設課
5-2-2 人工漁場の整備			
木製魚礁設置事業	漁業経営の安定及び林業経営の安定を図る	木製増殖礁の設置	産業建設課
5-2-3 加工品の開発（6次産業化）			
◎総合戦略事業 特産品開発支援事業 (5-1-4再掲)	新たな特産品開発による地場産業の育成・強化を図り、地域産業の活性化と雇用拡大につなげる	(H28～) 開発経費補助（民間支援）、コンテスト開催	産業建設課
◎総合戦略事業 特産品のブランド化 (5-1-4再掲)	6次産業化の推進による特産品のブランド化を図り、知名度アップ、地域産業の活性化、雇用拡大につなげる	(H28) 特産品開発推進協議会（仮称）の設立 (H28～) 特産品の開発、販路開拓	産業建設課
5-2-4 水産業振興への支援			
新規就業者支援対策事業	漁業従事者の確保を図る	1名/年	産業建設課
水産多面的機能発揮対策事業	水産業の再生・漁村の活性化を図る	継続実施	産業建設課
稚貝稚魚放流事業	漁業資源の安定と漁業所得の向上を図る	継続実施 (稚貝放流、稚魚放流、環境調査)	産業建設課

町の関連計画

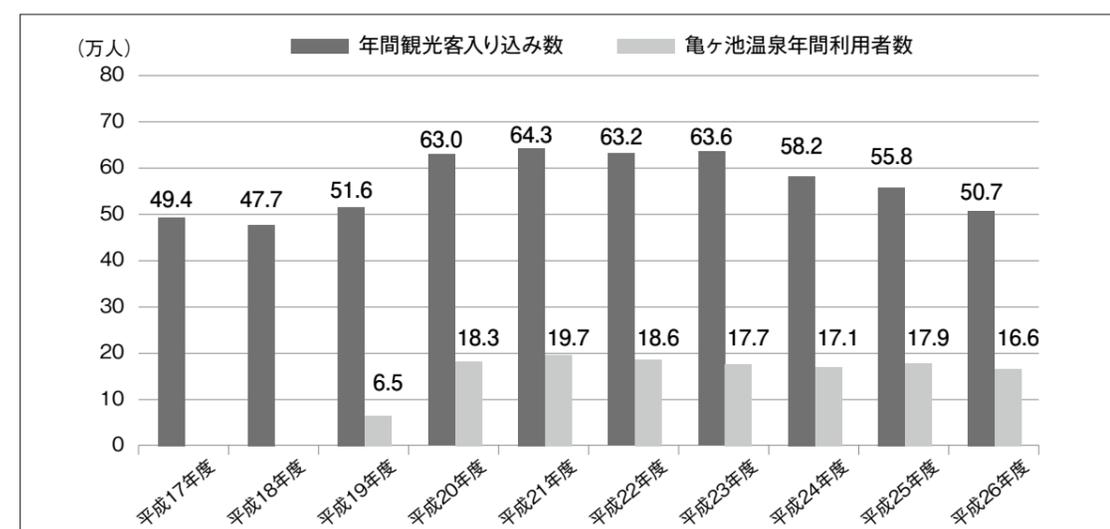
- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成28～32年度）

施策5-3 観光・ツーリズム・商工業の振興

現状・課題

- 町全体の年間観光客入り込み数は平成21年度の約64万人をピークに減少しています。こうした状況を打開するため、平成26年度から「佐田岬しあわせプロジェクト」を開始しました。
- その一環として、平成27年4月、年間18万人前後が利用する亀ヶ池温泉に簡易宿泊施設をオープンし、好評を博しています。また、三崎地区にも「佐田岬はなはな（伊方町観光交流拠点施設）」をオープンし、新しい交流拠点としてにぎわいをみせています。今後も利用者の意見を聴きながら、魅力ある交流拠点として機能強化を進める必要があります。
- 平成18年度に設立されたNPO法人佐田岬ツーリズム協会を中心に佐田岬半島の自然や文化を活かした体験型観光（ツーリズム）を推進しています。また、愛媛大学との協定締結やソーシャルツアー開催など新しい魅力が誕生しています。
- 観光を地域産業全体の活性化に結びつけていくため、様々な分野に連携の輪を広げ、町内での薬草栽培、空き家や遊休施設の活用、平成29年度に初点灯から100年を迎える佐田岬灯台周辺の整備など、産業同士の連携を軸として交流人口の拡大を図る必要があります。
- 佐田岬半島の観光を新しい産業の柱に成長させるため、情報発信から地域独自のコンテンツ（商品）構築、受け入れ環境の整備、農業・水産業・商工業との連携強化などを統括する体制が必要になります。
- 町民の満足度が低い「日常の買い物の便利さ」を払しょくする買い物弱者対策を含め、定住や移住の増加につながる商工業の活性化とともに、企業誘致や事業意欲のある事業者への支援、若者の起業支援などによる雇用創出も必要になります。

■ 年間観光客入り込み数、亀ヶ池温泉年間利用者数（人）■



資料：産業建設課

■ 目指す姿、まちづくり指標

観光推進体制が強化されるとともに、農・漁・商工・観光の連携による体験型観光（ツーリズム）が充実し、年間観光客入り込み数が再び増えはじめています。

商工業を中心に新たな事業に挑戦する町民や転入者が現われはじめています。

指 標	現 状	目 標
年間観光客入り込み数	50.7万人 (平成26年)	55万人以上 (平成32年度)
伊方版DMO（※）の構築	未設置 (平成26年)	設置 (平成29年度)

※DMOとは、観光地の一体的なブランディング、プロモーション、マーケティングなどを地域主体で行う組織。DMOはDestination Management/Marketing Organizationの略。

■ 5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-3-1 体験型観光（ツーリズム）の推進			
町内ブルーライン整備事業	イベント開催等により、交流人口の増加が図られ、新たな産業の創出や農水産業、商工業の活性化を図る	(H28) はなはな～灯台 L=28.0km (H29～30) 大浜～大久 L=62.0km	産業建設課
佐田岬ツーリズム協会連携事業	体験型観光の推進母体であるツーリズム協会へ観光情報発信業務を委託することにより、町の観光に関する情報を一元化するとともに、同協会の強化を図る	継続実施	産業建設課
◎総合戦略事業 伊方版DMOの構築	観光地としての情報発信、商品開発、環境整備、受け入れ体制までを統括する組織を設置し、地域産業の活性化と雇用拡大につなげる	(H29) 組織設置	産業建設課
◎総合戦略事業 観光の新しい魅力づくり	伊方版DMOを中心に観光の新しい魅力づくりを展開し、地域産業の活性化と雇用拡大につなげる	(H29～) PR・プロモーションの、全国レベルのイベント開催、TVドラマや映画の誘致、周遊観光ルートの構築・整備、ICT整備など	産業建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
大学と連携したツーリズムの強化	愛媛大学、松山大学との連携拡大への支援体制を強化し、様々な交流の活性化と若者定住につなげる	連携事業拡大 松山大学との協定締結	産業建設課
九州（大分県）との観光連携の強化	三崎⇄九州のインバウンド（訪日観光）を含めた観光連携を図り、観光客の増加につなげる	(H28～) フェリー船上でのPR・プロモーション、フェリー客増加のための取り組み	産業建設課
5-3-2 観光施設の整備・機能拡充			
佐田岬灯台周辺整備事業	四国最西端の地として知名度の高い佐田岬灯台の周辺整備を重点的に進め、当地域観光のPR素材として活用する	継続実施	産業建設課
観光施設グレードアップ事業	当地域の主要な観光施設をグレードアップし、観光客の満足度を高め、他地域との競争力をアップする	継続実施	産業建設課
5-3-3 観光イベントの拡充			
◎総合戦略事業 観光まちづくりイベント実施事業	伊方町の個性と観光資源を活かした観光まちづくりイベントを開催することにより、観光交流人口の拡充と伊方町の知名度アップを図る	継続実施 (きはなはや伊方まつり、佐田岬マラソン大会等、イベント内容等について見直しを検討する)	産業建設課
地域イベント支援事業	地域イベントについては、地域グループや各種団体等で実行委員会を組織し、開催することによって地域の活性化を図る	継続実施 (実行委員会との連携を図り、必要な支援を行う)	産業建設課
イルミネーション事業	官民一体によるイルミネーション設置事業を推進し、「電気とあかりのまち」を県内外に広くアピールする	継続実施	産業建設課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
5-3-4 商工会への支援			
商工業振興事業	町内商工業の総合的な発展と地域振興全般に重要な役割を果たす商工会の活動を支援し、地域経済の活性化に寄与する	継続実施 (商工業振興事業補助金)	産業建設課
中小企業振興資金利子補給事業	資金の融資を円滑にし、中小企業の振興を図る	継続実施	産業建設課
5-3-5 企業活動の活性化			
◎総合戦略事業 奨学金返還者支援企業等補助制度	奨学金返還者を支援する企業等への補助制度を創設し、優秀な人材(人財)確保と企業の競争力強化につなげる	(H28~)実施	総合政策課
◎総合戦略事業 事業承継システムの構築	事業経営者の高齢化による廃業や事業所の減少等のリスクを回避するため、関係機関が連携して、町内に働く場所を維持しつつ、町内外の新たな知見による経営改善を促す	継続実施	産業建設課
◎総合戦略事業 企業及び研究施設の誘致	町内での創業への働きかけを積極的に進め、地域産業の活性化と雇用拡大につなげる	条件整備の研究、町出身の起業家や事業者への働きかけ、県や大学との連携、地域おこし協力隊等、国の制度活用による人材(人財)の誘致	産業建設課
◎総合戦略事業 起業家への支援	起業に意欲的な人への総合的な支援を実施し、地域産業の活性化、雇用拡大につなげる	(H28~) 資金融資、税制上の支援、遊休施設や空き家の起業場所としての提供などを一体的なパッケージとして起業を支援	産業建設課

町の関連計画

- 伊方町過疎地域自立促進計画(計画期間:平成28~32年度)
- 佐田岬観光まちづくり計画(準備期間:平成26~28年度、実施期間:平成29年度~)

◆目指す姿◆

信頼と協働で創る、全員参加のまちづくり

◆5年間の方針◆

人権尊重・男女共同参画社会の推進に向けて、町民、行政職員の人権尊重意識の向上と、多様な分野で女性の積極的な登用を促進することに重点をおいて推進します。

地域間交流・国際交流は、観光、教育、スポーツなど他の分野と連動させた交流活動の拡充に重点をおいて推進します。

協働のまちづくりは、過疎化や高齢化に対応するための集落機能の強化、町民参画の一層の推進、まちづくり人材(人財)の育成に重点をおいて推進します。また、広域連携や民間活力導入などを駆使した効率的な行財政運営を推進します。

◆まちづくり施策◆

6-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

6-2 地域間交流・国際交流の推進

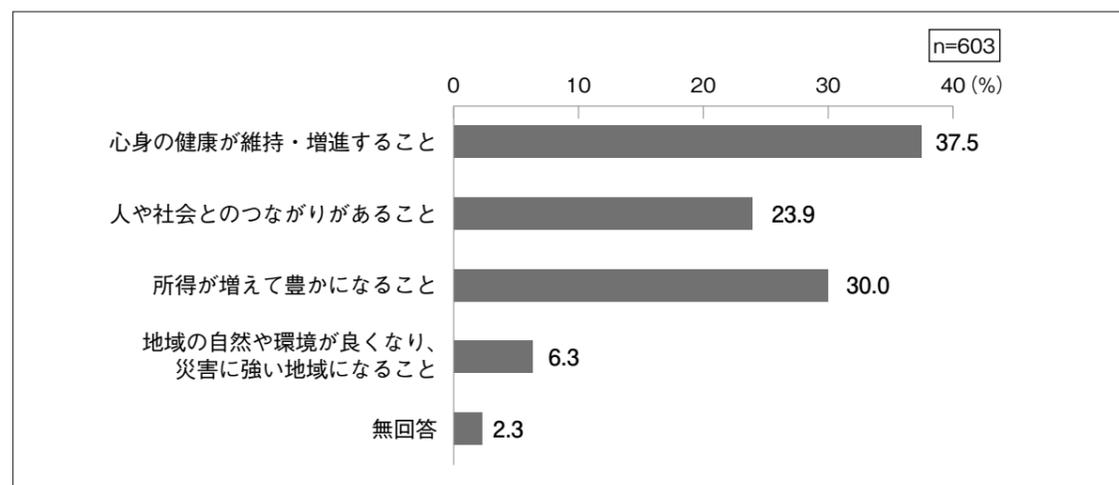
6-3 協働のまちづくりの推進

施策6-1 人権尊重・男女共同参画社会の推進

現状・課題

- 人権学習については広報活動や地区別懇談会（小集団学習）、各種研修会への参加を通して人権意識の啓発を行い、基本的人権が尊重される「明るく心豊かなまちづくり」の推進に努めています。
- 町民一人ひとりが人権学習を継続的に取り組んでいくことが、本町が住み良い町として発展し続けることにつながっていきます。
- まちづくりアンケートでは、町民自身の幸福感を高める有効な手立てとして「家族との助け合い」「自分自身の努力」「友人や仲間との助け合い」を上位に挙げています。また、幸福感に大きな影響を及ぼす項目の上位に「人や社会とのつながりがあること」を挙げています。
- 町民の幸福感を高めるには家族、友人、地域とのつながりが大切であり、そうした生活環境を構築するには、差別や偏見のない社会であることが条件となります。
- 本町では人権尊重・男女共同参画社会の推進に向けて、「人権尊重の町づくり条例」を謳っています。
- 平成21年度には伊方町人権教育・啓発に関する基本方針と伊方町男女共同参画基本計画をそれぞれ策定し、正しい人権意識の定着とともに、町民一人ひとりの個性と能力を発揮できる社会の形成に町を挙げて取り組んでいます。
- あらゆる人権問題や差別の解消を目指し、今後も町民の人権意識の普及啓発を図り、家庭・地域・組織それぞれにおいて人権尊重と男女共同参画の視点を踏まえた実践的な行動が求められます。

■ 自分の幸福感に大きな影響を及ぼす項目 (%) ■



資料：まちづくりアンケート

目指す姿、まちづくり指標

すべての町民と行政職員が人権尊重の意識を持ち、あらゆる機会の人権尊重に基づく行動を実践しています。

指標	現状	目標
行政機構（審議会等）における女性委員登用率	23.4% (平成26年)	35.0%以上（※） (平成31年度)

※伊方町男女共同参画基本計画では平成31年度末までに35%以上の目標を設定

5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-1-1 正しい人権意識の定着			
人権・同和教育懇談会、人権フェスタの開催	人権教育の基底である同和教育懇談会を通して、同和教育問題の解決とあらゆる差別問題解消のための啓発を図る	継続実施 (懇談会の全地域実施及び新たな啓発事業の実施)	教育委員会
人権・同和教育地域推進員研修会、行政職員研修会等	地域社会に人権文化を根付かせる研修会開催、先進地視察、県外研修への参加を通じて人権意識の向上を図り、同和教育問題の解決とあらゆる差別問題の解消を促進する	継続実施	教育委員会
社内（企業）人権・同和教育研修会、管理職・教職員研修会	企業や学校における研修会や地域の学習活動への積極的な参加を支援し、企業における人権尊重の職場づくりとともに学校の教職員と町民が一体となった人権・同和教育を推進する	継続実施	教育委員会
町民意識調査の実施	人権に関する町民意識調査により、人権に関する正しい理解を深め、また、啓発活動の成果を把握する	(H31) 町民意識調査	教育委員会
「人権尊重の町づくり条例」の周知	学級・講座・社会教育関係団体等を通じて全町民が正しい人権意識を持ち、人権尊重のまちづくりを実現する	継続実施	総務課 教育委員会
暴力や虐待等に関する相談・支援体制の充実	人権侵害の被害者への相談・支援体制の充実により、暴力や虐待などを防止する	継続実施	保健福祉課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-1-2 男女共同参画社会の推進			
男女共同参画推進事業	計画に基づき、男女がお互いの人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮しあい、皆がいきいき暮らせる男女共同参画社会づくりを推進する	継続実施 (講演会、講座)	総務課 教育委員会
エンパワーメントの向上に関する学習機会の提供	女性の積極性や能力開発（エンパワーメント）の機会を増やし、また、ネットワークを広げ、多様な能力を身につけ、あらゆる場面で男女が参画できる社会を構築する	継続実施 (エンパワーメントに関する講座・研修会、女性のネットワークづくりのための交流会、伊方町女性団体連絡会補助金)	教育委員会
女性の登用促進事業	審議会や行政の管理職など、政策方針決定の過程に女性の積極的な登用を進め、男女共同参画社会の実現に寄与する	継続実施 (女性人材（人財）の養成と情報提供)	全課
ワーク・ライフ・バランス（注3）の普及啓発	町民、事業者、地域への啓発により、仕事と生活の調和を実現する	継続実施 (町民、事業者、地域への啓発)	総務課

町の関連計画

- 伊方町男女共同参画基本計画（計画期間：平成22～31年度）

注3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。この実現は多様な選択が可能な社会をつくり、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感できる暮らしにつながる。このことは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会の在り方に関わる重要な課題といわれる。

施策6-2 地域間交流・国際交流の推進

現状・課題

- より深い、より幅広い地域間交流や国際交流の推進は次代を担う人材（人財）育成に貢献するものであり、また、地域の活性化や人口減少の抑制を目指すまちづくりを展開する上においても重要な取り組みになります。
- 本町では、将来を担うグローバルな視野に立った人材（人財）を育成するため、小学生の国内派遣、中学生の海外派遣を毎年実施しています。また、米国から国際交流員（CIR）を招致し、町内の小中学校などで活動しています。
- なお、小学生の国内派遣事業については、交流先の泊村とバランスが取れるよう考慮し、派遣人数を設定する必要があります。
- 平成7年に姉妹友好提携を結んだレッドウイング市（米国）との交流を継続しており、平成23～27年度の5年間で中学生派遣事業を5回、レッドウイング市学生受入事業を3回、友好親善団の派遣及び受け入れを各1回実施しています。
- 今後も個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、様々な主体（行政、団体、町民）や多様な分野（文化、スポーツなど）での交流の活性化が期待されます。

目指す姿、まちづくり指標

町民を主体に様々な地域間交流や国際交流の活動が継続的に実施されています。

指 標	現 状	目 標
小学生国内派遣事業の年間参加者数	40人 (平成27年度)	継続実施 (平成32年度)
中学生派遣事業の参加者数	4人 (平成27年度)	継続実施 (平成32年度)

5年間の主要事業（行政の取り組み）

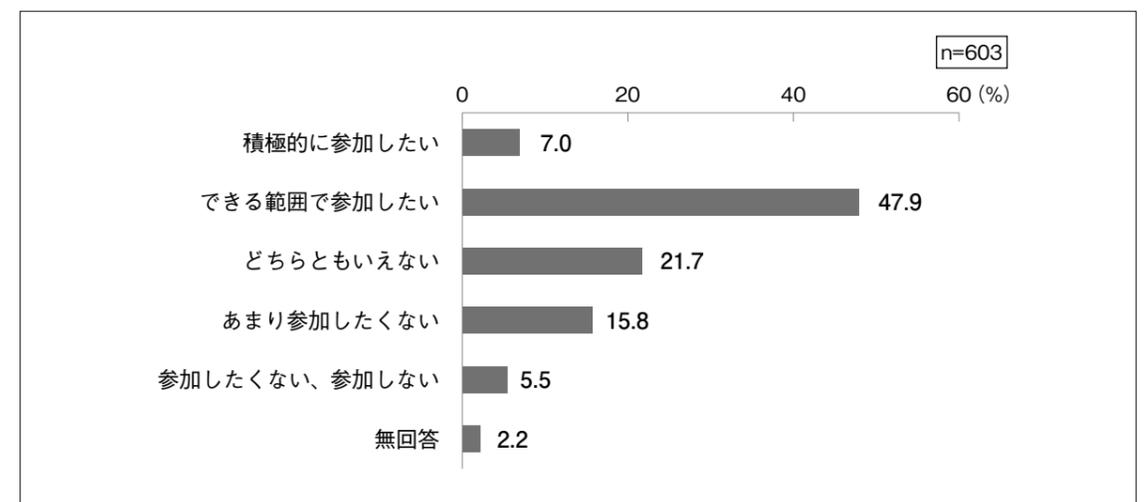
事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-2-1 交流活動の拡充			
伊方町小学生国内派遣事業	姉妹町村を締結する北海道泊村への小学生派遣による文化、人的交流等を通して、まちの将来の発展及び幅広い見識や行動力のある人材（人財）を育成する	継続実施	教育委員会
青少年交流事業	「きなはいや伊方まつり」に合わせて北海道泊村から派遣される「子ども親善大使」と町内の小学生との文化、人的交流等を通して、まちの将来の発展及び幅広い見識や行動力のある人材（人財）を育成する	継続実施 (北海道泊村子ども親善大使交流会、小学生国内派遣事業（伊方町子ども親善大使交流会）)	教育委員会
6-2-2 国際交流の推進			
国際交流員（CIR）招致事業	米国から国際交流員（CIR）を招致し、町内の保育所や小中学校への英語指導、地域イベントへの参加などを通じて、町民の国際感覚の養成を支援する	国際交流員（CIR）1人体制の維持	教育委員会
国際交流協会の活動促進	レッドウイング市（米国）など外国との国際交流事業を通じて、子どもからお年寄りまでがまちを見つめ直すことで、ふるさとづくり、人づくりにつなげる	継続実施 (中学生海外派遣事業、友好親善団派遣事業、レッドウイング市学生受入事業、友好親善団受け入れ事業など)	教育委員会

施策6-3 協働のまちづくりの推進

現状・課題

- 協働のまちづくりは、町民の主体的な活動が基盤となります。
- まちづくりアンケートから地域活動やボランティアへの活動意欲が5割を超え、特に10代や学生などで高いことがわかり、これは本町の大きな財産といえます。
- 県内外からの転入者も地域活動やボランティア活動への意欲は低いことから、多くの町民が集う機会を拡充していくことが協働のまちづくりを推進する上で重要になります。
- 本町では各地区町政懇談会や産業団体との意見交換会などを定期的に開催しています。また、区長会から随時提言を受け付けるなど、地域の声を積極的に行政運営に反映しています。
- 今後も町民と町の意見交換の機会を増やしながら、町全体で一体となったまちづくりを推進していくことが必要といえます。特に人口減少によっていくつかの集落では、集落で担ってきた機能の維持が困難になると予想されることから、将来的な集落体系のあり方を研究していく必要があります。
- すべてのまちづくりを推進する基盤として行政運営のスリム化と財政の健全化を一層進める必要があります。
- 行政内の組織・機構の再編など不断の努力の継続とともに、平成26年度に策定した伊方町公共施設等総合管理計画（行動計画）に基づく公有資産全体の効用の最大化を図りながら、より良い町民サービスを実施していくことが町政に求められます。

■ 地域活動やボランティアへの活動参加の意欲（%） ■



資料：まちづくりアンケート

■ 目指す姿、まちづくり指標

すべての町民が安全に安心して暮らしていくために、あらゆる分野で協働のまちづくりが行われています。

指 標	現 状	目 標
地区防災計画作成割合	— (平成27年度)	100% (平成31年度)
遊休公有地の利活用数	— (平成27年度)	5件(累計) (平成28～32年度)

■ 5年間の主要事業（行政の取り組み）

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
6-3-1 自治活動の活性化			
町民の自治意識の啓発	自治公民館活動などを通じて、個人や地域で身近な問題を解決し、自主的なまちづくりを図る	継続実施	全課
町民の自治活動への支援	自治会、NPO、まちづくり団体などへの活動支援・人材(人財)育成のほか、地域への行政事業の委託や自治事業費の助成などを通じて、地域の自治活動の活性化を図る	継続実施 (自治活動補助金、補助金活用事例の情報提供、必要に応じた要綱改正等)	総合政策課
◎総合戦略事業 集落機能強化事業	集落の魅力や課題を見つめ直し、独自の計画策定を推進することで、集落の活性化や担い手の確保を図るとともに、集落機能が低下する恐れのある集落については、近隣集落との事業連携を推進する	各集落の計画策定を推進 (県と連携してモデル事業を実施)	総合政策課
◎総合戦略事業 地区防災計画の作成	集落における防災力強化を図り、定住環境の維持・向上につなげる	(H28～) 地域の最小単位での計画策定支援	総務課
6-3-2 町民参画の推進			
情報公開・広報広聴事業	行政情報を発信することにより、町民の行財政への理解を高める	継続実施 (広報紙発刊、ホームページ更新、メールマガジン、情報公開審査会設置)	総合政策課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
地域意見の反映	総合計画審議会や区長会を通じた要望など、地域の意見を行財政運営に積極的に反映する	継続実施 (総合計画審議会開催、住民懇談会開催、区長会要望)	総合政策課
町民参画の促進	各種審議会や委員会等に公募制の導入、政策協議や行政事業評価への町民参画の促進などを通じて、各種計画の策定段階から町民意向を積極的に反映する	継続実施	全課
6-3-3 まちづくり人材(人財)の確保			
◎総合戦略事業 地域おこし協力隊の導入	国の地域おこし協力隊制度を導入し、地域の活性化と人材(人財)確保につなげる	(H27) 1名導入 (H28) 増員 3年任期終了後の移住促進	総合政策課
◎総合戦略事業 まちづくり人材育成塾の開設	町の未来を担うまちづくり人材(人財)を育成し、将来の定住・移住の促進につなげる	町内在住の若者を対象に実施	総合政策課
◎総合戦略事業 移住促進推進事業	団塊の世代を含む幅広い年齢層の都市生活者のニーズに対応した情報発信を行い、移住希望者の誘致による交流拡大を通じ、産業・技術・文化等の流入促進を図る	情報発信の拡充、県や関係機関との連携強化	総合政策課
6-3-4 簡素で効率的な行政の推進			
行政職員の技能向上	職員の政策立案能力・職務遂行能力の向上により、町民サービスの向上を図る	継続実施 (職員研修)	総務課
行政情報システム整備事業	町民サービスの一層の向上と業務の効率化を図る	継続実施 (システム管理)	総務課
組織・機構の見直し	事務事業の迅速かつ的確化により、町民サービスの向上を図る	継続実施 (適切な組織・機構の見直し)	総務課
人事管理システムの構築	町民サービス向上のため、最小の経費で最大の効果をあげる行政体制を確立する	継続実施 (適正な定員管理及び人事配置)	総務課

事業名	事業の主な効果	事業目標	担当部署
民間活力の導入	事業全般にわたって民間委託等を積極かつ計画的に推進し、事務の効率化・コスト削減を図る	継続実施	全課
広域行政（一部事務組合等）の再構築	機能的な組織運営と効果的な行政運営を図る	継続実施	総務課
広域行政の推進		継続実施	総務課
6-3-5 計画的な財政運営			
町有財産の固定資産台帳整備事業	公会計制度導入に伴い、国の基準による正確な固定資産を把握し、資産の効用の最大化を図る	(H28) 固定資産台帳作成	総務課
財政の健全化	合併効果を最大限に活かし、重点的な財政投資、経費の合理化・適正化を図る	継続実施	総合政策課
遊休公有地の利活用	町内に点在する遊休公有地（町有財産）の有効活用により、地区住民の利便性の向上と地域振興、及び地域生活環境の充実による若者の定住促進を図る	利活用促進	総合政策課

町の関連計画

- 伊方町過疎地域自立促進計画（計画期間：平成28～32年度）
- 伊方町公共施設等総合管理計画（行動計画）（計画期間：平成27～36年度）

[1] 伊方町総合計画策定条例

○伊方町総合計画策定条例

平成27年3月20日
条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、伊方町総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画から成るものをいう。
- (2) 基本構想 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定めた施策を推進する事業を示す計画をいう。

(伊方町総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ伊方町総合計画審議会条例(平成27年伊方町条例第17号)第1条に規定する伊方町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[2] 伊方町総合計画審議会条例

○伊方町総合計画審議会条例

平成27年3月20日
条例第17号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として、伊方町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 伊方町総合計画における基本構想及び基本計画の策定、見直し及び評価に関すること。
- (2) その他総合計画に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町内の区域内の公共的団体等の役員
- (3) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初に招集する審議会は、町長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、町職員のうちから若干人を町長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事項について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、伊方町総合計画担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

[3] 諮問・答申

【諮問】

伊 政 第 2 6 2 号
平成27年7月13日

伊方町総合計画審議会会長 様

伊方町長 山 下 和 彦

伊方町第2次総合計画の策定について（諮問）

伊方町総合計画を策定するにあたり、伊方町総合計画審議会条例（平成27年条例第17号）第2条の規定により、伊方町第2次総合計画について、貴会に諮問します。

〔諮問理由〕

本町では、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「伊方町総合計画」に基づき、『よろこびの風薫まち 伊方～協働・共生・個性を大切に、一人ひとりがキラリと光るまちづくり～』を将来像としたまちづくりを進めてきました。

その間、地方自治体を取り巻く環境は、急速な少子高齢化と人口減少による社会環境の変化、また、平成23年3月の東日本大震災発生による安全・安心への関心の高まりなど、大きく変わりました。

こうした状況の中、地方分権の推進による地方自治体の自主性、自立性の確保など、さまざまな変化に的確に対応する必要がある、平成27年度をもって終了する現総合計画に代わり、更なる飛躍のため「伊方町第2次総合計画」の策定に関し、伊方町総合計画審議会に諮問し、意見を求めるものです。

【答申】

伊方町長 山下 和彦 様

平成28年2月8日

伊方町総合計画審議会
会長 阿部 勇二

第2次伊方町総合計画について（答申）

平成27年7月13日付け伊政第262号で諮問されました、「第2次伊方町総合計画」について、本審議会で慎重に審議を重ね、別紙のとおり、原案を作成し答申します。

〔4〕伊方町総合計画審議会 委員名簿

（敬称略）

	分野	氏名	備考
識見を有する者	保健・医療・福祉	阿部 信行	
	教育・文化	山口 千穂	副会長
	産業振興（農業）	高月 芳人	
	産業振興（漁業）	阿部 勇二	会長
	子育て支援	阿部 康子	
公共的団体等の役員	伊方町区長会会長	近田 三郎	
	伊方町民生児童委員協議会 伊方地域主任児童委員	三浦 五十鈴	
	伊方町民生児童委員協議会 三崎地域主任児童委員	田村 ヤエ子	
	伊方町老人クラブ連合会会長	清 家庄 一	
	伊方町女性団体連絡会会長	菊池 よし子	
	伊方町商工会会長	井上 喜樹	
	NPO法人 佐田岬ツーリズム協会理事長	大久保 光留	

[5] 伊方町総合計画 策定経過

年月日	会議等	議題等
平成27年 6月18日 ～7月3日	伊方町まちづくりアンケート調査	
7月13日	第1回 伊方町総合計画審議会 伊方町総合戦略検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 伊方町第2次総合計画及び伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略について ・ 伊方町人口ビジョンについて ・ まちづくりに関する意見交換
7月30日	第1回 ・ プロジェクト会議 ・ 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊方町人口ビジョン、戦略骨子案の検討ワークショップ
9月3日	第2回 伊方町総合計画審議会 伊方町総合戦略検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊方町人口ビジョンについて ・ 伊方町まちづくりアンケート調査について ・ 伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略について ・ 伊方町第2次総合計画について
10月1日	第2回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合戦略事業の検討
10月30日	第3回プロジェクト会議 プロジェクトチームから「まち・ひと・しごと創生総合戦略事業」に関する町長プレゼンテーション	
11月2日	産業関係団体等との懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農漁商関係機関との懇談会
11月6日	有識者インタビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛媛大学
11月11日	有識者インタビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源地域振興センター (調査シートによる聞き取り)
11月12日	有識者インタビュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松山大学 ・ 不動産会社

年月日	会議等	議題等
12月1日	第3回 伊方町総合計画審議会 伊方町総合戦略検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊方町人口ビジョン（案）について ・ 伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について ・ 伊方町第2次総合計画について
12月28日	第4回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生加速化交付金事業の検討について
平成28年 2月8日～21日	パブリックコメント	
3月11日	伊方町議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊方町第2次総合計画の決定

伊方町第2次総合計画

■発行／愛媛県伊方町

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

TEL：0894（38）0211 FAX：0894（38）1373

■発行日／平成28年3月

<http://www.town.ikata.ehime.jp>